

目 次

【情報公開制度】

I	制度のあらまし	
1	制度のしくみ	1
2	行政文書公開制度の内容	1
II	運用状況	
1	概要	4
2	行政文書公開請求の状況	4
3	県主導の第三セクター等の情報公開について	3 6
III	情報公開審査会の審議状況	3 7
IV	情報公開運営審議会の審議状況	4 1

【個人情報保護制度】

I	制度のあらまし	
1	制度のしくみ	4 4
2	個人情報保護制度の内容	4 4
II	運用状況	
1	概要	4 9
2	自己情報の開示、訂正請求、是正の申出の状況	5 1
3	簡易開示の状況	6 3
4	問い合わせ・苦情相談の状況	6 6
5	実施機関の事務登録の状況	6 8
6	事業者の業務登録の状況	7 0
III	個人情報保護審査会の審議状況	7 4
IV	個人情報保護審議会の審議状況	7 6
V	制度の普及活動	
1	県民、事業者への広報活動	8 3
2	職員への意識啓発	8 4
3	個人情報保護啓発強調月間の実施	8 4

【資 料】

1	情報公開審査会答申の概要	8 5
2	個人情報保護審査会答申の概要	1 8 4
3	情報公開運営審議会報告書	1 8 8
4	個人情報保護審議会諮問書・答申書	1 9 9
4	情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況	2 1 7

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆さんのご理解を深めていただくとともに、県民の皆さんと県との信頼関係を一層増進するために、昭和58年度から行政文書公開制度と情報提供システムを車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。

行政文書公開	情報提供		
県民の請求に基づいて行政文書を公開する。	県民のニーズに応じて行政情報を積極的又は義務的に提供する。		
行政文書公開制度	窓口による 情報提供	広報による 情報提供	行政手続等による 情報提供
行政文書そのものの公開 (みせる)	行政情報の収集・整理・加工・伝達・閲覧・広聴 (あつめる) (つくる) (つたえる) (みせる) (きく)		
開かれた県政の確立、県民との共同作品の県政の推進			
県政への理解と参加の促進			
県民と県との信頼関係の増進			

2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第1条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第2条）。

(2) 公開請求ができる情報

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

イ 公開請求ができる県の機関

この制度を実施する県の機関は、次の14の機関です。これらの機関が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

- ① 県内に住所を有する人
- ② 県内に勤務又は在学する人
- ③ 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
- ④ その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

(4) 非公開とすることができる情報

「原則公開」の制度の中で、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

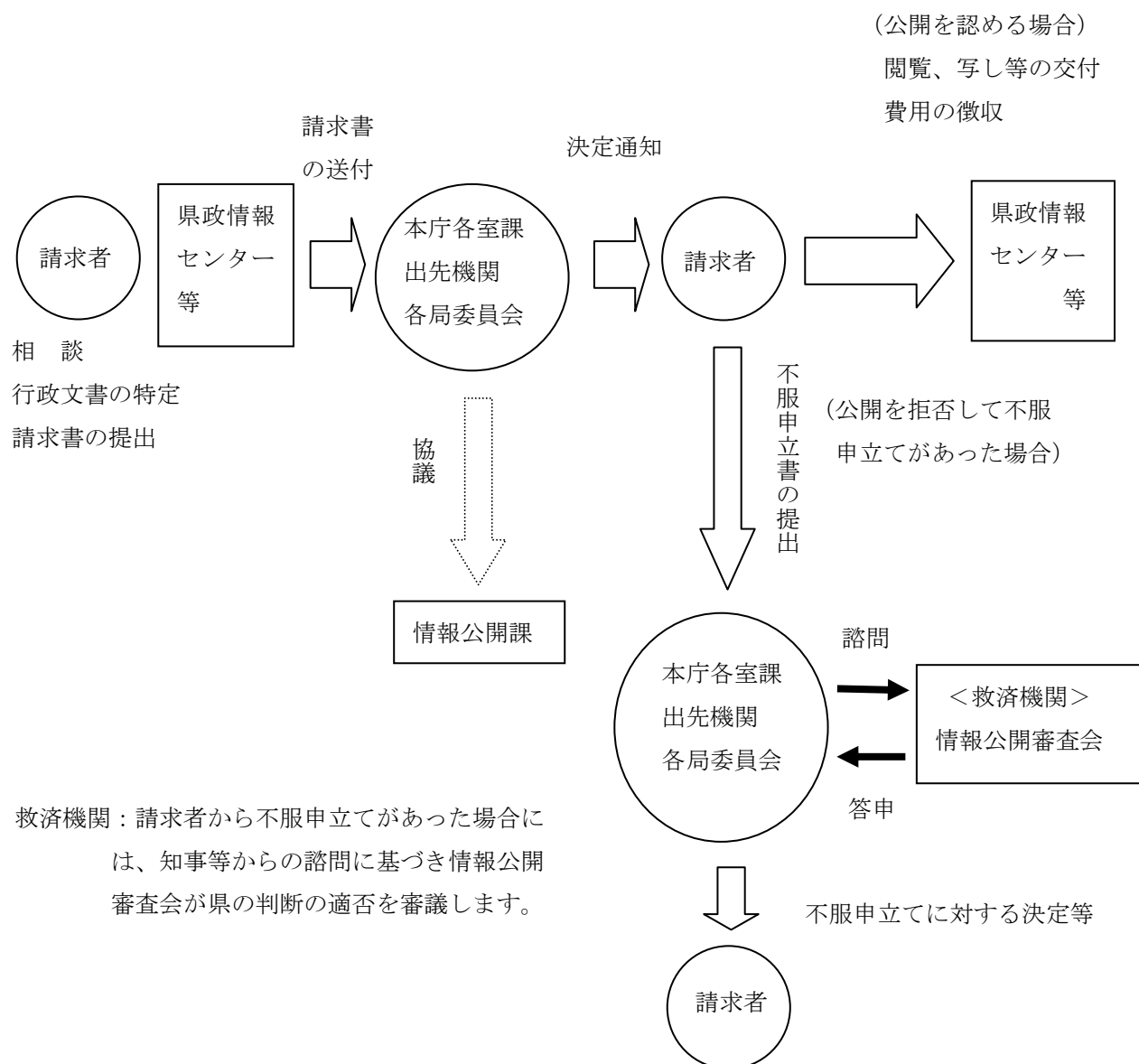
したがって、このいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

行政文書公開制度は民主主義を根底にするものですから、この制度によって情報を得た人はその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ

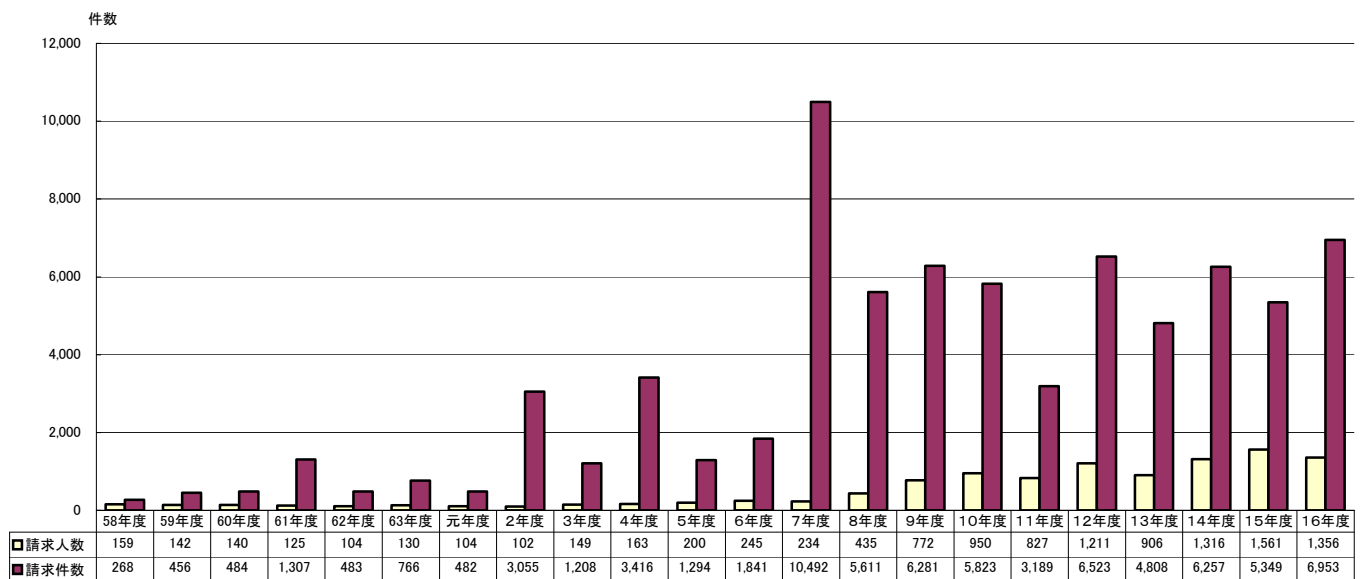


Ⅱ 運用状況

1 概 要

平成16年度は、行政文書公開の請求者数が1,356人、請求件数が6,953件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数

平成16年度の請求者数は1,356人（前年比－205人）、請求件数は6,953件（前年比＋1,604件）で、請求者数は過去最多であった昨年度に比べて減少しましたが、請求件数は昨年度より増加し、過去2番目に多くなっています。

行政文書公開請求を分野別にみると、行政一般の3,372件、次いで教育の966件、保健衛生の851件、防災・防犯の747件、都市基盤の367件の順となっています（表－2）。

部局別内訳では、教育委員会が1,418件で最も多く、次いで警察本部長の1,345件、衛生部の969件、県土整備部の935件、選挙管理委員会の369件となっています（表－3）。

(表－２) 行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳 (単位：件)

情 報 分 野	58～11	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	計
人 口	1	－	－	－	－	－	1
土 地 ・ 自 然	119	8	12	9	－	9	157
資源・エネルギー	80	－	2	1	3	12	98
保 健 衛 生	4,992	240	253	447	571	851	7,354
社 会 福 祉	629	208	92	216	76	92	1,313
雇 用	173	1	5	15	9	9	212
消 費 生 活	24	17	4	4	－	1	50
教 育	2,744	3,034	1,195	1,213	738	966	9,890
文 化	156	22	152	33	17	16	396
防 災 ・ 防 犯	1,393	74	304	701	69	747	3,288
都 市 基 盤	12,267	683	363	524	956	367	15,160
交 通 ・ 運 輸	1,541	36	13	62	457	186	2,295
環 境	2,649	831	434	227	153	233	4,527
産 業	1,398	252	69	16	37	92	1,864
行 政 一 般	18,290	1,117	1,910	2,789	2,263	3,372	29,741
計	46,456	6,523	4,808	6,257	5,349	6,953	76,346

(表－3) 行政文書公開請求件数の年度別部局別内訳 (単位：件)

部局名	58～10	改編前 小計	部局名	11～12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	改編後 小計	
総務部	3,272	3,272	総務部	284	308	101	249	166	1,108	
企画部	705	705	企画部	334	52	113	45	144	688	
県民部	2,695	2,695	防災局	20	5	8	13	37	83	
環境部	1,681	1,681	県民部	506	544	290	296	283	1,919	
福祉部	1,562	1,562	環境農政部	1,027	317	302	198	341	2,185	
労働部	28	28	福祉部	426	92	254	98	241	1,111	
衛生部	6,749	6,749	衛生部	450	260	544	590	969	2,813	
農政部	793	793	商工労働部	13	5	64	31	191	304	
商工部	1,509	1,509	県土整備部	1,568	378	601	979	935	4,461	
土木部	14,626	14,626								
都市部	2,461	2,461								
渉外部	106	106								
国体局	134	134								
出納局	167	167	出納局	8	—	7	9	4	28	
地区行政 センター	917	917	地区行政 センター等	596	190	80	89	111	1,066	累 計
知事部局計	37,405	37,405	知事部局計	5,232	2,151	2,364	2,597	3,422	15,766	53,171
公営企業 管理者	697	697	公営企業 管理者	29	3	33	39	40	144	
議 会	2,325	2,325	議 会	178	101	27	308	309	923	
教育委員会	2,100	2,100	教育委員会	4,159	1,606	1,619	1,401	1,418	10,203	
人事委員会	33	33	人事委員会	2	—	6	25	5	38	
監査委員	581	581	監査委員	97	19	36	39	34	225	
地方労働 委員会	—	—	労働委員会	—	—	4	9	1	14	
選挙管理 委員会	124	124	選挙管理 委員会	15	133	123	204	369	844	
収用委員会	2	2	収用委員会	—	24	6	9	1	40	
海区漁業 調整委員会	—	—	海区漁業 調整委員会	—	—	—	10	—	10	
内水面漁場 管理委員会	—	—	内水面漁場 管理委員会	—	—	—	11	1	12	
公安委員会	—	—	公安委員会	—	194	38	19	8	259	
警察本部長	—	—	警察本部長	—	577	2,001	678	1,345	4,601	累 計
その他計	5,862	5,862	その他計	4,480	2,657	3,893	2,752	3,531	17,313	23,175
合 計	43,267	43,267	合 計	9,712	4,808	6,257	5,349	6,953	33,079	76,346

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

平成16年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「県内に住所を有する人」からの請求が最も多く、全体の44.4%を占める3,086件、「県内の法人その他団体」からの請求が1,430件、「公開を必要とする理由を明らかにして請求する人」からの請求が1,256件、「県内に勤務する人」からの請求が1,180件となっています（表－4）。

（表－4）行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区 分	58～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
県内在住	39,027	4,831	3,315	4,150	3,011	3,086	57,420
県内在勤	563	221	188	908	197	1,180	3,257
県内在学	285	2	3	1	1	1	293
法人・団体	6,495	1,247	1,059	893	979	1,430	12,103
理由明示者	86	222	243	305	1,161	1,256	3,273
計	46,456	6,523	4,808	6,257	5,349	6,953	76,346

(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行い、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成16年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は2,860件で、公開請求全体の41%を占めています。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは96件、告知を行ったものは63件です（表－5）。

（表－5）行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況（単位：件）

区 分	58～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
第三者情報の件数	33,550	2,499	2,646	3,305	1,433	2,860	46,293
調 査 件 数	4,464	294	627	224	151	96	5,856
告 知 件 数	6,304	252	482	200	148	63	7,449

(4) 請求の内容

平成16年度に請求が最も多かった行政文書は、「公益法人の財産目録」でした。（表－6、表－7）。

(表－6) 分野別行政文書公開請求の内容

() 内の数字は請求件数

情 報 分 野	件 数	主 な 請 求 対 象 行 政 文 書 の 内 容 と 件 数
土 地 ・ 自 然	9	国土法による届出書 (4)
資源・エネルギー	12	水源の森林づくり推進協議会会議録等 (9)
保 健 衛 生	851	食品営業許可台帳等 (581)、医療機関の名称・所在地等 (120)、美容所・理容所の名称・所在地等 (77)、薬局等の名称・所在地等 (27)
社 会 福 祉	92	監査・指導関係資料 (37)、社会福祉法人等決算書類 (24)
雇 用	9	職業技術校の入校選考問題等 (8)
消 費 生 活	1	生活協同組合の組合名・所在地等 (1)
教 育	966	学校法人収支計算書等 (98)、懲戒事案・教員の人事異動関係等文書 (376)
文 化	16	宗教法人規則 (14)
防 災 ・ 防 犯	747	古物営業関係文書 (304) 町名別・罪種別等犯罪認知件数等 (111)
都 市 基 盤	367	建築確認・開発関係書類 (95)、県発注工事の設計書等 (41) 道路の公報告示図等 (35)
交 通 ・ 運 輸	186	町名別交通事故発生件数 (159)、港湾工事の契約書等 (24)
環 境	233	八都県市首脳会議各部会配布資料等 (37) 廃棄物施設の設置・解体に関する書類 (27)
産 業	92	農地法違反関係文書 (32) 飼育動物診療施設台帳等 (10)
行 政 一 般	3,372	公益法人の財産目録 (604)、県立図書館における前渡金・非常勤報酬等に関する文書 (464)、政治資金収支報告書等 (358)
合 計	6,953	

(表－7) 部局別行政文書公開請求の内容

() 内の数字は請求件数

部 局 名	件 数	主 な 請 求 対 象 行 政 文 書 の 内 容 と 件 数
総 務 部	166	懲戒処分の内容がわかる文書 (57)、政策会議の結果概要等 (119)、県税取扱要領及び経由引取税関係の個別通知 (12)
企 画 部	144	住基ネットワークシステム市町村連絡会の会議録等 (32)、住民基本台帳関連会議の復命書等 (20)、総合計画審議会の配布資料等 (16)
防 災 局	37	地域活断層調査委員会における配布資料等 (8) 市町村防災行政無線整備状況一覧 (4)
県 民 部	283	学校法人収支計算書等 (98) 宗教法人規則 (14)
環境農政部	341	八都県市首脳会議各部会配布資料等 (37) ごみ処理広域化に関する会議の配布資料等 (15)
福 祉 部	241	監査・指導関係資料 (37)、社会福祉法人等決算書類 (24)
衛 生 部	969	食品営業許可台帳等 (581)、医療機関の名称・所在地等 (120)、美容所・理容所の名称・所在地等 (77)、薬局等の名称・所在地等 (27)
商工労働部	191	職業技術校の入校選考問題等 (8)、中小企業経営革新支援対策補助金申請に係る書類 (8)
県土整備部	935	建築確認・開発関係書類 (95)、県発注工事の設計書等 (65)、道路の公報告示図等 (35)
出 納 局	4	物品の入札調書 (2)
地区行政センター等	111	廃棄物施設の設置・解体に関する書類 (26)、廃棄物対策関連会議の配布資料等 (13)、廃棄物処分業等の許可取消に関する文書 (10)
知事部局計	3,422	
公営企業管理者	40	営業所管内管網図作成委託に関する文書 (24)
議 会	309	政務調査費収支報告書 (66)、議長交際費に係る支出証明書類等 (53)、県政調査審査会の議事録等 (41)
教 育 委 員 会	1,418	県立図書館における前渡金・非常勤報酬等に関する文書 (464)、懲戒事案・教員の人事異動関係等文書 (376)
人 事 委 員 会	5	県職員等に関する不利益処分に対する不服申立て関係文書 (4)
監 査 委 員	34	監査結果関係文書 (30)
労 働 委 員 会	1	あっせん申請書 (1)
選挙管理委員会	369	政治資金収支報告書等 (358)
収 用 委 員 会	1	裁決書 (1)
内水面漁場管理委員会	1	内水面漁場管理委員会の議事録等 (1)
公 安 委 員 会	8	公安委員会通知に関する文書 (8)
警 察 本 部 長	1,345	古物営業関係文書 (304)、捜査費・捜査報償費の支出関係書類 (359)、町名別・罪種別等犯罪認知件数等 (111)
合 計	6,953	

(5) 請求に対する処理の状況

6, 953 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、4, 061 件、一部を公開したものが2, 602 件、全部を非公開としたものは290 件でした（表－8）。

非公開290 件のうち、225 件は文書不存在によるもの、13 件は却下によるもの、4 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

（表－8）行政文書公開請求に対する処理状況（単位：件）

年 度	処理状況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却下	
58 年度	212	44	12	268			6	268
59 年度	359	73	24	456			—	456
60 年度	390	86	8	484			—	484
61 年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62 年度	248	121	114	483			—	483
63 年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2 年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3 年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4 年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5 年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6 年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7 年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8 年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9 年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10 年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11 年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12 年度	2,376	3,927	220	6,523	163	3	6	6,523
13 年度	1,079	3,558	171	4,808	152	3	4	4,808
14 年度	2,086	3,698	473	6,257	459	3	2	6,257
15 年度	2,652	2,260	437	5,349	318	3	8	5,349
16 年度	4,061	2,602	290	6,953	225	4	13	6,953
計	36,807	36,286	3,253	76,346	1,317	16	39	76,346
構成比	48.2%	47.5%	4.3%	100%	—	—	—	

（注）不存在、存否、却下の件数は、非公開件数の内数

(6) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、延べ4, 236 項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が2, 301 項で最も多く、平成16年度の非公開情報全体の54. 3%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上の

ノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が673項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が588項となっており、この三つの非公開情報の合計で全体の84%を占めています。（表－9）

（表－9）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳（単位：項）

非公開情報の類型	58～11 年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
1号 個人に関する情報	18,073	3,600	2,999	3,396	2,157	2,301	32,526
2号 法人等に関する情報	13,440	1,771	2,251	1,282	459	673	19,876
3号 審議等に関する情報	554	157	228	26	63	36	1,064
4号 事務等に関する情報	4,508	936	1,637	2,232	574	588	10,475
5号 任意に提供された情報	—	2	—	5	8	16	31
6号 犯罪の予防等に関する 情報	78	2	596	643	127	553	1,999
7号 法令等の規定による情 報	329	96	50	4	1	69	549
（旧条例3号） 国等からの依頼等に関する 情報	131	—	—	—	—	—	131
計	37,113	6,564	7,761	7,588	3,389	4,236	66,651

（7）諾否決定に対する不服申立て

諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、54件ありました。内容は、次ページ以降の表－11中の諮問第279号「特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件」から諮問第332号「県立高校教諭に係る人事異動関係文書不存在の件（その2）」までに記載のとおりです。

また、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め79件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」との答申が52件、「不服申立人主張一部認容」との答申が21件、「不服申立人主張全部認容」との答申が6件となっており、実施機関はすべて答申どおり決定しています。諮問第62号及び第64号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。今までの答申256件に係る審議回数は、平均5回、諮問から答申までの日数は、平均635日となっています。

なお、平成16年度における審議会の審議の詳細は、「Ⅲ 情報公開審査会の審議状況」に掲載しています。

（表－10）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て （諮問）件数	情 報 公 開 審 査 会				決 定 件 数
	答申件数	取下げ	中 断	係属中	
332件	256件	24件	2件	50件	251件

(表－１１) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て一覧表

諮問 番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
1	逗子市内マンション建築確認申請書等一部非公開の件	知 事	S58. 5. 12	S58. 5. 21	S58. 9. 17	1	不服申立人主張 一部認容	S58. 9. 22	答 申 ど お り (一部変更)
2	宗教法人規則変更認証申請書等一部非公開の件	知 事	S58. 6. 14	S58. 6. 18	S58. 9. 17	2	不服申立人主張 一部認容	S58. 9. 22	答 申 ど お り (一部変更)
3	昭和 46 年度平作川河道計画調査報告書非公開の件	知 事	S58. 6. 16	S58. 6. 18	(H16. 1. 30 不服申立て却下、H16. 1. 30 諮問取り下げ)				
4	一時恩給簿非公開の件	知 事	S58. 6. 17	S58. 6. 18	S58. 9. 17	3	不服申立人主張 否認	S58. 9. 22	答 申 ど お り (棄却)
5	57 年 12 月、58 年 2 月定例会厚生常任委員会における優生保護法に関する討議記録非公開の件	議 会	S58. 6. 22	S58. 7. 9	S58. 12. 23	4	不服申立人主張 全部認容	S59. 3. 22	答 申 ど お り (変更)
6	昭和 57 年 9 月定例会県民環境常任委員会記録非公開の件	議 会	S58. 9. 5	S58. 9. 17	S58. 12. 23	5	不服申立人主張 全部認容	S59. 3. 22	答 申 ど お り (変更)
7	酸化防止剤（ＢＨＡ及びＢＨＴ）のうち収去品試験成績通知書一部非公開の件	知 事	S58. 10. 15	S58. 10. 29	S59. 4. 7	6	不服申立人主張 一部認容	S59. 4. 17	答 申 ど お り (一部変更)
8	第 70 回神奈川県都市計画地方審議会議事録一部非公開の件	知 事	S59. 1. 9	S59. 2. 4	S59. 7. 7	7	不服申立人主張 全部認容	S59. 8. 6	答 申 ど お り (変更)
9	厚木市内県営住宅の標準設計図及び施工図非公開の件	知 事	S59. 9. 27	S59. 10. 9	(S59. 10. 11 不服申立て取下げ、S59. 10. 17 諮問取下げ)				
10	三保ダム補償に係る土地売買契約書及び補償契約書非公開の件	公営企業 管 理 者	S59. 10. 6	S59. 10. 17	S60. 3. 16	8	不服申立人主張 否認	S60. 3. 26	答 申 ど お り (棄却)
11	開発行為許可申請書添付の法面検討書非公開の件	知 事	S60. 10. 7	S60. 10. 9	S61. 2. 15	9	不服申立人主張 一部認容	S61. 2. 25	答 申 ど お り (一部変更)
12	昭和 58 年度通常砂防工事（柿ノ木平川、愛甲郡清川村煤ヶ谷地先）に係る丈量図一部非公開の件	知 事	S61. 6. 16	S61. 6. 18	S61. 12. 13	10	不服申立人主張 一部認容	S62. 1. 8	答 申 ど お り (一部変更)
13	昭和 59 年及び昭和 60 年に行われた義務教育費国庫負担金に係る会計検査院の实地検査の結果非公開の件	教 委 員 会	S61. 7. 27	S61. 8. 4	S62. 2. 14	11	不服申立人主張 否認	S62. 2. 26	答 申 ど お り (棄却)
14	全職員リストのうち特定の職員に係る記載部分非公開の件	人 委 員 会	S62. 1. 16	S62. 1. 21	S62. 7. 18	12	不服申立人主張 全部認容	S62. 7. 22	答 申 ど お り (変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
15	昭和 59 年度通常砂防 工事に係る残地求積図 非公開の件	知 事	S62. 8. 20	S62. 8. 25	S63. 2. 6	13	不服申立人主張 否認	S63. 2. 25	答 申 ど お り (棄却)
16	昭和 58 年度通常砂防 工事に係る測量調査実 施設計画一部非公開の 件	知 事	S62. 8. 22	S62. 8. 25	S63. 2. 6	14	不服申立人主張 一部認容	S63. 2. 25	答 申 ど お り (一部変更)
17	国鉄清算事業団用地件 名表及び付属図面一部 非公開の件	知 事	S63. 4. 19	S63. 4. 22	S63. 12. 24	15	不服申立人主張 一部認容	H1. 1. 24	答 申 ど お り (一部変更)
18	事業団用地に関する地 方公共団体の利用計画 調査表及び添付資料非 公開の件	知 事	S63. 4. 19	S63. 4. 22	S63. 12. 24	16	不服申立人主張 一部認容	H1. 1. 24	答 申 ど お り (一部変更)
19	昭和 58 年 4 月 1 日よ り昭和 62 年 12 月 31 日における単身者から の分家住宅に係る建築 許可申請書及び申請者 が結婚を証するための 添付資料一部非公開の 件	知 事	S63. 6. 7	S63. 6. 9	H1. 3. 11	17	不服申立人主張 否認	H1. 4. 10	答 申 ど お り (棄却)
20	公共職業安定所に係る 裁決書の決定がされる までの調査記録非公開 の件	知 事	H1. 2. 6	H1. 2. 7	H1. 6. 17	18	不服申立人主張 一部認容	H1. 7. 4	答 申 ど お り (一部変更)
21	労働者派遣事業指導監 督分析結果非公開の件	知 事	H1. 8. 14	H1. 8. 17	H2. 3. 3	19	不服申立人主張 否認	H2. 3. 22	答 申 ど お り (棄却)
22	職業安定法第 44 条及 び労働基準法第 6 条等 違反に関する申入れ又 は申告の取扱いについ て（労働省通達）非公 開の件	知 事	H1. 8. 14	H1. 8. 17	H2. 3. 3	20	不服申立人主張 否認	H2. 3. 22	答 申 ど お り (棄却)
23	川崎縦貫道路計画調整 協議会・幹事会関係資 料一式一部非公開の件	知 事	H1. 11. 22	H1. 12. 1	H2. 7. 21	21	不服申立人主張 一部認容	H2. 9. 17	答 申 ど お り (一部変更)
24	昭和 55 年及び昭和 57 年開催の優生保護審査 会に係る①申請の内容 ②審議録③決定理由④ 決定通知書の写し非公 開の件	知 事	H2. 1. 26	H2. 1. 31	H2. 7. 21	22	不服申立人主張 一部認容	H2. 8. 29	答 申 ど お り (一部変更)
25	校則の見直し状況につ いて非公開の件	教 育 会 委 員 会	H2. 1. 26	H2. 2. 13	(H2. 7. 2 不服申立て取下げ、H2. 7. 5 諮問取下げ)				
26	給水装置新設（改造） 工事申請及び施行承認 願並びに給水装置所有 者変更届非公開の件	公営企業 管 理 者	H2. 3. 27	H2. 4. 27	(H2. 9. 19 不服申立て取下げ、H2. 9. 25 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
27	即位礼正殿の儀及び大嘗宮儀の出席者と同行者に係わる旅行命令簿非公開の件	議 会	H3. 1. 19	H3. 1. 31	H3. 6. 12	23	不服申立人主張一部認容	H3. 7. 10	答 申 ど お り (一部変更)
28	神奈川東部方面線調査報告書（平成元年 12 月作成）非公開の件	知 事	H3. 11. 14	H3. 11. 18	H5. 1. 26	24	不服申立人主張一部認容	H5. 2. 22	答 申 ど お り (一部変更)
29	平成 2 年ゴルフ場農薬使用実績報告書一部非公開の件	知 事	H4. 4. 30	H4. 5. 13	H5. 1. 26	25	不服申立人主張全部認容	H5. 2. 22	答 申 ど お り (変更)
30	平成 2 年度東京都市圏総合都市交通体系調査報告書・計画編非公開の件	知 事	H4. 9. 8	H4. 9. 17	H5. 8. 27	26	不服申立人主張否認	H5. 9. 22	答 申 ど お り (棄却)
31	業務取扱要領・職業安定行政手引 7－2（雇用保険適用関係）一部非公開の件	知 事	H4. 10. 19	H4. 10. 27	H5. 9. 16	27	不服申立人主張否認	H5. 10. 6	答 申 ど お り (棄却)
32	知事交際費に係る前渡金管理状況表及び領収書等綴り一部非公開の件	知 事	H4. 12. 25	H5. 1. 5	H6. 7. 22	28	不服申立人主張一部認容	H6. 7. 29	答 申 ど お り (一部変更)
33	産業廃棄物処理業許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知 事	H5. 2. 8	H5. 2. 12	H6. 7. 22	29	不服申立人主張一部認容	H6. 7. 29	答 申 ど お り (一部変更)
34	産業廃棄物処理業変更許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知 事	H5. 5. 10	H5. 5. 14	H6. 7. 22	30	不服申立人主張否認	H6. 7. 29	答 申 ど お り (棄却)
35	神奈川県立厚木高等学校職員会議録非公開の件	教 委 員 会	H5. 5. 28	H5. 6. 8	H6. 10. 21	31	不服申立人主張一部認容	H6. 12. 26	答 申 ど お り (一部変更)
36	神奈川県立厚木高等学校職員会議録非公開の件	教 委 員 会	H5. 6. 11	H5. 6. 24	H6. 10. 21	32	不服申立人主張一部認容	H6. 12. 26	答 申 ど お り (一部変更)
37	神奈川県立養護学校教諭の懲戒処分についての伺い一部非公開の件	教 委 員 会	H5. 9. 30	H5. 10. 19	H7. 3. 27	33	不服申立人主張一部認容	H7. 5. 29	答 申 ど お り (一部変更)
38	神奈川県立外語短期大学教授会議事録非公開の件	教 委 員 会	H5. 11. 17	H5. 11. 29	H7. 3. 27	34	不服申立人主張一部認容	H7. 5. 29	答 申 ど お り (一部変更)
39	犬、猫等に係る学術研究用譲渡申請書及び学術用譲渡施設調査票一部非公開の件	知 事	H5. 12. 16	H5. 12. 28	H7. 3. 27	35	不服申立人主張一部認容	H7. 4. 18	答 申 ど お り (一部変更)
40	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知 事	H6. 2. 16	H6. 2. 23	H8. 3. 27	38	不服申立人主張一部認容	H8. 7. 25	答 申 ど お り (一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
41	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知 事	H6. 2. 16	H6. 2. 23	H8. 3. 27	39	不服申立人主張一部認容	H8. 7. 25	答 申 どおり (一部変更)
42	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知 事	H6. 2. 16	H6. 2. 23	H8. 3. 27	40	不服申立人主張一部認容	H8. 7. 25	答 申 どおり (一部変更)
43	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知 事	H6. 3. 8	H6. 3. 16	H8. 3. 27	41	不服申立人主張一部認容	H8. 7. 25	答 申 どおり (一部変更)
44	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知 事	H6. 3. 8	H6. 3. 16	H8. 3. 27	42	不服申立人主張一部認容	H8. 7. 25	答 申 どおり (一部変更)
45	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知 事	H6. 3. 22	H6. 3. 30	H8. 3. 27	43	不服申立人主張一部認容	H8. 7. 25	答 申 どおり (一部変更)
46	神奈川県立高等学校生徒反省文非公開の件	教 員 育 会 委 員 会	H6. 9. 16	H6. 9. 30	H7. 10. 26	36	不服申立人主張否認	H7. 11. 14	答 申 どおり (棄却)
47	綾瀬市早川城山特定土地区画整理組合設立認可申請書等一部非公開の件	知 事	H6. 12. 22	H7. 1. 5	H7. 10. 26	37	不服申立人主張一部認容	H7. 11. 16	答 申 どおり (一部変更)
48	県立病院病棟当直日誌、看護管理当直日誌及び勤務時間割振表一部非公開の件	知 事	H7. 3. 8	H7. 3. 29	H8. 3. 27	44	不服申立人主張否認	H8. 5. 10	答 申 どおり (棄却)
49	神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件	教 員 育 会 委 員 会	H7. 5. 29	H7. 6. 12	H8. 3. 27	45	不服申立人主張一部認容	H8. 4. 24	答 申 どおり (一部変更)
50	神奈川県環境影響評価制度検討委員会議事録及び会議資料非公開の件	知 事	H7. 11. 14	H7. 11. 17	H8. 10. 16	46	不服申立人主張全部認容	H8. 11. 18	答 申 どおり (変更)
51	学校法人財務計算書類非公開の件	知 事	H8. 1. 31	H8. 2. 7	H8. 11. 26	47	不服申立人主張一部認容	H9. 1. 22	答 申 どおり (一部変更)
52	特定病院からの報告書非公開の件	知 事	H8. 3. 18	H8. 3. 25	H8. 11. 26	48	不服申立人主張一部認容	H9. 1. 13	答 申 どおり (一部変更)
53	犬の所有者名簿非公開の件	知 事	H8. 7. 1	H8. 7. 16	H9. 7. 25	49	不服申立人主張一部認容	H9. 8. 28	答 申 どおり (一部変更)
54	旅行命令簿非公開の件	知 事	H8. 7. 10	H8. 7. 25	(H8. 11. 7 不服申立て取下げ、H8. 11. 7 諮問取下げ)				
55	信用組合の救済支援に関する協定書等非公開の件	知 事	H8. 7. 17	H8. 7. 29	H10. 3. 27	52	不服申立人主張一部認容	H10. 5. 1	答 申 どおり (一部変更)
56	退職手当支給調書一部非公開の件	教 員 育 会 委 員 会	H8. 8. 30	H8. 9. 9	H9. 10. 29	50	不服申立人主張全部認容	H9. 12. 16	答 申 どおり (変更)
57	道路用地の購入価格に関する書類非公開の件	知 事	H9. 1. 9	H9. 1. 27	H10. 6. 15	53	不服申立人主張一部認容	H10. 7. 24	答 申 どおり (一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
58	神奈川東部方面線地質概査報告書等一部非公開の件	知 事	H9. 2. 17	H9. 2. 26	H10. 8. 18	54	不服申立人主張一部認容	H10. 9. 18	答 申 どおり (一部変更)
59	神奈川東部方面線地質概査報告書等一部非公開の件	知 事	H9. 2. 17	H9. 2. 26	H10. 8. 18	55	不服申立人主張一部認容	H10. 9. 18	答 申 どおり (一部変更)
60	社会福祉法人設立認可申請書の添付書類一部非公開の件	知 事	H9. 2. 17	H9. 2. 26	H10. 12. 24	56	不服申立人主張一部認容	H11. 2. 23	答 申 どおり (一部変更)
61	非常勤講師勤務状況調査等一部非公開の件	教 育 委 員 会	H9. 2. 18	H9. 2. 27	H9. 10. 29	51	不服申立人主張一部認容	H9. 12. 16	答 申 どおり (一部変更)
62	産業廃棄物の処分実績報告書一部非公開の件	知 事	H9. 3. 11	H9. 3. 17			(中断)		
63	信用組合に係る不祥事件報告書及び検査関係書類一部非公開の件	知 事	H9. 6. 18	H9. 6. 27	H10. 12. 24	57	不服申立人主張否認	H11. 1. 26	答 申 どおり (棄却)
64	指定工場変更許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知 事	H9. 7. 9	H9. 7. 28			(中断)		
65	火災報告非公開の件	知 事	H9. 10. 13	H9. 10. 30	H11. 5. 21	58	不服申立人主張一部認容	H11. 8. 19	答 申 どおり (一部変更)
66	宅地建物取引紛争相談申込書等非公開の件	知 事	H9. 10. 15	H9. 10. 31	(H11. 1. 18 不服申立て取下げ、H11. 2. 4 諮問取下げ)				
67	国民体育大会旅費随時監査に係る関係人調査の実施に関する文書等一部非公開の件	監査委員	H9. 11. 17	H9. 11. 25	H11. 6. 15	59	不服申立人主張一部認容	H11. 7. 16	答 申 どおり (一部変更)
68	開発行為等の許可に係る相談表一部非公開の件	知 事	H9. 11. 17	H9. 12. 10	(H10. 9. 28 不服申立て取下げ、H10. 10. 13 諮問取下げ)				
69	知事交際費に係る前渡金管理状況表及び領収書等綴り一部非公開の件	知 事	H9. 12. 4	H9. 12. 10	H11. 11. 29	60	不服申立人主張一部認容	H11. 12. 24	答 申 どおり (一部変更)
70	休暇制度全国状況一覧非公開の件	知 事	H10. 8. 4	H10. 8. 12	H12. 7. 24	61	不服申立人主張一部認容	H12. 8. 25	答 申 どおり (一部変更)
71	学校法人消費収支計算書等非公開の件	知 事	H10. 9. 14	H10. 9. 30	H12. 7. 24	62	不服申立人主張一部認容	H13. 2. 14	答 申 どおり (一部変更)
72	住民監査請求関係書類一部非公開の件	監査委員	H10. 11. 9	H10. 11. 20	H12. 11. 2	63	不服申立人主張一部認容	H12. 12. 4	答 申 どおり (一部変更)
73	県立射撃場改築工事支出関係書類一部非公開の件	知 事	H10. 11. 30	H10. 12. 7	H13. 2. 16	71	不服申立人主張一部認容	H13. 3. 30	答 申 どおり (一部変更)
74	県立射撃場リフト設置工事支出関係書類一部非公開の件	教 育 委 員 会	H10. 11. 30	H10. 12. 7	H13. 2. 16	72	不服申立人主張一部認容	H13. 3. 13	答 申 どおり (一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
75	神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件	教 委 員 会	H10. 12. 8	H10. 12. 28	H12. 11. 2	64	不服申立人主張一部認容	H12. 12. 28	答 申 どおり (一部変更)
76	神奈川県立高等学校職員会議録一部非公開の件	教 委 員 会	H10. 12. 8	H10. 12. 28	H12. 11. 2	65	不服申立人主張否認	H12. 12. 28	答 申 どおり (棄却)
77	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書等一部非公開の件	知 事	H11. 1. 21	H11. 2. 1	H12. 11. 2	66	不服申立人主張一部認容	H13. 1. 4	答 申 どおり (一部変更)
78	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍厚木航空施設基地司令官からの要望書非公開の件	知 事	H11. 3. 19	H11. 3. 26	H12. 11. 2	67	不服申立人主張一部認容	H12. 12. 21	答 申 どおり (一部変更)
79	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍司令官からの要望書非公開の件	知 事	H11. 3. 19	H11. 3. 26	H12. 11. 2	68	不服申立人主張全部認容	H12. 12. 21	答 申 どおり (変更)
80	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍厚木航空施設基地司令官からの要望書非公開の件	知 事	H11. 4. 22	H11. 4. 28	H12. 11. 2	69	不服申立人主張一部認容	H12. 12. 21	答 申 どおり (一部変更)
81	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍司令官からの要望書非公開の件	知 事	H11. 4. 22	H11. 4. 28	H12. 11. 2	70	不服申立人主張全部認容	H12. 12. 21	答 申 どおり (変更)
82	公立中学校教員の体罰に係る事故報告書等一部非公開の件	教 委 員 会	H11. 6. 29	H11. 7. 21	H13. 8. 28	79	不服申立人主張一部認容	H13. 10. 23	答 申 どおり (一部変更)
83	陳情書に対する回答の伺い一部非公開の件	教 委 員 会	H11. 8. 23	H11. 9. 1	H13. 10. 17	84	不服申立人主張否認	H13. 12. 26	答 申 どおり (棄却)
84	公立小学校教員に係る事故報告書一部非公開の件	教 委 員 会	H11. 8. 16	H11. 9. 10	H13. 8. 28	80	不服申立人主張一部認容	H13. 10. 23	答 申 どおり (一部変更)
85	真鶴港活性化計画調書等一部非公開の件	知 事	H11. 8. 19	H11. 9. 16	H13. 4. 26	73	不服申立人主張一部認容	H13. 7. 17	答 申 どおり (一部変更)
86	真鶴港再整備計画策定調査報告書非公開の件	知 事	H11. 8. 19	H11. 9. 16	H13. 4. 26	74	不服申立人主張全部認容	H13. 7. 17	答 申 どおり (変更)
87	真鶴港臨海部活性化調査報告書非公開の件	知 事	H11. 8. 19	H11. 9. 16	(H12. 10. 23 諮問取下げ)				
88	公立中学校教員の人事上の措置書類等一部非公開の件	教 委 員 会	H11. 9. 27	H11. 10. 1	H14. 8. 7	119	不服申立人主張一部認容	H14. 9. 11	答 申 どおり (一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
89	公立小学校教員の人事 案件に係る教育委員会 会議録一部非公開の件	教 委 員 会 育 会	H11. 9. 27	H11. 10. 6	(H11. 11. 4 不服申立て取下げ、H11. 11. 12 諮問取下げ)				
90	県立高等学校教員に対 する懲戒請求申立書等 一部非公開の件	教 委 員 会 育 会	H11. 10. 20	H11. 11. 11	(H11. 11. 16 不服申立て取下げ、H11. 11. 19 諮問取下げ)				
91	特定の産業廃棄物処理 業者から提出された要 望書一部非公開の件	知 事	H11. 11. 9	H11. 11. 19	H13. 9. 17	82	不服申立人主張 一部認容	H13. 10. 26	答 申 ど お り (一部変更)
92	県立高等学校教員に対 する懲戒請求申立書等 一部非公開の件	教 委 員 会 育 会	H11. 12. 2	H11. 12. 6	H13. 9. 17	83	不服申立人主張 一部認容	H13. 10. 29	答 申 ど お り (一部変更)
93	国庫補助金等の不適正 経理額返還に関する書 類一部非公開の件	教 委 員 会 育 会	H12. 2. 3	H12. 2. 15	H14. 3. 14	111	不服申立人主張 一部認容	H14. 4. 26	答 申 ど お り (一部変更)
94	国旗掲揚及び国歌斉唱 取組状況調査に対する 回答非公開の件	教 委 員 会 育 会	H12. 2. 3	H12. 2. 15	H13. 8. 28	81	不服申立人主張 否認	H13. 10. 2	答 申 ど お り (棄却)
95	公立小学校教員に係る 事実確認に関する書類 一部非公開の件	教 委 員 会 育 会	H12. 2. 4	H12. 2. 16	H14. 1. 10	107	不服申立人主張 一部認容	H14. 3. 1	答 申 ど お り (一部変更)
96	公立小学校教員に係る 事故報告書一部非公開 の件	教 委 員 会 育 会	H12. 2. 25	H12. 3. 9	H14. 1. 10	108	不服申立人主張 一部認容	H14. 3. 1	答 申 ど お り (一部変更)
97	特定の病院の開設許可 申請書等不存在の件	知 事	H12. 4. 17	H12. 4. 25	H13. 4. 26	75	不服申立人主張 否認	H13. 6. 6	答 申 ど お り (棄却)
98	特定の病院の病院台帳 不存在の件	知 事	H12. 4. 17	H12. 4. 25	H13. 4. 26	76	不服申立人主張 否認	H13. 6. 7	答 申 ど お り (棄却)
99	特定の法人と健康保険 組合との診療契約書等 不存在の件	知 事	H12. 4. 17	H12. 4. 28	H13. 4. 26	77	不服申立人主張 否認	H13. 6. 8	答 申 ど お り (棄却)
100	特定の健康保険組合に 対する補助金交付関係 書類等不存在の件	知 事	H12. 4. 17	H12. 4. 28	H13. 4. 26	78	不服申立人主張 否認	H13. 6. 9	答 申 ど お り (棄却)
101	国民体育大会派遣旅費 に係る預金通帳等一部 不存在の件	教 委 員 会 育 会	H12. 4. 10	H12. 5. 10	H15. 3. 12	128	不服申立人主張 否認	H15. 5. 8	答 申 ど お り (棄却)
102	預貯金通帳等一部非公 開の件	教 委 員 会 育 会	H12. 5. 15	H12. 5. 24	H15. 3. 12	129	不服申立人主張 否認	H15. 5. 8	答 申 ど お り (棄却)
103	県立高等学校教諭の通 勤手当不正受給に係る 処分関連文書一部非公 開の件	教 委 員 会 育 会	H12. 5. 11	H12. 5. 26	(H12. 10. 3 不服申立て取下げ、H12. 10. 6 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
104	広域幹線道路都市計画 意見書内容分析委託関 係書類一部非公開の件	知 事	H12. 5. 26	H12. 6. 9	H14. 6. 12	118	不服申立人主張 一部認容	H14. 7. 12	答 申 どおり (一部変更)
105	教育庁経理課が管理す る預貯金通帳等一部非 公開の件	教 委 員 会	H12. 6. 7	H12. 6. 20	H15. 3. 12	130	不服申立人主張 否認	H15. 4. 14	答 申 どおり (棄却)
106	特定の公立中学校教員 の体罰に係る事故報告 書一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 6. 12	H12. 6. 27	H15. 2. 4	125	不服申立人主張 一部認容	H15. 3. 5	答 申 どおり (一部変更)
107	県立高等学校転編入試 験合否判定会議録等一 部非公開の件	教 委 員 会	H12. 6. 29	H12. 7. 13	H15. 10. 9	149	不服申立人主張 一部認容	H16. 2. 27	答 申 どおり (一部変更)
108	教育庁経理課が管理す る預貯金通帳等一部非 公開の件（その２）	教 委 員 会	H12. 6. 30	H12. 7. 13	H15. 3. 12	131	不服申立人主張 否認	H15. 4. 14	答 申 どおり (棄却)
109	教育庁経理課に係る執 行何票兼支出命令票等 一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 6. 30	H12. 7. 13	H15. 3. 12	132	不服申立人主張 否認	H15. 4. 14	答 申 どおり (棄却)
110	産業廃棄物処理業許可 等に係る相談票一部非 公開の件	知 事	H12. 6. 28	H12. 7. 18	H14. 3. 14	112	不服申立人主張 一部認容	H14. 4. 26	答 申 どおり (一部変更)
111	教育庁スポーツ課に係 る執行何票兼支出命令 票等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 6. 29	H12. 7. 25	H16. 2. 12	154	不服申立人主張 一部認容	H16. 4. 9	答 申 どおり (一部変更)
112	国民体育大会派遣旅費 に係る執行何等一部非 公開の件	教 委 員 会	H12. 7. 10	H12. 7. 25	H16. 2. 12	155	不服申立人主張 否認	H16. 4. 9	答 申 どおり (棄却)
113	教育庁経理課に係る会 議等開催通知一部非公 開の件	教 委 員 会	H12. 7. 17	H12. 7. 28	H15. 3. 12	133	不服申立人主張 一部認容	H15. 4. 14	答 申 どおり (一部変更)
114	教育庁が所管する特定 の団体の会計簿等一部 非公開の件	教 委 員 会	H12. 7. 17	H12. 8. 8	H16. 2. 12	156	不服申立人主張 否認	H16. 4. 9	答 申 どおり (棄却)
115	県立高等学校転編入試 験の合否判定に係る意 思決定関連書類不存在 の件	教 委 員 会	H12. 7. 27	H12. 8. 8	H15. 10. 9	150	不服申立人主張 否認	H16. 2. 27	答 申 どおり (棄却)
116	国民体育大会派遣旅費 調査結果の算出根拠に 係る書類一部非公開の 件	教 委 員 会	H12. 8. 8	H12. 8. 23	H17. 1. 17	211	不服申立人主張 一部認容	H17. 2. 7	答 申 どおり (一部変更)
117	教育庁が所管する特定 の団体に係る支出命令 票等不存在の件	教 委 員 会	H12. 8. 8	H12. 9. 19	H16. 2. 12	157	不服申立人主張 否認	H16. 4. 9	答 申 どおり (棄却)
118	教育庁における職務専 念義務免除申請許可書 等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 9. 7	H12. 9. 20	H16. 2. 12	158	不服申立人主張 一部認容	H16. 3. 19	答 申 どおり (一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
119	国民体育大会旅費随時 監査職員に係る旅行命 令簿一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H12. 9. 18	H12. 9. 22	H16. 2. 12	159	不服申立人主張 否認	H16. 3. 5	答 申 ど お り (棄却)
120	政治資金収支報告書非 公開の件	選挙管理 委 員 会	H12. 9. 21	H12. 9. 28	H14. 5. 30	116	不服申立人主張 否認	H14. 6. 17	答 申 ど お り (棄却)
121	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（環境農政総務室） 一部非公開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	165	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
122	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（環境計画課）一部 非公開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	166	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
123	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（大気水質課）一部 非公開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	167	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
124	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（廃棄物対策課）一 部非公開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	168	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
125	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（緑政課）一部非公 開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	169	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
126	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（林務課）一部非公 開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	170	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
127	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（水源の森林推進課） 一部非公開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	171	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
128	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（農業振興課）一部 非公開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	172	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
129	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（農地課）一部非公 開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	173	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
130	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（畜産課）一部非公 開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	174	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)
131	環境農政部に係る県補 助金支出事業関係書類 等（水産課）一部非公 開の件	知 事	H12. 9. 18	H12. 10. 4	H16. 3. 22	175	不服申立人主張 一部認容	H16. 5. 18	答 申 ど お り (一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
132	体育指導員大会に係る 国庫補助金支出関係書 類一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 8. 31	H12. 10. 6	H16. 12. 20	196	不服申立人主張 一部認容	H17. 1. 25	答 申 ど お り (一部変更)
133	かながわ駅伝競走大会 に係る支出関係書類等 一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 8. 31	H12. 10. 6	H16. 12. 20	197	不服申立人主張 一部認容	H17. 1. 25	答 申 ど お り (一部変更)
134	横浜環状北線環境影響 評価書等作成に関する 書類不存在の件	知 事	H12. 10. 26	H12. 11. 9	H13. 12. 19	102	不服申立人主張 否認	H14. 2. 13	答 申 ど お り (棄却)
135	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(横浜 立野) 非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	85	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
136	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(横浜 日野) 非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	86	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
137	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(汲沢) 非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	87	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
138	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(上鶴 間) 非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	88	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
139	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(新磯) 非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	89	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
140	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(七里 ガ浜) 不存在の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	90	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
141	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(深沢) 不存在の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	91	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
142	平成 13 年度特定の県 立高等学校入学者選抜 における「重視する内 容の選考基準」(湘南) 不存在の件	教 委 員 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	92	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
143	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(湘南台) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	93	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
144	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(小田原城内) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	94	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
145	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(逗子) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	95	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
146	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(相模原) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	96	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
147	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(秦野曾屋) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	97	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
148	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(大和東) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	98	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
149	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(大和西) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	99	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
150	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(有馬) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	100	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
151	平成 13 年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(寒川) 不存在の件	教 委 員 育 会	H12. 10. 5	H12. 11. 16	H13. 11. 14	101	不服申立人主張 否認	H13. 12. 27	答 申 ど お り (棄却)
152	真鶴港再整備計画策定調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知 事	H12. 11. 13	H12. 11. 24	H13. 12. 19	103	不服申立人主張 否認	H14. 2. 12	答 申 ど お り (棄却)
153	真鶴港臨海部活性化調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知 事	H12. 11. 13	H12. 11. 24	H13. 12. 19	104	不服申立人主張 否認	H14. 2. 12	答 申 ど お り (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
154	真鶴港活性化計画調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知 事	H12. 11. 13	H12. 11. 24	H13. 12. 19	105	不服申立人主張否認	H14. 2. 12	答 申 どおり (棄却)
155	真鶴港活性化計画調査報告書に基づく検討会議（民間を除く）資料等不存在の件	知 事	H12. 11. 13	H12. 11. 24	H13. 12. 19	106	不服申立人主張否認	H14. 2. 12	答 申 どおり (棄却)
156	生涯スポーツ振興会議に係る事業費補助金執行伺一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 9. 8	H12. 12. 20	H16. 12. 20	198	不服申立人主張否認	H17. 1. 25	答 申 どおり (棄却)
157	生涯スポーツ振興会議に係る事業報告書等不存在の件	教 委 員 会	H12. 9. 29	H12. 12. 20	H16. 2. 12	160	不服申立人主張否認	H16. 4. 9	答 申 どおり (棄却)
158	神奈川県体育指導委員大会講師謝金領収書等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 9. 29	H12. 12. 20	H16. 12. 20	199	不服申立人主張否認	H17. 1. 25	答 申 どおり (棄却)
159	生涯スポーツ振興会議運営費補助金執行伺票等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 10	H12. 12. 20	H16. 12. 20	200	不服申立人主張否認	H17. 1. 25	答 申 どおり (棄却)
160	かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金執行伺一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 10	H12. 12. 20	H16. 12. 20	201	不服申立人主張一部認容	H17. 1. 25	答 申 どおり (一部変更)
161	神奈川県体育指導委員連合会に係る支出命令票等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 10. 3	H12. 12. 27	H16. 12. 20	202	不服申立人主張一部認容	H17. 1. 25	答 申 どおり (一部変更)
162	県立伊勢原射撃場に係る県公安委員会公認手数料執行伺等不存在の件	教 委 員 会	H12. 10. 25	H12. 12. 27	H16. 2. 12	161	不服申立人主張否認	H16. 4. 9	答 申 どおり (棄却)
163	神奈川県体力づくり推進委員会等支出関係書類不存在の件	教 委 員 会	H12. 11. 7	H12. 12. 27	H17. 1. 17	212	不服申立人主張一部認容	H17. 2. 7	答 申 どおり (一部変更)
164	国体旅費執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 11. 27	H12. 12. 27	H16. 12. 20	203	不服申立人主張否認	H17. 1. 25	答 申 どおり (棄却)
165	国体ユニフォーム代執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 11. 27	H12. 12. 27	H16. 12. 20	204	不服申立人主張一部認容	H17. 1. 25	答 申 どおり (一部変更)
166	生涯スポーツ振興会議謝金及び旅費に関する文書不存在の件	教 委 員 会	H12. 11. 27	H12. 12. 27	H16. 2. 12	162	不服申立人主張否認	H16. 4. 9	答 申 どおり (棄却)
167	公立小学校職員に係る事故報告書等一部非公開の件	教 委 員 会	H12. 12. 25	H13. 1. 5	H14. 5. 30	117	不服申立人主張否認	H14. 6. 14	答 申 どおり (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
168	教育庁スポーツ課が所管する国庫補助金収入関係書類一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H12. 12. 28	H13. 1. 9	H17. 1. 17	213	不服申立人主張一部認容	H17. 2. 7	答 申 ど お り (一部変更)
169	国体スケート・アイスホッケー競技会旅費等一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H12. 12. 28	H13. 1. 9	H16. 12. 20	205	不服申立人主張否認	H17. 1. 25	答 申 ど お り (棄却)
170	神奈川県体育・スポーツ振興期成会預金通帳一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H13. 1. 30	H13. 2. 6	H17. 1. 17	214	不服申立人主張否認	H17. 2. 7	答 申 ど お り (棄却)
171	海岸保全区域一時使用届一部非公開の件	知 事	H13. 1. 26	H13. 2. 7	H14. 1. 10	109	不服申立人主張全部認容	H14. 2. 14	答 申 ど お り (変更)
172	海岸保全区域一時使用届一部非公開の件（その2）	知 事	H13. 1. 26	H13. 2. 7	H14. 1. 10	110	不服申立人主張全部認容	H14. 2. 14	答 申 ど お り (変更)
173	神奈川県体育・スポーツ振興期成会に関する支払通知合計票等不存在の件	教 育 会 委 員 会	H13. 1. 30	H13. 2. 21	H17. 1. 17	215	不服申立人主張否認	H17. 2. 2	答 申 ど お り (棄却)
174	神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に係る執行伺票・支出命令票一部不存在の件	教 育 会 委 員 会	H13. 1. 30	H13. 2. 21	H17. 1. 17	216	不服申立人主張否認	H17. 2. 2	答 申 ど お り (棄却)
175	住民監査請求関係書類一部非公開の件	監査委員	H13. 2. 26	H13. 3. 6	H16. 2. 12	163	不服申立人主張否認	H16. 3. 5	答 申 ど お り (棄却)
176	県教育委員会に対する質問書等一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H13. 2. 26	H13. 3. 8	H17. 1. 17	217	不服申立人主張否認	H17. 3. 2	答 申 ど お り (棄却)
177	教育庁教職員課職員が持参した文書不存在の件	教 育 会 委 員 会	H13. 2. 26	H13. 3. 8	H17. 1. 17	218	不服申立人主張否認	H17. 3. 2	答 申 ど お り (棄却)
178	市町村立学校教職員の組合活動に係る職務専念義務免除承認関連文書不存在の件	教 育 会 委 員 会	H13. 2. 26	H13. 3. 8	H17. 1. 17	219	不服申立人主張否認	H17. 3. 2	答 申 ど お り (棄却)
179	訴訟代理人選任伺い一部非公開の件	知 事	H13. 2. 26	H13. 3. 13	H17. 3. 28	252	不服申立人主張一部認容		
180	国民体育大会派遣旅費調査委員会副委員長あてに送付された文書等不存在の件	教 育 会 委 員 会	H13. 3. 6	H13. 3. 13	H17. 2. 7	223	不服申立人主張否認	H17. 2. 16	答 申 ど お り (棄却)
181	鎌倉都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する素案不存在の件	知 事	H13. 3. 8	H13. 3. 22	H14. 5. 13	113	不服申立人主張否認	H14. 6. 25	答 申 ど お り (棄却)
182	特定の証券会社に係る消費生活相談関係書類一部非公開の件	知 事	H13. 2. 13	H13. 3. 22	H14. 5. 13	114	不服申立人主張否認	H14. 6. 18	答 申 ど お り (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
183	教育公務員特例法第20条第2項の研修に関する文書等不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 3. 12	H13. 3. 26	H17. 1. 17	220	不服申立人主張 否認	H17. 3. 2	答 申 ど お り (棄却)
184	公立中学校教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 3. 12	H13. 3. 26	H15. 8. 4	143	不服申立人主張 一部認容	H15. 11. 26	答 申 ど お り (一部変更)
185	教育庁教職員課が管理する職務専念義務免除承認を受けた県立学校等教職員に係る出勤簿等不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 3. 19	H13. 3. 28	H17. 1. 17	221	不服申立人主張 否認	H17. 3. 2	答 申 ど お り (棄却)
186	他の教育委員会等から入手した勤務中組合活動に関する文書一部不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 3. 29	H13. 4. 9	H17. 1. 17	222	不服申立人主張 否認	H17. 3. 2	答 申 ど お り (棄却)
187	教職員組合との覚書等不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 13	H13. 5. 2	H17. 2. 7	224	不服申立人主張 否認	H17. 3. 15	答 申 ど お り (棄却)
188	給与減額報告書一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 6	H13. 5. 2	H17. 2. 7	225	不服申立人主張 一部認容	H17. 3. 31	答 申 ど お り (一部変更)
189	職務専念義務免除等承認簿一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 6	H13. 5. 2	H17. 2. 7	226	不服申立人主張 一部認容	H17. 3. 15	答 申 ど お り (一部変更)
190	市町村スポーツ主管係長会議に関する文書他一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 24	H13. 5. 16			(審議中)		
191	弁護士相談に関する文書等一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 24	H13. 5. 16	H17. 2. 7	227	不服申立人主張 全部認容	H17. 3. 9	答 申 ど お り (変更)
192	陳情書に対する回答の伺い一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 24	H13. 5. 16	H17. 2. 7	228	不服申立人主張 否認	H17. 3. 9	答 申 ど お り (棄却)
193	県立伊勢原射撃場リフト設置工事執行関係書類一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 24	H13. 5. 24	H17. 2. 7	229	不服申立人主張 一部認容	H17. 3. 1	答 申 ど お り (一部変更)
194	弁護士との訴訟委託契約に関する文書一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 5. 16	H13. 5. 24	H17. 2. 7	230	不服申立人主張 一部認容	H17. 3. 9	答 申 ど お り (一部変更)
195	図書館の複写サービスに関する文書一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 4. 16	H13. 5. 25	H14. 9. 12	120	不服申立人主張 否認	H14. 11. 9	答 申 ど お り (棄却)
196	県立伊勢原射撃場改築工事に関する執行関係書類一部非公開の件	知 事	H13. 4. 19	H13. 5. 29	H17. 3. 28	253	不服申立人主張 一部認容		
197	特定の教員からの聞き取り調査報告書不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 6. 19	H13. 6. 27	H14. 9. 12	121	不服申立人主張 否認	H14. 10. 3	答 申 ど お り (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
198	県立高校教員が虚偽研修を自認する文書等一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 6. 4	H13. 7. 2	H15. 3. 27	136	不服申立人主張一部認容	H15. 6. 2	答 申 どおり (一部変更)
199	特定の県立高校教員に係る出勤簿非公開の件	教 委 員 会	H13. 6. 4	H13. 7. 2	H15. 2. 4	126	不服申立人主張一部認容	H15. 4. 1	答 申 どおり (一部変更)
200	県立高校教員の虚偽研修に関する調査報告書等一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 6. 4	H13. 7. 2	H15. 3. 27	137	不服申立人主張一部認容	H15. 6. 2	答 申 どおり (一部変更)
201	県立伊勢原射撃場改築工事に関する図面一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 6. 29	H13. 7. 18			(審議中)		
202	駅伝競走大会支出関係書類等一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 6. 29	H13. 7. 18			(審議中)		
203	体育指導委員連合会支出書類一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 7. 25	H13. 8. 10			(審議中)		
204	法人事業税確定申告書非公開の件	知 事	H13. 3. 29	H13. 8. 17	H14. 11. 13	122	不服申立人主張否認	H14. 12. 20	答 申 どおり (棄却)
205	生涯スポーツ振興費補助金に係る文書一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 8. 27	H13. 9. 12			(審議中)		
206	国体派遣旅費の通帳不存在の件	教 委 員 会	H13. 8. 27	H13. 9. 12	H17. 3. 28	254	不服申立人主張否認		
207	国体派遣旅費の通帳不存在の件 (その2)	教 委 員 会	H13. 8. 27	H13. 9. 12	H17. 3. 28	255	不服申立人主張否認		
208	県体育指導委員連合会の支出命令票等一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 9. 26	H13. 10. 3			(審議中)		
209	県体育スポーツ振興期成会の支出命令票等不存在の件	教 委 員 会	H13. 9. 26	H13. 10. 3			(審議中)		
210	特定の県立学校教職員任用の文書一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 10. 15	H13. 10. 24	H14. 11. 13	123	不服申立人主張全部認容	H14. 12. 5	答 申 どおり (変更)
211	国体旅費に係る差額の通帳等不存在の件	教 委 員 会	H13. 10. 15	H13. 11. 8			(審議中)		
212	特定の団体等に係る視察結果報告書等非公開(存否応答拒否)の件	公 委 員 会	H13. 11. 14	H13. 11. 21	H14. 5. 13	115	不服申立人主張否認	H14. 6. 19	答 申 どおり (棄却)
213	行政事務監察の結果報告一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 11. 19	H13. 12. 7	H15. 5. 14	138	不服申立人主張一部認容	H15. 7. 3	答 申 どおり (一部変更)
214	事情聴取記録一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 11. 19	H13. 12. 7	H15. 5. 14	139	不服申立人主張一部認容	H15. 7. 3	答 申 どおり (一部変更)
215	全国体育施設研究協議大会の文書等一部非公開の件	教 委 員 会	H13. 11. 30	H13. 12. 27			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
216	旅費執行伺一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 11. 29	H13. 12. 26			(審議中)		
217	スポーツ・ボランティアバンク関係書類一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H13. 11. 29	H13. 12. 26			(審議中)		
218	特定教諭の出勤簿非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 1. 7	H14. 2. 7	H14. 12. 17	124	不服申立人主張一部認容	H15. 3. 26	答 申 ど お り (一部変更)
219	特定の警察署送致に係る脅迫事件について捜査概要が分かる文書一部非公開の件	公 安 会 委 員 会	H14. 3. 7	H14. 3. 13	H15. 5. 14	140	不服申立人主張否認	H15. 6. 11	答 申 ど お り (棄却)
220	食糧費に係る支出関係書類一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 3. 18	H14. 3. 25	H15. 3. 12	134	不服申立人主張全部認容	H15. 3. 31	答 申 ど お り (変更)
221	予防治山事業設計書等不存在の件	知 事	H14. 1. 15	H14. 3. 26	H15. 3. 18	135	不服申立人主張否認	H15. 4. 9	答 申 ど お り (棄却)
222	県立伊勢原射撃場リフト維持管理費用に関する文書等不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 4. 3	H14. 4. 30			(審議中)		
223	速度取締り結果の統計一部非公開の件	公 安 会 委 員 会	H14. 5. 2	H14. 5. 8	H15. 2. 4	127	不服申立人主張否認	H15. 2. 26	答 申 ど お り (棄却)
224	特定の警察署が取り扱った恐喝事件の捜査に係る指揮伺い一部非公開の件	公 安 会 委 員 会	H14. 5. 17	H14. 5. 23	H15. 5. 14	141	不服申立人主張一部認容	H15. 6. 11	答 申 ど お り (一部変更)
225	情報公開課に係る事務分担表不存在の件	知 事	H14. 6. 10	H14. 6. 14			(審議中)		
226	特定の県立高等学校教員に係る服務宣誓書不存在の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 6. 1	H14. 6. 18	(H14. 10. 11 不服申立て取下げ、H14. 10. 31 諮問取下げ)				
227	特定の県立高等学校教員に係る勤務評定書非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 6. 1	H14. 6. 18	(H14. 10. 11 不服申立て取下げ、H14. 10. 31 諮問取下げ)				
228	損害賠償請求事件の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一部非公開の件	知 事	H14. 6. 19	H14. 7. 2	H17. 2. 7	231	不服申立人主張一部認容	H17. 3. 18	答 申 ど お り (一部変更)
229	特定の県立高等学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 7. 9	H14. 7. 25			(審議中)		
230	懲戒処分された県立高等学校教員（3名）に係る文書一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 7. 9	H14. 7. 25			(審議中)		
231	懲戒処分された特定の県立高等学校教員に係る文書一部非公開の件	教 員 育 会 教 委 員 会	H14. 7. 9	H14. 7. 25			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
232	主任事務主査等昇任選考基準不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 7. 17	H14. 7. 30	H15. 7. 15	142	不服申立人主張否認	H15. 8. 19	答申どおり (棄却)
233	特定の県立高等学校職員会議録一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 6. 18	H14. 8. 12	H15. 8. 4	144	不服申立人主張一部認容	H15. 9. 16	答申どおり (一部変更)
234	民間退職金支給実態調査資料等一部非公開の件	知 事	H14. 8. 21	H14. 9. 9	H15. 9. 1	147	不服申立人主張否認	H15. 10. 3	答申どおり (棄却)
235	特定の県立高等学校の貸与施設等に係る文書不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 6. 1	H14. 9. 26	(H14. 10. 11 不服申立て取下げ、H14. 10. 24 諮問取下げ)				
236	道路使用許可申請書等一部非公開の件	公 安 会 委 員 会	H14. 9. 13	H14. 10. 2	H15. 9. 1	148	不服申立人主張否認	H15. 10. 8	答申どおり (棄却)
237	県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 8. 21	H14. 10. 7	H16. 2. 12	164	不服申立人主張全部認容	H16. 3. 23	答申どおり (変更)
238	伊勢原射撃場土壌調査等業務委託に係る執行関係書類一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 9. 27	H14. 10. 7			(審議中)		
239	県立高等学校教員（4名）の懲戒処分に係る文書一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 9. 27	H14. 10. 16			(審議中)		
240	県立高等学校等教員（12名）の懲戒処分等に係る文書一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 10. 25	H14. 10. 31			(審議中)		
241	県立高等学校等教員（3名）の懲戒処分に係る文書一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H14. 11. 13	H14. 11. 19			(審議中)		
242	採石業務管理者変更届一部非公開の件	知 事	H14. 12. 3	H14. 12. 11	H15. 8. 4	145	不服申立人主張全部認容	H15. 8. 29	答申どおり (変更)
243	名誉毀損事件に係る事件指揮簿一部非公開の件	公 安 会 委 員 会	H14. 12. 13	H14. 12. 18	H15. 11. 20	151	不服申立人主張否認	H15. 12. 17	答申どおり (棄却)
244	通信傍受法に基づく令状請求に係る文書等不存在の件	公 安 会 委 員 会	H14. 12. 16	H14. 12. 25	H15. 12. 18	152	不服申立人主張否認	H16. 1. 28	答申どおり (棄却)
245	特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等不存在の件	知 事	H15. 1. 15	H15. 1. 17	H16. 3. 22	176	不服申立人主張否認	H16. 3. 31	答申どおり (棄却)
246	特定の2法人の業務管理者等に係る調査報告書一部非公開の件	知 事	H15. 1. 16	H15. 1. 23	H15. 8. 4	146	不服申立人主張否認	H15. 9. 5	答申どおり (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
247	特定植物の分布調査資料一部非公開の件	教 育 委員会	H15. 2. 26	H15. 3. 11	H16. 4. 27	178	不服申立人主張否認	H16. 5. 26	答 申 ど お り (棄却)
248	火薬類（煙火）消費許可申請書等一部非公開の件	知 事	H15. 3. 10	H15. 3. 24	H16. 1. 14	153	不服申立人主張一部認容	H16. 2. 20	答 申 ど お り (一部変更)
249	火災報告一部非公開の件	知 事	H15. 4. 3	H15. 4. 14	H16. 7. 12	180	不服申立人主張全部認容	H16. 8. 20	答 申 ど お り (変更)
250	図書館司書採用試験問題、正誤表及び論文試験問題非公開の件	人 事 委員会	H15. 4. 25	H15. 5. 1	H16. 4. 27	179	不服申立人主張全部認容	H16. 5. 26	答 申 ど お り (変更)
251	特定の 2 法人に関する調査確認事項公開の件	知 事	H15. 5. 2	H15. 5. 13	H16. 7. 12	187	不服申立人主張否認	H16. 8. 26	答 申 ど お り (棄却)
252	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等一部非公開の件	教 育 委員会	H15. 4. 30	H15. 5. 21	H16. 7. 12	181	不服申立人主張一部認容	H16. 8. 17	答 申 ど お り (一部変更)
253	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等一部非公開の件（その 2）	教 育 委員会	H15. 5. 2	H15. 5. 21	H16. 7. 12	182	不服申立人主張否認	H16. 8. 17	答 申 ど お り (棄却)
254	特定の 2 法人の岩石採取認可等に係る調査報告書一部非公開の件	知 事	H15. 5. 16	H15. 5. 21	H16. 7. 12	185	不服申立人主張否認	H16. 8. 26	答 申 ど お り (棄却)
255	特定の 2 法人の採石法に係る顛末書及び指導書一部非公開の件	知 事	H15. 5. 16	H15. 5. 27	H16. 7. 12	188	不服申立人主張否認	H16. 8. 26	答 申 ど お り (棄却)
256	特定の 2 法人の採石法に係る指導書公開の件	知 事	H15. 5. 16	H15. 5. 27	H16. 7. 12	189	不服申立人主張否認	H16. 8. 26	答 申 ど お り (棄却)
257	特定の審査請求に関する県税事務所長の知事説明書類存否応答拒否の件	知 事	H15. 2. 20	H15. 5. 29			(審議中)		
258	特定の事案に係る口頭審理内容に関する文書一部非公開の件	人 事 委員会	H15. 6. 5	H15. 6. 12	H16. 7. 12	183	不服申立人主張一部認容	H16. 8. 4	答 申 ど お り (一部変更)
259	特定の警察署交通課全職員の年齢・本給等非公開の件	公 安 委員会	H15. 6. 2	H15. 6. 11	H16. 3. 22	177	不服申立人主張否認	H16. 4. 22	答 申 ど お り (棄却)
260	傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿一部非公開の件	公 安 委員会	H15. 6. 17	H15. 6. 18	H16. 7. 12	184	不服申立人主張否認	H16. 8. 18	答 申 ど お り (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
261	公立学校施設整備費国庫補助金に係る交付申請書等一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 5. 30	H15. 6. 23			(審議中)		
262	県立高等学校教員の出張票不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 6. 9	H15. 6. 23	(H16. 4. 28 不服申立て取下げ、H16. 5. 19 諮問取下げ)				
263	特定の農地転用違反に関する資料非公開の件	知 事	H15. 7. 4	H15. 7. 25	H16. 10. 26	195	不服申立人主張一部認容	H16. 12. 24	答 申 ど お り (一部変更)
264	県立高等学校教員に関する昇格推薦調書非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 7. 24	H15. 8. 6	H16. 9. 6	190	不服申立人主張否認	H16. 10. 13	答 申 ど お り (棄却)
265	県立高等学校教員等が参加した協議会に関する資料不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 7. 24	H15. 8. 6	H16. 9. 6	191	不服申立人主張否認	H16. 10. 13	答 申 ど お り (棄却)
266	特定の2法人の岩石採取認可に係る指導書等一部公開の件	知 事	H15. 7. 24	H15. 8. 12	H16. 7. 12	186	不服申立人主張否認	H16. 8. 26	答 申 ど お り (棄却)
267	県立高等学校教員の引継記録不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 7. 24	H15. 8. 27	H16. 9. 6	192	不服申立人主張否認	H16. 10. 22	答 申 ど お り (棄却)
268	県立高等学校における人事異動関係書類不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 8. 12	H15. 8. 27	H16. 9. 6	193	不服申立人主張否認	H16. 10. 13	答 申 ど お り (棄却)
269	急傾斜地崩壊防止工事施工同意書一部非公開の件	知 事	H15. 9. 11	H15. 10. 6	H17. 2. 7	232	不服申立人主張全部認容	H17. 2. 18	答 申 ど お り (変更)
270	県立高等学校の運動部に係る活動計画・活動報告等不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 10. 9	H15. 10. 15	H17. 2. 7	233	不服申立人主張否認	H17. 3. 16	答 申 ど お り (棄却)
271	県立高等学校教員に係る人事上の措置関係書類等一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 10. 5	H15. 10. 20	H16. 12. 20	206	不服申立人主張一部認容	H17. 2. 7	答 申 ど お り (一部変更)
272	県立高等学校職員に係る出張伺・復命書一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H15. 9. 18	H15. 11. 12	H16. 12. 20	207	不服申立人主張否認	H17. 2. 10	答 申 ど お り (棄却)
273	海岸保全区域一時使用届等一部非公開の件	知 事	H15. 12. 1	H15. 12. 19	H17. 2. 7	234	不服申立人主張全部認容	H17. 3. 7	答 申 ど お り (変更)
274	高等学校正規教諭数等を明示する統計資料等不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H16. 1. 26	H16. 2. 6	H16. 12. 20	208	不服申立人主張否認	H17. 1. 28	答 申 ど お り (棄却)
275	特定の県立高等学校で実施された事情聴取に係る報告書不存在の件	教 育 会 教 委 員 会	H16. 1. 26	H16. 2. 6	(H16.9.9 不服申立て取下げ、H16.9.17 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
276	県立高等学校教職員需給調査表等不存在の件	教 育 委 員 会	H16. 2. 16	H16. 2. 23	(H16.4.28 不服申立て取下げ、H16.5.19 諮問取下げ)				
277	特定の宗教法人に係る事務所備付書類一部非公開の件	知 事	H16. 2. 14	H16. 2. 26	H17. 2. 7	235	不服申立人主張一部認容	H17. 3. 2	答 申 ど お り (一部変更)
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 2. 20	H16. 3. 25			(審議中)		
279	特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件	教 育 委 員 会	H16. 4. 9	H16. 5. 6	H16. 12. 20	209	不服申立人主張否認	H17. 1. 28	答 申 ど お り (棄却)
280	特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件 (その2)	教 育 委 員 会	H16. 4. 9	H16. 5. 6	H16. 12. 20	210	不服申立人主張否認	H17. 1. 28	答 申 ど お り (棄却)
281	政治資金収支報告書非公開の件	選挙管理委員会	H16. 5. 11	H16. 5. 19	H16. 9. 9	194	不服申立人主張全部認容	H16. 9. 29	答 申 ど お り (変更)
282	特定保険医療機関に対する個別指導等に関する文書存否応答拒否の件	知 事	H16. 5. 17	H16. 5. 25			(審議中)		
283	換地計画認可申請書に添付された不換地処分及び特別換地同意書非公開の件	知 事	H16. 5. 19	H16. 5. 27	H17. 3. 28	256	不服申立人主張一部認容		
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知 事	H16. 5. 25	H16. 6. 2			(審議中)		
285	特定の人事上の措置に関する文書一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 6. 7	H16. 6. 14	(H17. 1. 17 不服申立て取下げ、H17. 1. 25 諮問取下げ)				
286	温泉利用施設概要一部非公開の件	知 事	H16. 5. 18	H16. 6. 16			(審議中)		
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 5. 18	H16. 6. 18			(審議中)		
288	職員現況・意向調書の平成 15 年度分総数に関する文書等不存在の件	教 育 委 員 会	H16. 6. 7	H16. 6. 21	(H16. 9. 13 不服申立て取下げ、H16. 9. 24 諮問取下げ)				
289	教育委員会職員が特定の会議に参加した事実を疎明する文書不存在の件	教 育 委 員 会	H16. 6. 23	H16. 7. 6	(H16. 7. 20 不服申立て取下げ、H16. 7. 28 諮問取下げ)				

諮問 番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
290	教育委員会と教職員組合との間で交わされた覚書文書等不存在の件	教 育 会 委 員 会	H16. 6. 21	H16. 7. 12			(審議中)		
291	特定の県立高校校長と教職員課職員との校長個別協議会記録文書不存在の件	教 育 会 委 員 会	H16. 6. 28	H16. 7. 12			(審議中)		
292	県立高等学校入学者選抜に係る科目別平均点一覧一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H16. 7. 15	H16. 8. 2			(審議中)		
293	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その１）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	236	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
294	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その２）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	237	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
295	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その３）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	238	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
296	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その４）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	239	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
297	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その５）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	240	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
298	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その６）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	241	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
299	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その７）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	242	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)
300	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その８）	教 育 会 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	243	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答 申 ど お り (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
301	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その9）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	244	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
302	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その10）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	245	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
303	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その11）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	246	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
304	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その12）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	247	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
305	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その13）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	248	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
306	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その14）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	249	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
307	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その15）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	250	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
308	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その16）	教 育 委 員 会	H16. 5. 31	H16. 8. 2	H17. 2. 7	251	不服申立人主張否認	H17. 3. 10	答申どおり（棄却）
309	知事への手紙非公開の件	知 事	H16. 8. 11	H16. 8. 25			（審議中）		
310	県立高等学校教職員定数配当に係る文書一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 8. 30	H16. 9. 7			（審議中）		
311	占有離脱物横領事件に係る行政文書一部非公開の件	公 安 委 員 会	H16. 8. 30	H16. 9. 8			（審議中）		
312	県立学校休暇取得状況調査に係る調査票等一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 9. 13	H16. 10. 4			（審議中）		
313	人事上の措置についての伺い文書一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 9. 14	H16. 10. 4	（H16. 11. 4 不服申立て取下げ、H16. 11. 25 諮問取下げ）				

諮問 番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
314	県立高等学校教諭の研修状況に係る調査文書一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H16. 9. 14	H16. 10. 4			(審議中)		
315	特定の警察署で受理した仕事上のトラブルに関する 110 番事案内容一部非公開の件	公 安 会 委 員 会	H16. 9. 29	H16. 10. 7			(審議中)		
316	県民からの電話対応記録等一部非公開の件	知 事	H16. 10. 13	H16. 10. 19			(審議中)		
317	県有地・県有施設利用調整会議の議事録非公開の件	知 事	H16. 10. 13	H16. 10. 21			(審議中)		
318	県民からの電話対応記録等不存在の件	知 事	H16. 10. 13	H16. 10. 22			(審議中)		
319	特定の県立高等学校に係る加配の要望書等不存在の件	教 育 会 委 員 会	H16. 10. 25	H16. 11. 9			(審議中)		
320	特定の県立高等学校長が作成した昇格推薦調書非公開の件	教 育 会 委 員 会	H16. 10. 25	H16. 11. 9			(審議中)		
321	県立高等学校教諭に対する人事上の措置に関する伺い文書等一部非公開の件（その１）	教 育 会 委 員 会	H16. 10. 25	H16. 11. 15	(H17. 1. 17 不服申立て取下げ、H17. 1. 25 諮問取下げ)				
322	県立高等学校教諭に対する人事上の措置に関する伺い文書等一部非公開の件（その２）	教 育 会 委 員 会	H16. 10. 25	H16. 11. 15	(H17. 1. 17 不服申立て取下げ、H17. 1. 25 諮問取下げ)				
323	特定の大学図書館の利用状況等に関する調査及び回答文書等一部非公開の件（その１）	教 育 会 委 員 会	H16. 10. 25	H16. 11. 15			(審議中)		
324	特定の大学図書館の利用状況等に関する調査及び回答文書等一部非公開の件（その２）	教 育 会 委 員 会	H16. 11. 1	H16. 11. 15			(審議中)		
325	火薬類（煙火）消費許可申請書等一部非公開の件	知 事	H16. 10. 22	H16. 11. 17			(審議中)		
326	特定の墓地拡張計画に係る理由書一部非公開の件	知 事	H17. 2. 1	H17. 3. 4			(審議中)		
327	弁護士相談結果概要一部非公開の件	教 育 会 委 員 会	H17. 2. 14	H17. 3. 4	(H17. 3. 11 不服申立て取下げ、H17. 3. 29 諮問取下げ)				

諮問 番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情 報 公 開 審 査 会				不服申立てに対する決定	
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 番 号	答申の内容	決 定 年 月 日	決定内容
328	事業所建築確認申請書 一部非公開の件	知 事	H17. 2. 15	H17. 3. 8			(審議中)		
329	特定の駐在所用地に係 る賃貸借契約書一部非 公開の件	公 安 委 員 会	H17. 2. 28	H17. 3. 10			(審議中)		
330	特定の駐在所に係る交 番への切替え要望に対 する対応が分かる文書 一部非公開の件	公 安 委 員 会	H17. 2. 28	H17. 3. 10			(審議中)		
331	県立高校教諭に係る人 事異動関係文書不存在 の件 (その 1)	教 育 委 員 会	H17. 3. 14	H17. 3. 25			(審議中)		
332	県立高校教諭に係る人 事異動関係文書不存在 の件 (その 2)	教 育 委 員 会	H17. 3. 18	H17. 3. 25			(審議中)		

3 県主導の第三セクター等の情報公開について

県主導の第三セクター等 41 団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表－12）。

16 年度は、7 団体に対して 27 件の公開申出がありました（表－13）。

（表－12）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（平成17年3月31日現在）

(財) 神奈川県厚生福利振興会 (財) かながわ学術研究交流財団 (株) 湘南国際村協会 (財) 神奈川県科学技術アカデミー (財) 神奈川県国際交流協会 (財) 神奈川県芸術文化財団 (財) 神奈川県文学振興会 (財) 国際生態学センター (財) 地球環境戦略研究機関 (財) かながわ海岸美化財団 (財) かながわトラストみどり財団 (社) かながわ森林づくり公社 (社) 神奈川県農業公社 (財) 神奈川県栽培漁業協会 三崎マリン (株) (社福) 神奈川県社会福祉事業団 (社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 (財) かながわ健康財団 (財) 神奈川県中小企業センター (株) ケイエスピー (財) 神奈川県高度技術支援財団	(財) あしがら勤労者いこいの村 (職訓) 神奈川県能力開発センター (財) 神奈川県都市整備技術センター 神奈川県土地開発公社 (財) 神奈川県公園協会 (株) 湘南なぎさパーク 神奈川県道路公社 (財) 神奈川県下水道公社 神奈川県住宅供給公社 (財) 神奈川県企業庁サービス協会 (財) 神奈川県教育福祉振興会 (財) 神奈川県ふれあい教育振興協会 (財) かながわ考古学財団 (財) 神奈川県暴力追放推進センター (財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (社福) 神奈川県社会福祉協議会 (社) 神奈川県産業貿易振興協会 (財) 神奈川県労働福祉協会 (財) 神奈川県雇用開発協会 (財) 神奈川県体育協会
---	--

（表－13）県主導の第三セクターに対する公開申出処理状況

団 体 名	請求件数	処理状況		
		公 開	一部公開	非公開
(財) 神奈川県厚生福利振興会	1	1		
(財) 神奈川県国際交流協会	3	3		
(財) かながわ海岸美化財団	3	3		
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	8	2	6	
(財) 神奈川県都市整備技術センター	3	3		
神奈川県住宅供給公社	8	6	2	
(社福) 神奈川県社会福祉協議会	1		1	

III 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成16年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて2,795件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定を行わなければならない旨の процедуруを定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当時者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、審査会に3つの部会を設置しています。平成16年度は部会を32回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として79件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿（50音順）（平成17年3月31日現在）

氏 名	現 職	備 考
金子 正 史	同志社大学法科大学院教授	
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会所属）	
鈴木 敏 子	横浜国立大学教育人間科学部教授	
竹 森 裕 子	弁護士（横浜弁護士会所属）	
玉 巻 弘 光	東海大学法学部教授	
千葉 準 一	東京都立大学経済学部教授	会長職務代理者
堀 部 政 男	中央大学法科大学院教授	会 長（部会長を兼ねる）

情 報 公 開 審 査 会 の 開 催 状 況

(全体会) 実施せず

(第一部会)

回 数	開催月日及び開催場所	審 議 内 容
第 3 3 回	平成 1 6 年 4 月 2 6 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 252 号及び第 253 号について審議した。 ・ 諮問第 264 号、第 265 号及び第 268 号について審議した。 ・ 諮問第 262 号及び第 267 号について審議した。
第 3 4 回	平成 1 6 年 5 月 1 0 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 252 号及び第 253 号について審議した。
第 3 5 回	平成 1 6 年 6 月 1 6 日 (水) かながわ県民センター	・ 諮問第 252 号及び第 253 号について審議した。 ・ 諮問第 264 号、第 265 号及び第 268 号について審議した。 ・ 諮問第 267 号について審議した。
第 3 6 回	平成 1 6 年 7 月 7 日 (水) かながわ県民センター	・ 諮問第 271 号、第 274 号及び第 275 号について審議した。 ・ 諮問第 279 号及び第 280 号について審議した。 ・ 諮問第 264 号及び第 265 号について審議した。
第 3 7 回	平成 1 6 年 8 月 11 日 (水) かながわ県民センター	・ 諮問第 265 号及び第 268 号について審議した。 ・ 諮問第 267 号について審議した。 ・ 諮問第 271 号、第 274 号及び第 275 号について審議した。 ・ 諮問第 279 号及び第 280 号について審議した。
第 3 8 回	平成 1 6 年 9 月 6 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 272 号について審議した。 ・ 諮問第 271 号、第 274 号及び第 275 号について審議した。 ・ 諮問第 279 号及び第 280 号について審議した。
第 3 9 回	平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日 (金) かながわ県民センター	・ 諮問第 271 号及び第 274 号について審議した。 ・ 諮問第 279 号及び第 280 号について審議した。 ・ 諮問第 272 号について審議した。 ・ 諮問第 293～308 号について審議した。
第 4 0 回	平成 1 6 年 1 1 月 8 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 277 号について審議した。 ・ 諮問第 271 号について審議した。 ・ 諮問第 293～308 号について審議した。
第 4 1 回	平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 278 号、第 284 号及び第 287 号について審議した。 ・ 諮問第 293～308 号について審議した。 ・ 諮問第 277 号について審議した。
第 4 2 回	平成 1 7 年 1 月 7 日 (金) かながわ県民センター	・ 諮問第 292 号について審議した。 ・ 諮問第 309 号について審議した。 ・ 諮問第 293～308 号について審議した。 ・ 諮問第 277 号について審議した。
第 4 3 回	平成 1 7 年 2 月 1 7 日 (木) かながわ県民センター	・ 諮問第 292 号について審議した。 ・ 諮問第 309 号について審議した。 ・ 諮問第 317 号について審議した。
第 4 4 回	平成 1 7 年 3 月 2 8 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 292 号について審議した。 ・ 諮問第 309 号について審議した。 ・ 諮問第 317 号について審議した。

(第二部会)

回 数	開催月日及び開催場所	審 議 内 容
第 3 3 回	平成 1 6 年 4 月 2 7 日 (火) かながわ県民センター	・ 諮問第 249 号について審議した。 ・ 諮問第 251 号、第 254 号、第 255 号、第 256 号及び第 266 号について審議した。 ・ 諮問第 260 号について審議した。
第 3 4 回	平成 1 6 年 5 月 3 1 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 249 号について審議した。 ・ 諮問第 251 号、第 254 号、第 255 号、第 256 号及び第 266 号について審議した。 ・ 諮問第 260 号について審議した。
第 3 5 回	平成 1 6 年 6 月 2 1 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 249 号について審議した。 ・ 諮問第 260 号について審議した。 ・ 諮問第 251 号、第 254 号、第 255 号、第 256 号及び第 266 号について審議した。
第 3 6 回	平成 1 6 年 7 月 1 2 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 132 号、第 133 号、第 156 号、第 158 号及び第 159 号について審議した。
第 3 7 回	平成 1 6 年 8 月 5 日 (木) 横浜市開港記念会館	・ 諮問第 160 号、第 161 号、第 164 号、第 165 号及び第 169 号について審議した。
第 3 8 回	平成 1 6 年 8 月 3 0 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 163 号、第 168 号、第 170 号、第 173 号及び第 174 号について審議した。
第 3 9 回	平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 (火) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 132 号、第 133 号、第 156 号、第 158 号、第 159 号、第 160 号、第 161 号、第 164 号、第 165 号及び第 169 号について審議した。 ・ 諮問第 116 号、第 176 号、第 177 号、第 178 号、第 183 号、第 185 号及び第 186 号について審議した。
第 4 0 回	平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 116 号、第 163 号、第 168 号、第 170 号、第 173 号、第 174 号、第 176 号、第 177 号、第 178 号、第 183 号、第 185 号及び第 186 号について審議した。 ・ 諮問第 187 号、第 188 号、第 191 号、第 192 号、第 194 号及び第 228 号について審議した。
第 4 1 回	平成 1 6 年 1 2 月 6 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 116 号について審議した。 ・ 諮問第 191 号及び第 228 号について審議した。 ・ 諮問第 180 号、第 189 号、第 193 号及び第 196 号について審議した。
第 4 2 回	平成 1 7 年 1 月 6 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 187 号、第 188 号、第 189 号、第 191 号、第 192 号、第 193 号、第 194 号、第 196 号及び第 228 号について審議した。 ・ 諮問第 179 号について審議した。
第 4 3 回	平成 1 7 年 2 月 7 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 196 号について審議した。 ・ 諮問第 179 号について審議した。 ・ 諮問第 206 号、第 207 号及び第 211 号について審議した。
第 4 4 回	平成 1 7 年 3 月 1 8 日 (金) かながわ県民センター	・ 諮問第 179 号、第 206 号及び第 207 号について審議した。 ・ 諮問第 190 号、第 202 号、第 203 号及び第 205 号について審議した。

(第三部会)

回 数	開催月日及び開催場所	審 議 内 容
第 3 3 回	平成 1 6 年 4 月 1 4 日 (水) かながわ県民センター	・ 諮問第 258 号について審議した。 ・ 諮問第 263 号について審議した。
第 3 4 回	平成 1 6 年 6 月 1 4 日 (月) かながわ県民センター	・ 諮問第 258 号について審議した。 ・ 諮問第 263 号について審議した。 ・ 諮問第 281 号について審議した。
第 3 5 回	平成 1 6 年 7 月 2 1 日 (水) かながわ県民センター	・ 諮問第 269 号について審議した。 ・ 諮問第 263 号について審議した。 ・ 諮問第 281 号について審議した。
第 3 6 回	平成 1 6 年 9 月 3 日 (金) かながわ県民センター	・ 諮問第 281 号について審議した。 ・ 諮問第 263 号について審議した。
第 3 7 回	平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 269 号について審議した。 ・ 諮問第 270 号について審議した。 ・ 諮問第 273 号について審議した。 ・ 諮問第 282 号について審議した。 ・ 諮問第 283 号について審議した。
第 3 8 回	平成 1 7 年 1 月 1 7 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 286 号について審議した。 ・ 諮問第 282 号について審議した。 ・ 諮問第 283 号について審議した。
第 3 9 回	平成 1 7 年 2 月 3 日 (木) かながわ県民センター	・ 諮問第 311 号について審議した。 ・ 諮問第 283 号について審議した。 ・ 諮問第 286 号について審議した。
第 4 0 回	平成 1 7 年 3 月 3 0 日 (水) 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第 282 号について審議した。 ・ 諮問第 286 号について審議した。 ・ 諮問第 311 号について審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第 199 回全体会以降に開催された部会から改めて第 1 回と数えている。

IV 情報公開運営審議会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、実施機関がこの条例に定める県民の権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用することを規定しています。そして、実施機関が行政文書の整備や行政文書の閲覧手続等の迅速化など情報公開制度の改善についての施策を立案し、実施する場合には、情報公開運営審議会の意見を聴かなければならないと定めています。運営審議会は、学識経験者、県民各界代表、市町村代表で構成されていますが、このような運営審議会を設置していることは、神奈川県の制度の大きな特徴です。

運営審議会では、第1期から各任期（2年間）の終わりに、情報公開制度の運用改善について報告書を取りまとめ、知事に提言してきました。また、第8期では、制度の根本的な見直しも含め、「公文書公開制度の充実について」知事へ答申しました。

第11期（平成15年4月～平成17年3月）運営審議会では、「指定管理者制度における情報公開について（中間報告）」の提出を平成16年11月に、また、平成16年10月に知事から諮問を受けた「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」の答申及び2年間の審議結果を取りまとめた報告書を平成17年3月に知事に提出しました。

その概要は、次のとおりです。

1 答申の骨子

情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項と県における検討が望まれる事項についてとりまとめたもの

- （1） 公開範囲の拡大について
- （2） 情報提供の充実について
- （3） 情報内容の充実について
- （4） 今後更に検討すべき課題について

2 報告書の概要

- （1） 情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱いについて
 - ・ 大量の不服申立てのうち、明らかに正当な権利行使の範囲を逸脱していると認められるものについては不適法として却下もありうること。
 - ・ 諮問された不服申立てについては、迅速な処理を図るための、審査の進め方に一層の工夫を行う必要があること。
- （2） 指定管理者制度における情報公開について
 - ・ 指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報については、その十分な公開性を確保する必要があること。（平成16年11月5日付け中間報告書により報告。この報告を受けて県では、指定管理者に情報公開の努力義務を課すための条例改正を行い、平成17年4月1日から施行することとした。）

※ 「答申」・「報告書」の詳細は資料編参照

情報公開運営審議会の開催状況（第 11 期：H15.4～H17.3）

審議会・部会の別	開催日	審議内容
平成 15 年度		
第 70 回情報公開運営審議会	平成 15 年 7 月 25 日	会長・副会長の選出 第 11 期審議会の運営方法について 第 10 期審議会の報告書について 運用状況について 大量の不服申立ての取扱いについて
第 1 回部会	平成 16 年 2 月 24 日	大量の不服申立ての取扱いについて 指定管理者制度における情報公開について
第 71 回情報公開運営審議会	3 月 24 日	大量の不服申立ての取扱いについて 指定管理者制度における情報公開について
平成 16 年度		
第 2 回部会	5 月 14 日	大量の不服申立ての取扱いについて 指定管理者制度における情報公開について
第 3 回部会	9 月 13 日	大量の不服申立ての取扱いについて 指定管理者制度における情報公開について 情報公開改善方針について
第 72 回情報公開運営審議会	10 月 12 日	大量の不服申立ての取扱いについて 指定管理者制度における情報公開について 情報公開改善方針について
第 4 回部会	11 月 5 日	情報公開改善方針について
第 73 回情報公開運営審議会	11 月 22 日	情報公開改善方針について
第 5 回部会	12 月 24 日	情報公開改善方針について
第 6 回部会	平成 17 年 2 月 8 日	情報公開改善方針に係る答申（案）について 第 11 期運営審議会報告書（案）について
第 74 回情報公開運営審議会	3 月 22 日	情報公開改善方針に係る答申（案）について 第 11 期運営審議会報告書（案）について

第 11 期神奈川県情報公開運営審議会委員名簿

平成 17 年 3 月 31 日現在 (50 音順)

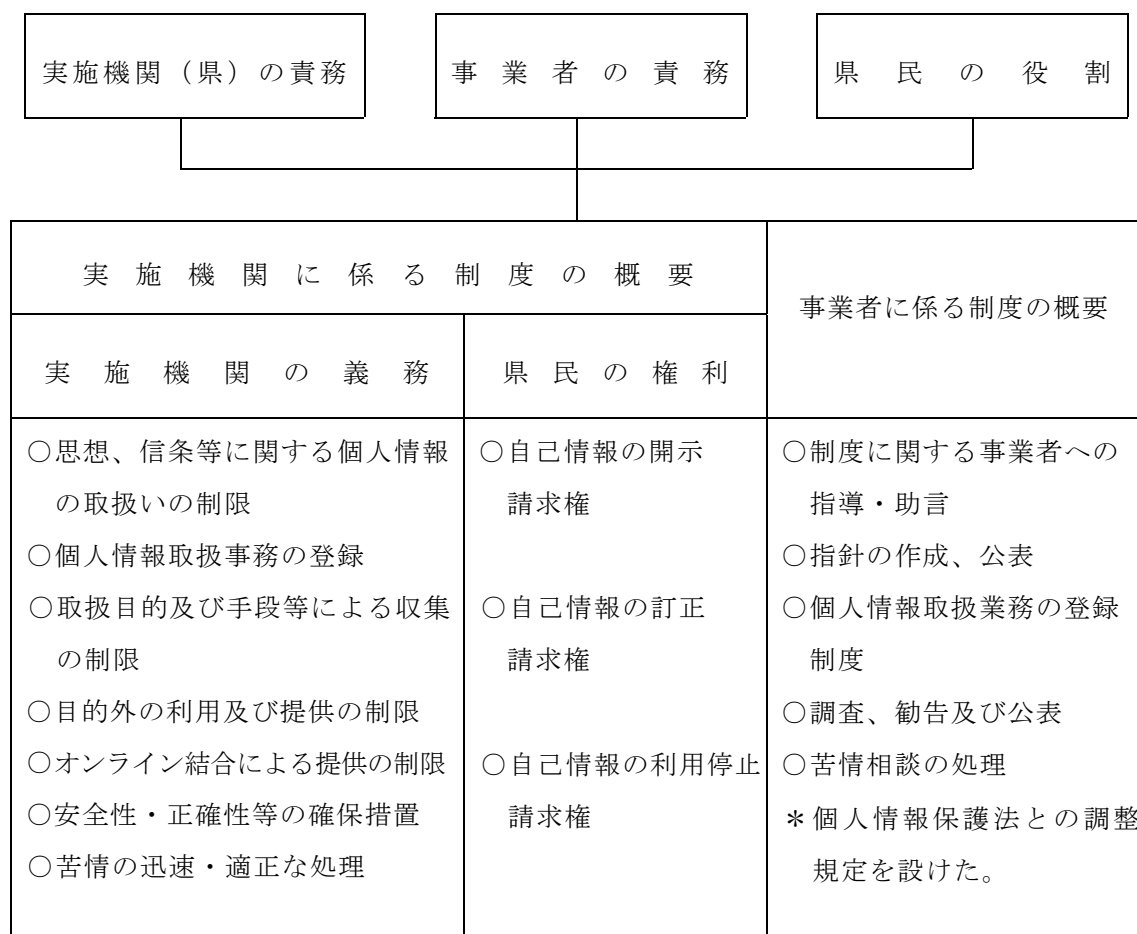
氏 名	現 職	備 考	部 会 委 員
秋 山 薫	神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長		
磯 部 力	立教大学教授	会 長	部会長
岩 澤 直 捷	神奈川県中小企業団体中央会専務理事		
大 胡 文 夫	神奈川新聞社取締役兼編集局長	副会長	○
大 澤 洋一郎	神奈川県自然保護協会理事		
川 島 志 保	横浜弁護士会弁護士		○
川 瀬 豊 子	神奈川県社会福祉協議会経営者部会委員		
北 村 喜 宣	上智大学教授		○
栗 山 覚	神奈川県医師会副会長		
小 西 正 典	日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長		
早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学教授		○
藤 原 静 雄	筑波大学教授		○
星 野 勝 司	座間市長		
松 岡 文 子	かながわ女性会議副代表		
山 口 昇 士	箱根町長		
若 林 冴 子	神奈川県消費者団体連絡会幹事		

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、県の制度をさらに充実したものとするため、平成17年3月に条例の一部改正を行いました。改正後の条例のあらましは、次の図のとおりです。



2 個人情報保護制度の内容

(1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が重要であることから、県の機関が保有す

る個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。

その目的を達成するために、県が保有する個人情報の保護を図るばかりでなく、民間事業者が保有する個人情報の保護についても対象としていること、電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も対象としていること、事業者が行う個人情報の取扱いの概要を県に登録し、これを県民に明らかにすることによって事業者の個人情報の取扱いの社会的ルール化を図ることを目的とした、個人情報取扱業務登録制度を実施していることなどの特徴があります。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものです。

イ 対象となる県の機関及び責務（条例第2条、第3条）

県の機関とは、この制度を実施する県の機関（「実施機関」といいます。）で、次の12の機関です。（公安委員会及び警察本部長については、4月1日現在で継続協議中です。）

知事、議会、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、県民及び事業者の意識啓発に努めなければなりません。

ウ 事業者及び責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有し、保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければなりません。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

(3) 実施機関に係る制度の概要

ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

(ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはなりません。

(イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。

また、登録した事項を神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ウ) 取扱目的及び手段等による収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないこととするとともに、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

(エ) 目的外の利用及び提供の制限（第9条）

法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、収集したときの目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはなりません。

(オ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないこととするとともに、提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

(カ) その他

安全性、正確性等の確保措置（第11条）、職員等の義務（第12条）、取扱い等の委託（第13条）、指定管理者による個人情報の取扱い（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、廃棄（第16条）、実施機関に対する苦情の処理（第17条）について、条例で実施機関等に義務が課せられています。

イ 県民の権利（開示、訂正及び利用停止の請求権）

県民等に対し、自己情報をコントロールする権利を保障するため、条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、その個人情報を開示することにより、請求者以外

の個人の正当な利益を侵害するおそれがあるとき、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになるとき、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるときなど一定の事由がある場合を除き、その個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により個人情報を開示します。

試験結果等の個人情報については、口頭による簡易開示の方法により行うことができます。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第39条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。

利用停止の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(エ) 決定に対する救済（神奈川県個人情報保護審査会（第40条））

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければなりません。

(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 指針の作成、公表（第47条）

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができます。

なお、平成17年4月に個人情報保護法の全面施行を踏まえた県の指針（「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」）を作成し、公表しています。

ウ 個人情報取扱業務の登録制度

(ア) 事業者は、県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し、業務の名称及び目的、個人情報の取扱いの概要その他一定の事項について、知事の登録を受けることができます。また、知事は、当該事項を登録した登録簿を一般の縦覧に供さなければなりません（第48条）。

(イ) 業務の登録を受けた事業者に対する調査の要請（第49条）

知事は、登録を受けた事業者に対して、当該登録を受けた業務に関して説明又は資料の提出を要請することができます。

(ウ) 業務の登録の表示（第50条）

登録を受けた事業者は、当該登録を受けた業務に係る個人情報の取扱いについて、「登録済みマーク（PDマーク）」を表示することができます。

エ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます（第54条）。

ただし、個人情報保護法に基づく主務大臣の行為の相手方となっている事業者や、個人情報保護法第50条（適用除外）に規定する事業者については、この規定は適用になりません。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます（第55条）。

ただし、個人情報保護法に基づく主務大臣の行為の相手方となっている事業者や、個人情報保護法第50条に規定する事業者については、(ア)と同様です。

(ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません（第56条）。

オ 苦情相談の処理（第57条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

Ⅱ 運 用 状 況

1 概 要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成17年3月31日までに233,827人が利用し、利用件数は234,057件になりました。(表-1) そのうち平成16年度の利用者は8,532人、利用件数は8,547件で、利用人数、件数とも平成15年度より約2,000件減少しています。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く8,220件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は129件で、口頭で請求できるいわゆる簡易開示の請求件数は8,091件でした。また、自己情報の取扱いが不適正であるとした是正の申出は6件あり、自己情報の訂正の請求はありませんでした。

個人情報の保護に関する問い合わせ・照会は316件あり、その主な内容は、事業者の個人情報取扱業務登録に関するものが262件、制度全般に関するものが24件となっています。

個人情報の取扱いについての相談等は5件あり、そのすべてが事業者に関する苦情相談でした。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成17年3月31日現在、事務数が2,085件、類型数^{*1}が2,583件、文書件名数^{*2}が5,754件となっています。

^{*1} 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類（例えば、講師、受講者、申請者等）の数です。

^{*2} 文書件名数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される行政文書の種類（申請書、許可台帳、廃止届等）の数です。

また、事業者の個人情報取扱業務の登録については、平成16年度中は291事業者から447業務について新規の登録申請があり、6事業者から11業務の廃止の届出がありました。この結果、平成17年3月31日現在、7,965事業者、14,076業務が登録されています。

(表-1)

個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成17年3月31日現在)

項 目			本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地区行政センター等)			合 計		
			2～15年 度	16年度	計	2～15年 度	16年度	計	2～15年 度	16年度	計
利用者数	来 訪		40,015人	2,241	42,256	181,413人	6,035	187,448	221,428人	8,276	229,704
	文書郵送		3	4	7	20	11	31	23	15	38
	電 話		2,280	201	2,481	1,564	40	1,604	3,844	241	4,085
	小 計		42,298	2,446	44,744	182,997	6,086	189,083	225,295	8,532	233,827
利 用 件 数	請 求	開示請求(簡易開示 除く)	363	64	427	277	65	342	640	129	769
		簡易開示	39,291	2,142	41,433	180,311	5,949	186,260	219,602	8,091	227,693
		訂正	19	0	19	4	0	4	23	0	23
		小 計	39,673	2,206	41,879	180,592	6,014	186,606	220,265	8,220	228,485
	問 合 せ 照 会	是正申出	4	6	10	0	0	0	4	6	10
		開示請求関係	118	0	118	81	6	87	199	6	205
		その他県保有関係	51	2	53	24	0	24	75	2	77
		指針関係	136	11	147	43	0	43	179	11	190
		事業者登録関係	2,040	196	2,236	2,018	66	2,084	4,058	262	4,320
		その他民間保有関係	183	11	194	50	0	50	233	11	244
		制度全般	183	22	205	211	2	213	394	24	418
		小 計	2,711	242	2,953	2,427	74	2,501	5,138	316	5,454
	相 談 等	事業者に関する苦 情相談	54	5	59	9	0	9	63	5	68
		その他の苦情相談	33	0	33	7	0	7	40	0	40
		小 計	87	5	92	16	0	16	103	5	108
		合 計	42,475	2,459	44,934	183,035	6,088	189,123	225,510	8,547	234,057
実施機関の個人情報取扱登録件数(累計)			事務数 2,085件 類型数 2,583件 文書件名数 5,754件								
事業者の個人情報取扱業務			平成2～15年度登録数			平成16年度登録数			累 計		
登録件数	新規登録件数		13,897件(7,803事業者)			447件(291事業者)			14,344件(8,094事業者)		
	廃止件数(△)		△257件(△129[△18]事業者)			△11件(0[△6]事業者)			△268件(△129[△24]事業者)		
	登録簿登録件数		13,640件(7,674事業者)			436件(291事業者)			14,076件(7,965事業者)		

※事業者の個人情報取扱業務登録件数の廃止件数欄に該当する事業者数の[]内(外数)は、廃止業務以外に登録業務があり、登録事業者の合計数に変わりはありません。

2 自己情報の開示、訂正請求、是正の申出の状況

(1) 開示請求の件数

平成16年度の自己情報の開示請求の件数は129件で、平成15年度と比べ約3割増加しました。
部局別内訳では、教育委員会が56件(全体の43.4%)、衛生部が52件(同41.2%)などとなっています。
(表－2) 年度別部局別内訳 (単位：件)

部 局 名	2～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
総 務 部	16	4	2	3	3	2	30
企 画 部	0	0	0	0	0	5	49
県 民 部	13	6	11	10	4	10	54
環 境 農 政 部	9	0	1	0	0	0	10
福 祉 部	14	1	2	5	8	0	30
衛 生 部	47	18	22	36	26	52	201
商 工 労 働 部	1	2	0	0	1	0	4
県 土 整 備 部	7	8	5	4	7	2	33
行政センター	3	0	1	0	1	2	7
知 事 部 局 計	110	39	44	58	52	73	376
公営企業管理者	3	0	0	1	0	0	4
教 育 委 員 会	135	24	27	75	46	56	363
人 事 委 員 会	24	0	1	0	1	0	26
計	272	63	72	134	99	129	769

(2) 開示請求の内容

請求内容は、医療関係が47件(全体の36.4%)、試験関係が6件、その他が76件(うち教育委員会関係が50件)となっています。
(表－3) 内容別内訳 (単位：件)

内 容	2～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
試 験 情 報 等	67	6	2	12	9	6	102
医 療 情 報 等	49	17	20	32	23	47	188
その他(うち教育委員会)	156(109)	40(21)	50(27)	90(67)	67(37)	76(50)	479(311)
計	272	63	72	134	99	129	769

(3) 開示請求に対する処理の状況

開示請求のあった129件の決定状況は、開示が83件(全体の73.5%)、一部開示が28件(同24.8%)、不開示(請求された情報が存在しない場合も含む)が18件となっています。

(表－4) 処理状況の内訳 (単位：件)

処理状況別	2～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
開示(うち不存在)	1 8 1 (34)	3 2	4 0	9 3	6 5	8 3	4 9 4 (34)
一部開示(うち不存在)	7 9	2 3 (4)	2 2 (3)	2 8 (3)	2 0 (2)	2 8	2 0 0 (12)
不開示(うち不存在)	1 0	7 (4)	8 (5)	1 0 (10)	1 4 (14)	1 8 (16)	6 7 (49)
取 下 げ	2	1	2	3	0	0	8
計	2 7 2	6 3	7 2	1 3 4	9 9	1 2 9	7 6 9

(備考1) 不存在は、条例改正により、平成12年度以降は不開示決定に含まれることとなった。

(備考2) 平成13年度の不開示件数には、却下1件を含む。

(4) 不開示理由別内訳

一部開示又は不開示とされた46件の不開示理由についてみると、条例第15条第4項(H17.4.1改正後の条例第20条第2項)第1号、第3号及び第5号並びに不存在が不開示理由の全てを占めています。

(表－6) 不開示(一部開示を含む)情報等の不開示理由別内訳 (単位：項)

不開示理由の項目	2～11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
1号 他 の 個 人 に 関 す る 情 報	5 0	1 0	1 4	2 0	1 3	1 8	1 2 5
2号 法 人 等 に 関 す る 情 報	2	2	0	9	0	0	1 3
3号 指導、診断、評価、選考等に関する情報	6 5	1 4	1 3	5	8	1 1	1 1 6
4号 審議、検討、調査研究等に関する情報	8	1	0	0	0	0	9
5号 事業の実施に関する情報	5 5	1 0	1 5	9	8	1 3	1 1 0
6号 犯罪捜査等に関する情報	0	0	0	0	1	0	1
7号 法令の定めによる情報	0	0	0	1	2	0	3
8号 未成年者に関する情報	－	0	2	0	0	0	2
不 存 在	－	8	8	1 3	1 6	1 6	6 1
存 否 応 答 拒 否	－	0	0	0	1	0	1
却 下 (請求対象外文書)	－	－	1	－	0	0	1
計	1 8 0	4 5	5 3	5 7	4 9	5 8	4 4 2

(備考1) 1つの決定が複数の不開示理由に該当する場合は、各々の項目に1項ずつ計上した。

(備考2) 条例改正前の決定については、相当する改正後の不開示理由の項目に計上した。

(5) 訂正請求の状況

平成16年度は、訂正請求はありませんでした。

(6) 是正の申出の状況

是正の申出は6件あり、いずれも個人情報の取扱い制限に関するものです。

(7) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て

開示等の請求拒否処分に対する不服申立てに係る個人情報保護審査会への諮問は、平成16年度には7件ありました。今までの答申62件に係る審議回数は、平均4.2回、諮問から答申までの日数は、平均327.3日（中断日数控除後は、平均299.2日）となっています。（審議の詳細は、Ⅲ参照）

（表－7 a） 制度発足以降の不服申立て総括表

（表－7 b） 答申(62件)の内容別内訳

不 服 申 立 て	処 理 状 況			取 下 げ	決 定
	諮 問	答 申	係 属		
7 4 件	7 4 件	6 2 件	7 件	5 件	5 8 件

不服申立人主張否認	3 6 件
不服申立人主張一部認容	1 8 件
不服申立人主張全部認容	8 件

(表－８ｃ) 制度発足以降の不服申立て一覧表

(平成17年３月31日現在)

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
1	申立	2. 12. 26	カルテ等（病院からの紹介書を含む。） 不開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第１号]	6 回 196日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	2. 12. 27					
	答申	3. 7. 10					
	決定	3. 7. 22					
2	申立	3. 5. 21	診療録、看護記録及び診療報酬明細書不開示の件	知 事	不服申立人主張 一部認容 [答申第２号]	7 回 219日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	3. 5. 22					
	答申	3. 12. 26					
	決定	4. 1. 24					
3	申立	3. 12. 6	措置入院に関する診断書及び精神保健法第23条に基づく申請書不開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第３号]	8 回 229日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	3. 12. 9					
	答申	4. 7. 24					
	決定	4. 8. 5					
4	申立	5. 7. 23	平成４年２月２４日付け事故報告書（メモ）部分不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第５号]	9 回 359日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	5. 8. 5					
	答申	6. 7. 29					
	決定	6. 8. 31					
5	申立	5. 8. 4	県立高等学校生徒指導要録部分不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 [答申第４号]	8 回 241日	答 申 どおり (変更)
	諮問	5. 8. 11					
	答申	6. 4. 8					
	決定	6. 6. 6					
6	申立	6. 1. 13	県立学校教員の人事上の措置等部分不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第８号]	7 回 416日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	6. 1. 26					
	答申	7. 3. 17					
	決定	7. 5. 29					
7	申立	6. 1. 13	県立学校教員の人事上の措置等部分不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第９号]	7 回 416日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	6. 1. 26					
	答申	7. 3. 17					
	決定	7. 5. 29					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
8	申立	6. 2. 23	県立学校教員の人事 上の措置等部分不開 示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第10号]	7 回 375日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	6. 3. 8					
	答申	7. 3. 17					
	決定	7. 5. 29					
9	申立	6. 6. 3	退院請求に係る精神 医療審査会資料等部 分不開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第6号]	6 回 269日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 6. 8					
	答申	7. 3. 3					
	決定	7. 3. 20					
10	申立	6. 8. 15	精神保健相談記録部 分不開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第7号]	6 回 200日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 8. 16					
	答申	7. 3. 3					
	決定	7. 3. 20					
11	申立	6. 9. 16	県立高等学校生徒反 省文不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第11号]	5 回 294日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 9. 30					
	答申	7. 7. 20					
	決定	7. 8. 10					
12	申立	7. 10. 25	措置入院に関する診 断書等部分不開示の 件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第12号]	6 回 265日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	7. 11. 1					
	答申	8. 7. 22					
	決定	8. 9. 10					
13	申立	7. 10. 31	県立高等学校進級判 定会議録部分不開示 の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第13号]	6 回 258日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	7. 11. 8					
	答申	8. 7. 22					
	決定	8. 8. 19					
14	申立	8. 3. 25	県立高等学校進級判 定会議録部分不開示 の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第14号]	4 回 213日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	8. 4. 2					
	答申	8. 10. 31					
	決定	8. 11. 20					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
15	申立	8. 4. 1	県立高等学校進級判定会議資料不訂正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 (請求された訂正の内容を付記すべき) [答申第15号]	7 回	答 申
	諮問	8. 4. 15				311日	どおり
	答申	9. 2. 19					一部
	決定	9. 3. 28					変更
16	申立	8. 4. 17	措置入院に関する診断書等一部不開示の件	知 事	不服申立人主張 一部認容 [答申第24号]	6 回	答 申
	諮問	8. 4. 26				1663日	どおり
	答申	12. 11. 13				中 断 1319日を含む	一部
	決定	13. 1. 30					変更
17	申立	10. 2. 24	県立高等学校生徒指導要録一部開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 [答申第16号]	5 回	答 申
	諮問	10. 3. 10				193日	どおり
	答申	10. 9. 18					(変更)
	決定	10. 10. 5					
18	申立	10. 4. 30	県立外語短期大学教授会議事録一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第17号]	8 回	答 申
	諮問	10. 5. 7				357日	どおり
	答申	11. 4. 28					一部
	決定	11. 5. 31					変更
19	申立	10. 8. 27	公立中学校教員の人事上の措置等一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第18号]	5 回	答 申
	諮問	10. 9. 7				326日	どおり
	答申	11. 7. 29					(棄却)
	決定	11. 10. 15					
20	申立	10. 12. 8	県立高等学校事故報告書等一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第25号]	5 回	答 申
	諮問	10. 12. 28				747日	どおり
	答申	13. 1. 12				中 断 214日を含む	一部
	決定	13. 3. 9					変更
21	申立	10. 12. 8	県立高等学校職員会議録等一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第26号]	5 回	答 申
	諮問	10. 12. 28				747日	どおり
	答申	13. 1. 12				中 断 214日を含む	一部
	決定	13. 5. 21					変更

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
22	申立	11. 7. 16	看護記録不開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第19号]	6 回 285日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	11. 7. 30					
	答申	12. 5. 9					
	決定	12. 5. 26					
23	申立	11. 7. 27	公立中学校教員の体 罰に係る事故報告書 不訂正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第20号～ 答申第22号]	3 回 329日	答 申 どおり (棄却)
24	諮問	11. 8. 6					
25	答申	12. 6. 29					
	決定	12. 7. 21					
26	申立	11. 8. 2	県立高等学校教員に 係る事故報告書等一 部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第23号]	4 回 397日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	11. 8. 9					
	答申	12. 9. 8					
	決定	12. 10. 3					
27	申立	11. 10. 18	県立高等学校生徒に 係る事故報告書不訂 正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第27号]	3 回 453日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	11. 11. 15					
	答申	13. 2. 9					
	決定	13. 3. 9					
28	申立	12. 3. 23	県立高等学校生徒指 導要録一部不開示の 件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 [答申第28号]	4 回 443日	答 申 どおり (変更)
	諮問	12. 4. 3					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 6. 29					
29	申立	12. 6. 19	県立高等学校「学校 保健日誌」一部不開 示の件	教 育 委員会	(14. 2. 14 諮問取下げ)		
	諮問	12. 6. 28					
	答申	—					
	決定	—					
30	申立	12. 7. 28	県立高等学校生徒緊 急連絡網一部不開示 の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第29号]	4 回 327日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	12. 8. 15					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 9. 11					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
31	申立	12. 8. 18	県立外語短期大学人事委員会議事録一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第30号]	3 回 306日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	12. 8. 25					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 7. 26					
32	申立	13. 3. 6	県税事務所への申立て及び不動産取得税の課税に関する申立て不訂正の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第32号～ 答申第34号]	4 回 303日	(未決定)
33	諮問	13. 3. 29					
34	答申	14. 1. 25					
	決定	(未決定)					
35	申立	13. 3. 29	調査書原簿及び指導要録不訂正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 (記載事項の基準を見直し加筆訂正すべき) [答申第31号]	3 回 176日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 4. 27					
	答申	13. 10. 19					
	決定	13. 12. 19					
36	申立	13. 4. 13	国旗・国歌に関する調査の回答文不訂正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 (不訂正とした処分を取り消し、削除すべき) [答申第40号]	4 回 386日	答 申 どおり (削除)
	諮問	13. 4. 27					
	答申	14. 5. 17					
	決定	14. 7. 5					
37	申立	13. 6. 8	生徒指導要録及び調査書原簿一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 [答申第42号]	2 回 403日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 6. 19					
	答申	14. 7. 26					
	決定	14. 9. 30					
38	申立	13. 6. 19	特定の教諭からの聞き取り調査報告書不存在的件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第35号～ 答申第36号]	3 回 297日	答 申 どおり (棄却)
39	諮問	13. 6. 27					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					
40	申立	13. 7. 31	特定の県立高等学校長報告書不訂正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 (訂正請求書及び意見書を資料として提出して添付することをもって、訂正措置とすべき) [答申第37号～38号]	4 回 256日	答 申 どおり 一部 変更
41	諮問	13. 8. 7					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
42	申立	13. 8. 1	自己情報不訂正決定 に係る文書一部不開 示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 [答申第39号]	3 回 256日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 8. 7					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					
43	申立	13. 9. 20	措置入院の決定等に 関する文書一部不開 示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第41号]	4 回 232日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	13. 9. 28					
	答申	14. 5. 17					
	決定	14. 7. 12					
44	申立	13. 11. 16	措置入院に対する審 査請求に係る文書一 部不開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第55号]	3 回 505日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	13. 11. 27					
	答申	15. 4. 15					
	決定	15. 6. 17					
45	申立	13. 11. 26	指導要録一部不開示 の件	教 育 委員会	不服申立人主張 全部認容 [答申第43号]	2 回 320日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 12. 10					
	答申	14. 10. 25					
	決定	15. 1. 22					
46	申立	14. 5. 9	行政文書一部公開決 定に係る起案文書一 部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第44号]	2 回 164日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 5					
	答申	14. 11. 15					
	決定	14. 12. 20					
47 48	申立	14. 6. 17	行政文書一部公開決 定に係る起案文書不 存在の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第45号～ 答申第46号]	2 回 143日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 26					
	答申	14. 11. 15					
	決定	14. 12. 10					
49 ～ 55	申立	14. 6. 18	行政文書一部公開決 定に係る起案文書一 部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第47号～ 答申第53号]	1 回 208日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 28					
	答申	15. 1. 21					
	決定	15. 2. 27					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
56	申立	14. 8. 2	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第54号]	1 回 151日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 9. 13					
	答申	15. 2. 10					
	決定	15. 3. 18					
57	申立	14. 9. 10	教員の指導力判定調査等不訂正の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 (不訂正ただし、訂正請求書及び不訂正理由説明書の添付保管) [答申第56号]	3 回 208日	答 申 どおり (変更)
	諮問	14. 9. 20					
	答申	15. 4. 15					
	決定	15. 5. 23					
58	申立	14. 9. 26	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第57号]	5 回 342日	答 申 どおり (変更)
	諮問	14. 10. 16					
	答申	15. 9. 22					
	決定	15. 11. 13					
59	申立	14. 9. 26	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第58号]	5 回 342日	答 申 どおり (変更)
	諮問	14. 10. 16					
	答申	15. 9. 22					
	決定	15. 11. 13					
60	申立	15. 2. 26	推薦入試面接カード一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 否認 [答申第59号]	7 回 261日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	15. 3. 24					
	答申	15. 12. 9					
	決定	16. 1. 16					
61	申立	15. 5. 29	定期人事異動において請求者本人が昇格を見送られた理由等に係る自己情報の一部開示の件	知 事	不服申立人主張 否認 [答申第60号]	5回 242日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	15. 6. 20					
	答申	16. 2. 16					
	決定	16. 3. 15					
62	申立	15. 6. 14	特定の高校通信制の職員会議録一部不開示の件	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第61号]	8回 516日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	15. 7. 17					
	答申	16. 8. 27					
	決定	16. 10. 14					

諮問	年 月 日		案 件 名	実施機関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
63	申立	15. 7. 24	県立高等学校教員に関する引継記録不存在の件	教 育 委員会	(16. 10. 15 諮問取下げ)		
	諮問	15. 8. 27					
	答申	—					
	決定	—					
64	申立	15. 8. 25	特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件その1	教 育 委員会	(16. 10. 15 諮問取下げ)		
	諮問	15. 9. 9					
	答申	—					
	決定	—					
65	申立	15. 10. 6	特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件その2	教 育 委員会	不服申立人主張 一部認容 [答申第62号]	8 回 516日	
	諮問	15. 10. 23					
	答申	17. 3. 22					
	決定						
66	申立	15. 10. 20	陳情書等への対応関係文書一部不開示の件	教 育 委員会	(16. 5. 17 諮問取下げ)		
	諮問	15. 10. 31					
	答申						
	決定						
67	申立	15. 8. 25	入校選考に係る自己情報一部開示の件	知 事			
	諮問	15. 11. 28					
	答申						
	決定						
68	申立	16. 4. 9	相談記録等に関する書類存否応答拒否の件	知 事			
	諮問	16. 5. 7					
	答申						
	決定						
69	申立	16. 5. 27	児童福祉決定調書等一部不開示の件	知 事			
	諮問	16. 7. 21					
	答申						
	決定						

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
70	申立	16. 7. 12	校長個別協議に係るヒアリング関係文書不 存在の件	教 育 委 員 会			
	諮問	16. 7. 20					
	答申						
	決定						
71	申立	16. 7. 13	教員の指導力判定に 関する資料等一部不 開示の件	教 育 委 員 会			
	諮問	16. 7. 28					
	答申						
	決定						
72	申立	16. 11. 26	教職員課職員との面 談記録不開示の件	教 育 委 員 会			
	諮問	16. 12. 7					
	答申						
	決定						
73	申立	17. 2. 14	弁護士相談結果概要 等一部不開示の件	教 育 委 員 会	(17. 3. 25諮問取下げ)		
	諮問	17. 3. 4					
	答申						
	決定						
74	申立	17. 2. 14	法律相談結果一部不 開示の件	教 育 委 員 会			
	諮問	17. 3. 4					
	答申						
	決定						

(備考1) 日数*は、諮問から答申までの日数

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、試験結果だけを対象としています。平成17年3月31日現在で、知事部局45試験、教育委員会7試験、人事委員会9試験の合計61試験について、試験の性質に応じて個々に得点、順位またはランクを簡易開示の対象とする個人情報として定めています。

平成16年度に、簡易開示を実施した試験数は46試験でした。

(2) 簡易開示の請求件数

平成16年度の簡易開示の請求件数は、8,091件でした。各試験の中で最も請求が多かったのは、高等学校入学者選抜（学力検査）で、全日制の一次募集及び二次募集、定時制の件数を合わせて5,323件と全体の65.8%となっています。その他、請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が544件、警察官採用試験が464件、調理師試験が254件となっています。

また、開示の対象者数（受験者数等）に対して、どのくらいの請求があったかについては、全体で68,040人の対象者に対して、請求者の割合は11.9%になっております。

平成16年度 簡易開示の実施状況

(表-9)

(平成17年3月31日現在)

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	対象者数	開示場所	内 訳
1	職員（現業）採用選考	総務部	人事課	—	—		16年度は実施せず
2	職員（現業）身体障害者採用選考	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
3	任期付職員採用選考	〃	〃	2	56	県政情報センター	総合ランク
4	任期付研究員採用選考	〃	〃	0	5	〃	総合ランク
5	臨時的任用職員登録選考試験	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
6	神奈川県特別研究員採用選考	企画部	科学技術振興課	—	—		16年度は実施せず
7	狩猟免許試験	環境農政部	緑政課	5	172	県政情報センター	科目別得点
8	保育士試験	福祉部	児童福祉課	14	2,171	〃	科目別得点
9	産業技術短期大学校入学試験	商工労働部	産業技術短期大学校	19	149	産業技術短期大学校	科目別得点、総合得点
10	高等職業技術校入校選考学科試験	〃	各高等職業技術校	197	1,811	各高等職業技術校	科目別得点、総合得点
11	神奈川障害者職業能力開発校入校選考学科試験	〃	神奈川障害者職業能力開発校	2	304	神奈川障害者職業能力開発校	科目別得点、総合得点
12	職業訓練指導員試験	〃	産業人材課	19	193	産業人材課	科目別得点
13	技能検定試験	〃	〃	68	9,184	〃	科目別得点

番号	試 験 の 名 称	所管部局等	所管室課所	請求件数	対 象 者 数	開 示 場 所	内 訳
14	保健福祉大学保健福祉学部入学試験	保健福祉大学	保健福祉大学	2 3 2	1 , 2 2 2	保健福祉大学	総合得点、順位
15	保健福祉大学実践教育センター入学試験	〃	〃	2 5	4 3 8	保健福祉大学実践教育センター	順 位
16	外語短期大学入学試験（推薦入学試験を除く。）	県 民 部	外語短期大学	—	—		16年度は実施せず
17	歯 科 技 工 士 試 験	衛 生 部	医 療 整 備 課	1 1 0	1 1 6	県政情報センター	科目別得点、総合得点
18	准 看 護 師 試 験	〃	〃	1 7 4	5 3 4	〃	科目別得点、総合得点
19	よこはま看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	よこはま看護専門学校	1 3	6 4	よこはま看護専門学校	総 合 ラ ン ク
20	よこはま看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	3 8	2 3 2	〃	科目別得点、総合得点
21	よこはま看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	2 3	1 2 9	〃	総 合 ラ ン ク
22	よこはま看護専門学校入学試験（社会人入学第1次試験）	〃	〃	9	1 3 9	〃	科目別ランク、学科試験得点
23	よこはま看護専門学校入学試験（社会人入学第2次試験）	〃	〃	4	3 0	〃	総 合 ラ ン ク
24	平塚看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	平塚看護専門学校	5	4 5	平塚看護専門学校	科 目 別 ラ ン ク
25	平塚看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	3 1	1 4 4	〃	科目別得点、総合得点
26	平塚看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	1 0	8 4	〃	科 目 別 ラ ン ク
27	平塚看護専門学校入学試験（社会人入学第1次試験）	〃	〃	7	8 0	〃	科目別ランク、学科試験得点
28	平塚看護専門学校入学試験（社会人入学第2次試験）	〃	〃	4	2 4	〃	総 合 ラ ン ク
29	調 理 師 試 験	〃	生活衛生課	2 5 4	3 , 3 1 3	県政情報センター	科目別得点、総合得点
30	製 菓 衛 生 師 試 験	〃	〃	3 7	5 3 6	〃	科目別得点、総合得点
31	ふ ぐ 包 丁 師 学 科 試 験	〃	〃	8 7	2 5 2	〃	科目別得点、総合得点
32	ク リ ー ニ ン グ 師 試 験	〃	〃	2 2	8 0	〃	科目別得点、総合得点
33	毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験	衛 生 部	薬 務 課	3 6	5 7 8	県政情報センター	科目別得点、総合得点
34	県立病院付属看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	県立病院付属看護専門学校	—	—		16年度は実施せず
35	県立病院付属看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
36	県立病院付属看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
37	農薬管理指導士認定試験	環境農政部	農業振興課	1	2 1	農業振興課	総 合 得 点
38	農 業 機 械 士 認 定 試 験	〃	〃	0	4 6	〃	総 合 得 点
39	改良普及員資格試験	〃	〃	3	1 2 5	〃	総 合 得 点
40	農業青年海外派遣選考試験	〃	〃	0	8	〃	総 合 得 点
41	かながわ農業アカデミー入校試験	〃	かながわ農業アカデミー	7	4 5	かながわ農業アカデミー	総 合 得 点
42	水産業改良普及員資格試験	〃	水 産 課	—	—		16年度は実施せず
43	林業改良指導員資格試験	〃	林 務 課	—	—		16年度は実施せず
44	採石業務管理者試験	県土整備部	砂防海岸課	1	2 7	県政情報センター	科目別得点、総合得点
45	砂利採取業務主任者試験	〃	〃	0	9	〃	科目別得点、総合得点
46	職員（現業）採用選考	教 育 庁	総 務 室	—	—		16年度は実施せず

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	対象者数	開示場所	内 訳
47	公立学校教員採用候補者選考試験	教 育 庁	教 職 員 課	5 4 4	4, 0 2 1	県政情報センター	総合ランク＊
48	県立学校教員（実習助手及び寄宿舎指導員を含む） 採用候補者臨時選考試験	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
49	高等学校入学者選抜（学力検査）	〃	各高等学校	5, 3 2 3	3 1, 1 9 4	各高等学校	科目別得点、総合得点
50	高等学校転入学選抜（学力検査）	〃	〃	0	3 0	〃	科目別得点、総合得点
51	平塚盲学校高等部入学者選抜（学力検査）	〃	平塚盲学校	—	—		16年度は実施せず
52	平塚ろう学校高等部入学者選抜（学力検査）	〃	平塚ろう学校	—	—		16年度は実施せず
53	職 員 採 用 I 種 試 験	人事委員会	総 務 課	2 0 9	1, 4 6 5	県政情報センター	順位、総合得点＊
54	職 員 採 用 II 種 試 験	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
55	職 員 採 用 III 種 試 験	〃	〃	6	1 6 7	県政情報センター	順位、総合得点＊
56	公立小中学校等事務職員採用試験	〃	〃	1 5	1 9 3	〃	順位、総合得点＊
57	免許資格職職員採用試験	〃	〃	9	1 5 1	〃	順位、総合得点＊
58	経 験 者 採 用 試 験	〃	〃	—	—		16年度は実施せず
59	警察事務職員採用試験	〃	〃	3 7	6 0 0	〃	順位、総合得点★
60	警 察 官 採 用 試 験	〃	〃	4 6 4	6, 9 3 0	〃	順位、総合得点
61	職員採用選考（書類選考のみによるものを除く。）	〃	〃	2 5	9 2 3	〃	総合ランク＊
計	6 1 試験			8, 0 9 1	6 8, 0 4 0		

◎（平成2年10月1日～17年3月31日）

合計	◎227, 693件	平成2～14年度 209, 735件	15年度 9, 867件	16年度 8, 091件
----	------------	--------------------	--------------	--------------

＊印の第1次考査（選考、試験）結果については、不合格者に係るものに限る。

★印の結果については、第1次試験の不合格者に係るものに限る。

4 問い合わせ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問い合わせに応じるため、県庁の情報公開課及び各地区行政センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成16年度の相談の状況は次のとおりです。

なお、相談は内容によって、問い合わせと苦情相談に分けました。

(1) 相談者数

相談者数は表－10のとおりで313人です。そのうち相談窓口へ来訪した相談者が68人、電話による相談者が241人、文書郵送による相談者が4人となっており、77%が電話による相談者となっています。

相談者の内訳としては、県民が38人、事業者が275人となっています。

また、相談を内容別に見ますと、問い合わせが308人、苦情相談が5人となっており、ほとんどが問い合わせとなっています。

(表－10) 相 談 者 数 一 覧 (単位：人)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
合 計		38	275	313
方 法	来 訪	8	60	68
	文 書 郵 送	4	0	4
	電 話	26	215	241
内 容	問い合わせ	33	275	308
	苦 情 相 談	5	0	5

(2) 相談件数

相談件数を内容別に見ると、表－11のとおりです。

相談件数は、全部で321件となっており、一人が複数の相談をしているため、件数が人数を上回っています。

問い合わせでは、事業者からの問い合わせが、296件で95%を占めています。また、内容別に見ると、事業者登録関係が最も多く259件となっています。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が5件あり、その内容は本人の同意のない個人情報の提供に関するもの及び個人情報の安全性についての確保措置に関するものでした。

なお、事業者からの苦情相談はありませんでした。

(表－１１) 問 い 合 わ せ 、 苦 情 相 談 件 数 一 覧 (単位：件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 い 合 わ せ	開示請求等関係	4	2	6
	その他県保有関係	1	1	2
	指針関係	0	1 1	1 1
	事業者登録関係	3	2 5 9	2 6 2
	その他民間保有関係	4	7	1 1
	制度全般	8	1 6	2 4
	小 計	2 0	2 9 6	3 1 6
苦相 情談	事業者への苦情	5	0	5
	その他の苦情	0	0	0
	小 計	5	0	5
合 計		2 5	2 9 6	3 2 1

5 実施機関の事務登録の状況

平成16年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は2,085件となっています。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用し、取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された2,085件の事務の内訳は、知事部局が1,588件、その他実施機関が497件となっています。

次に類型数ですが、2,583件となっており、一事務あたり平均約1.2件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は5,754件となっています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表-12のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県政情報センター及び地域県政総合センター県政情報コーナーに配架され、県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表－12)個人情報取扱事務登録件数一覧（実施機関別・部局別）

(平成17年3月31日現在)

実施機関名		事務数	類型数	文書件名数
知 事		1,588	1,992	4,103
	総 務 部	84	107	267
	企 画 部	72	82	124
	防 災 局	27	38	93
	県 民 部	191	250	382
	環 境 農 政 部	257	282	439
	福 祉 部	234	298	733
	衛 生 部	297	396	971
	商 工 労 働 部	160	212	380
	県 土 整 備 部	234	286	610
	出 納 局	14	16	61
	地区行政センター	15	22	33
	かながわ県民活動サポートセンター	3	3	10
議 会		43	44	112
公営企業管理者		73	81	243
教 育 委 員 会		197	257	738
選挙管理委員会		32	44	70
人 事 委 員 会		45	53	149
監 査 委 員 会		32	32	66
労 働 委 員 会		30	30	92
収 用 委 員 会		15	20	74
海区漁業調整委員会		23	23	87
内水面漁場管理委員会		7	7	20
合 計		2,085	2,583	5,754

6 事業者の業務登録の状況

(1) 登録の件数

平成16年度の個人情報取扱業務登録制度の登録件数は、廃止届の件数を差引後、事業者数291、業務数436でした。(既に登録した業務のある事業者が、別の業務を登録した場合には、再度事業者数には計上していません。)この結果、平成16年度末に業務登録簿に登録してある件数は、事業者数7,965、業務数14,076となりました。

なお、個人情報取扱業務登録は、事業者の業務ごとに登録されることから、一事業者で複数の業務を登録している場合があります。

(2) 登録の内訳

個人情報取扱業務の登録状況は表-13のとおりですが、平成16年度は介護保険関係の事業者及び建築士事務所からの登録が多くありました。これは、庁内関係課や関係業界団体などの協力を得て、登録の働きかけを行ったことによるものです。

制度開始以来今までに登録のあった事業者及び業務で特に件数の多いものは、不動産取引業者の「不動産売買仲介業務」や「不動産賃貸借仲介業務」等及び設備工事業者(水道工事業者)の「給水装置・排水設備工事施工に関する業務」の登録があげられます。

(3) 登録事務の流れ

事業者から登録申請を受けた県は、各申請について個人情報保護審議会に諮問し、意見を聴いたうえで登録をしています。登録事業者には、登録のあった業務ごとに個人情報取扱業務登録済証が交付されますので、事業者は店頭等に掲示することができます。また、登録済みマーク(通称PDマーク)を登録した業務に関係する書類等に使用することもできます。登録業務に関して個人情報の取扱いの概要が記載された申請書の別紙は、登録簿として綴られ、県政情報センター及び地域県政総合センター県政情報コーナーに配架され、県民の皆さんが自由に見ることができます。これにより、県民の皆さんは取扱いの概要を知ることができ、自己情報等への関与や、事業者を選択する上でのひとつの目安としても利用できるようになっていきます。

(表 - 1 3)
個 人 情 報 取 扱 業 務 の 登 録 状 況

(平成17年3月31日現在)

業 種	平成16年度		合 計		備 考
	事業者	業務	事業者	業務	
○農業 ・園芸サービス業 ○漁業 ・水産養殖業	1	2	2 1	5 2	あしがら園芸、櫻井造園土木株式会社 神奈川県栽培漁業協会
○建設業 ・設備工事業 ・総合工事業 ・職別工事業	30	30	1,243 10 1	1,249 14 1	神奈川県水道工事業協同組合組合員事業者等給・排水設備工事業業者、電気工事業業者 奈良建設、三洋建設、パナホーム神奈川南、谷津建設、グローバル、東洋建販、桜建築事務所プロットK ロックシステム
○製造業 ・化学工業等 ○電気・ガス・水道・熱供給業 ・電気業 ・ガス業 ・水道業	5	5	33 1 4 1	42 1 4 1	富士写真フィルム、イセト紙工、神奈川県農協茶業センター、法文社、アコター・ビジネスフォーム、光ビジネスフォーム、山本秀一等 東京電力 東京瓦斯、小田原瓦斯、二宮ガス、秦野瓦斯 神奈川県下水道公社
○運輸・通信業 ・鉄道業 ・道路旅客運送業等 ・旅行業等 ・通信業	1	1	8 13 16 5	17 17 23 5	小田急電鉄、京王帝都電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、東京急行電鉄、江ノ島電鉄、箱根登山鉄道、湘南モノレール 神奈川県観光、箱根登山ハイヤー、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、金港交通 横浜シー・エア・ターミナル、光陽観光企画、日本交通公社、阪急交通社等旅行業者、箱根町観光協会、相模湖観光協会、藤澤亀二郎等 東日本電信電話、国際電信電話、日本高速通信、第二電電、日本テレコム
○卸売・小売業、飲食店 ・繊維・衣服等卸売業 ・各種商品等小売業 ・コンビニエンスストア ・自動車小売業 ・L P ガス販売業等 ・薬局	1 2 9	1 2 9	5 16 110 21 553 80	8 26 110 21 567 96	ダイハツ業販神奈川、日商エレクトロニクス、日立京商、東陽実業 丹沢アクアボートリ、生協神奈川ゆめコープ、全日本海員生協、和田電気、さいか屋、小田急商事、横浜そごう、京急百貨店等 スリーエフ、ファミリーマート、セブンイレブン・ジャパン、ローソン及びフランチャイズ店 ホンダベルノ横浜、ボルボカーズジャパン、座間三菱自動車販売、西湘三菱自動車販売等神奈川県自動車販売店協会会員事業者 神奈川県エルピーガス協会会員事業者、ガソリンスタンド ササヤ薬局、ノバ・ファーマシー、ヘルスアンドヘルス、ナレッジ、ヘルスケア、江ヶ崎薬局、吉山 守等

業 種	平成16年度		合 計		備 考
	事業者	業務	事業者	業務	
○卸売・小売業、飲食店 (続き) ・ 飲食料品小売業 ・ その他の小売業 ・ 一般飲食店	1	1	1 19 3	3 19 3	ジェックサービス (介護保険事業) 協立マリン、インテック、向井秀人、メディピア イケダ興産、宮古寿司、若葉寿司
○金融・保険業 ・ 銀行・信託業 ・ 農林水産金融業 ・ 信用金庫・信用組合・労働金庫・貸金業 ・ 補助的金融業等 ・ 保険業等	 1 28	 1 28	 10 2 69 1 97	 12 3 75 1 99	横浜銀行、駿河銀行、清水銀行、中部銀行、東海銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、第四銀行、安田信託銀行等 神奈川県信用農業協同組合連合会、神奈川県信用漁業協同組合連合会 湘南信用金庫、中南信用金庫、神奈川県労働金庫、さがみ信用金庫、平塚信用金庫、中栄信用金庫、芝信用金庫等 神奈川県労働者信用基金協会 青沼俊雄(保険媒介代理業)、地方公務員災害補償基金 県支部、神奈川県農業共済組合連合会、協栄生命保険、日産火災海上等
○不動産業 ・ 不動産取引業 ・ 不動産賃貸・管理業	44	122	2,932 3	6,600 3	神奈川県宅地建物取引業協会会員事業者、全日本不動産協会会員事業者 等 小田原地下街、シスコム・ジャパン、横濱不動産管理
○サービス業 ・ 物品賃貸業 ・ 旅館、ホテル等 ・ 理・美容業等 ・ その他の個人サービス業 ・ 映画業 ・ 娯楽業 ・ 放送業 ・ クレジットサービス ・ 協同組合 ・ 情報サービス業等 ・ 事業サービス業 ・ 専門サービス業 ・ 生活関連サービス業	1 1 16 1 23 34	1 1 16 1 32 37	12 429 79 159 2 7 1 5 49 135 71 339 4	13 430 82 167 2 7 1 5 94 182 107 353 4	イーグル、レザン (ビデオレンタル業者)、柴橋商会、介護用品アイワ、日昌医療、レンタルカジタ、相模サービス等 神奈川県旅館環境衛生同業組合組合員事業者等旅館、ホテル業者 神奈川県美容環境衛生同業組合組合員美容院、エステティックサロン、ビューロジェネロ、桐ヶ谷工業所等 結婚相談仲介サービス業者、在宅入浴サービス業者、在宅介護サービス業者、霊園経営業者 ビデオアイランド (ビデオ制作販売業者) 神奈川県公園協会、三崎マリン、四季等 寒川ケーブルテレビ エヌシーヨコハマ、横浜専門店会、第一専門店会、エヌシーヨコスカ、全川崎専門店会 箱根温泉協同組合、大島デパート商業協同組合、農業協同組合、管工事業協同組合等 販促情報サービス、マリオネット、電算サトウ、TOKAI SOFTLAND、神奈川電算、小田原データセンター、小田原電算 等 神奈川県雇用開発協会、神奈川県土地建物保全協会、湘南国際村協会、労働保険事務組合、高齢者生きがい事業団等 神奈川県職業能力開発協会、神奈川県都市整備技術センター、神奈川県農業公社、EMCI (英会話塾)、カルチャー、日本着物着付士協会等 清水康益社

業 種	平成16年度		合 計		備 考
	事業者	業務	事業者	業務	
○サービス業（続き）					
・医療業	4	7	188	406	日本赤十字社県支部、川崎・横浜公害保健センター、県腎・アイバンク、共共生会、藤沢市保健医療財団、徳洲会、保健科学研究所等
・保健衛生			4	7	かながわ健康財団、神奈川県予防医学協会、神奈川県労働衛生福祉協会、結核予防会神奈川県支部
・廃棄物処理業	2	2	6	6	かながわ海岸美化財団、小田原市清掃協会、藤沢市興業公社、川崎市リサイクル環境公社
・学校教育			36	38	東海大学、朗峰学園、東京工芸大学、文教大学学園、浅野工学園、石綿和裁学院、大谷学園、金子教育団、川瀬学園等
・職業訓練、社会教育等			8	18	神奈川県工業技術研修センター、神奈川能力開発センター、神奈川青少年工作指導協会、前場資料館、山本民俗資料館等
・社会保険			3	25	神奈川県国民健康保険団体連合会、公立学校共済組合神奈川支部、地方職員共済組合神奈川支部
・社会福祉協議会			37	458	松田町、神奈川県、開成町、小田原市、逗子市、山北町、大井町、中井町、南足柄市、寒川町、二宮町、箱根町等社会福祉協議会
・社会福祉施設等	80	131	922	2,115	老人福祉・身体障害者更生援護・精神薄弱者援護施設、保育所、介護保険関係業務の提供等
・学術研究機関			6	18	神奈川科学技術アカデミー、神奈川高度技術支援財団、国際生態学センター、かながわ学術研究交流財団等
・政治・経済・文化団体			176	469	神奈川文学振興会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県看護協会、ピースデポ等
・その他の事業サービス業	4	5	15	20	訪問介護サービス提供事業者、湘南写真工芸社（マイクロフィルム幀）
・その他のサービス業	2	1	12	22	神奈川県工業協会、神奈川県企業庁サービス協会、ケイエスピー、山北町環境整備公社、神奈川県国際交流協会等
合 計	291	436	7,965	14,076	

（注）平成16年度の事業者及び業務数は、年度中の廃止件数を控除したものです。

III 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第15条第1項（現条例第18条第1項）で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第15条第4項（現条例第20条第2項）の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第21条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を保障していますが、これについても事実の認定によっては不訂正の決定をする場合があります。

不開示又は不訂正の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員（平成17年3月31日現在、50音順）

氏 名	現 職	備 考
影 山 清四郎	横浜国立大学教育人間科学部教授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学習院大学法学部教授	
都 村 敦 子	中京大学経済学部教授	
濱 田 純 一	東京大学大学院教授	会 長
森 田 明	弁護士（横浜弁護士会所属）	

諮問を受けた審査会は、条例第15条第4項（現条例第20条第2項）の各号に規定する不開示情報等や不訂正についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成16年度中に、審査会は9回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた案件の審議をし、2件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個 人 情 報 保 護 審 査 会 の 開 催 状 況

回 数	開催年月日及び開催場所	審 議 内 容
第129回	平成16年 4 月20日（火） かながわ県民センター	○諮問第62号（特定の通新制高校の職員会議録一部不開示の件）について次の手続を行った後、審議した。 （1）実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第130回	平成16年 5 月25日（火） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第62号について、答申案を審議した。 ○諮問第64号（特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件その1）及び諮問第65号（特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件その2）について、事務局から概要説明を行った。
第131回	平成16年 6 月29日（火） かながわ県民センター	○諮問第62号について、答申案を審議し、その内容を決定した。[答申第61号] ○諮問第63号（県立高等学校教員に関する引継記録不存在の件）について、事務局から概要説明の後、審議した。 ○諮問第64号及び諮問第65号について、事務局から概要説明の後、審議した。
第132回	平成16年 8 月27日（金） かながわ県民センター	○諮問第63号について、事務局から概要説明の後、審議した。 ○諮問第64号及び諮問第65号について、事務局から概要説明の後、審議した。
第133回	平成16年10月19日（火） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第65号について次の手続を行った後、審議した。 （1）実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。 （2）異議申立人から意見陳述の聴取を行った。
第134回	平成16年12月 1 日（水） かながわ県民センター	○諮問第65号について、審議した。 ○諮問第67号（入校選考に係る自己情報一部不開示の件）について、事務局から概要説明の後、審議した。
第135回	平成17年1月14日（金） かながわ県民センター	○諮問第65号について、答申案を審議した。 ○諮問第67号（入校選考に係る自己情報一部不開示の件）について、事務局から概要説明の後、審議した。
第136回	平成17年 2 月22日（火） かながわ県民センター	○諮問第67号について次の手続を行った後、審議した。 （1）実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。 ○諮問第65号について、答申案を審議し、その内容を決定した。[答申第62号] ○諮問第68号（相談記録等に関する書類存否応答拒否の件）について、事務局から概要説明の後、審議した。
第137回	平成17年 3 月22日（火） かながわ県民センター	○諮問第67号について、審議した。 ○諮問第68号について、事務局から概要説明の後、審議した。

IV 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成16年4月には、第8期の委員として12名が再任、3名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び④個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成16年度は、審議会（全体会）5回、県保有部会4回、民間保有部会6回及び制度検討部会3回が開催され、本人外収集（条例第8条）及び目的外提供（条例第9条）についての審議、オンライン結合による提供（条例第10条）、個人情報の取扱業務の登録（条例第30条）及び登録事項の変更（条例第33条）についての答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われた他、個人情報保護制度の充実及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針の改正について、知事あてに答申がなされました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 5 5 回 全 体 会	平成16年 5月13日(木)	1 会長及び副会長の選出について 2 部会の設置及び部会長の指名について 3 審議会の運営について 4 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 5 条例第30条等の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について 6 条例の充実に関する意見募集の実施状況について
第 7 0 回 県 保 有 部 会	5月13日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 9 3 回 民 間 保 有 部 会	5月13日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 6 回 制 度 検 討 部 会	平成 16 年 6 月 17 日(金)	1 県警察関係の論点について 2 罰則について
第 9 4 回 民 間 保 有 部 会	7 月 15 日(木)	1 条例第 30 条等の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等 に係る諮問について
第 7 回 制 度 検 討 部 会	8 月 6 日(金)	1 県警察関係の論点について 2 罰則に係る論点について 3 開示請求に係る論点について
第 8 回 制 度 検 討 部 会	8 月 25 日(水)	1 答申案について
第 9 5 回 民 間 保 有 部 会	9 月 9 日(木)	1 条例第 30 条等の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等 に係る諮問について 2 個人情報の取扱いに関する指針の見直しについて
第 5 6 回 全 体 会	9 月 9 日(木)	1 条例第 30 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係 る諮問について 2 制度の充実に係る答申について
第 7 1 回 県 保 有 部 会	11 月 11 日(木)	1 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る 諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係 る報告について
第 9 6 回 民 間 保 有 部 会	11 月 11 日(木)	1 条例第 30 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係 る諮問について 2 個人情報の取扱いに関する指針の見直しについて
第 5 7 回 全 体 会	11 月 11 日(木)	1 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る 諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報 告について 3 条例第 30 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係 る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 7 2 回 県 保 有 部 会	平成 1 7 年 1 月 1 3 日 (木)	1 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集及び同第 9 条の規定に基づく目的外提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 9 7 回 民 間 保 有 部 会	1 月 1 3 日 (木)	1 条例第 3 0 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 2 個人情報の取扱いに関する指針の見直しについて
第 5 8 回 全 体 会	1 月 1 3 日 (木)	1 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集及び同第 9 条の規定に基づく目的外提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第 3 0 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 4 神奈川県個人情報保護審議会制度検討部会における検討状況について
第 7 3 回 県 保 有 部 会	3 月 2 3 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 9 8 回 民 間 保 有 部 会	3 月 2 3 日 (木)	1 条例第 2 9 条の規定に基づく個人情報の取扱いに関する指針の見直しに係る諮問について 2 条例第 3 0 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録及び条例第 3 3 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録変更に係る諮問について
第 5 9 回 全 体 会	3 月 2 3 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第 2 9 条の規定に基づく個人情報の取扱いに関する指針の見直しに係る諮問について 4 条例第 3 0 条等の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について 5 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集及び同第 9 条の規定に基づく目的外提供に係る諮問について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会及び人事委員会から諮問（知事にあつては平成16年10月25日付け）された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第71回県保有部会及び第57回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事等において、今後、交際費のうち不祝儀の支出の相手先に係る個人情報のインターネットによる提供を「類型」化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第160号～第164号）しました。

イ 平成16年12月28日付け高第220号で教育委員会から諮問された条例第8条第3項に基づく個人情報の本人外収集及び条例第9条第1項に基づく目的外提供について、第72回県保有部会及び第58回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、児童・生徒が学校外での犯罪行為等で逮捕や身柄通告された場合、非行集団に加入している場合、逮捕や身柄拘束にいたらなくても犯罪行為を繰り返している場合及び児童・生徒の犯罪行為等が他の児童・生徒に影響を及ぼしている場合に、当該児童・生徒の情報を警察から収集し、また、児童・生徒が犯罪行為等を行っている場合、暴走族等の非行集団に加入している場合及び薬物乱用等を行っている場合で、学校だけでは適切な指導を十分行うことができない場合に、当該児童・生徒の情報を警察に提供するというものです。

審議の結果、この案件は継続して審議することとしました。

ウ 知事その他全ての実施機関から諮問（知事にあつては平成17年3月15日付け）された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第73回県保有部会及び第59回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事等において、申請・届出の手続きをインターネットにより行う「電子申請・届出システム」を「類型」化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第169号～第179号）しました。

エ 知事及び教育委員会から諮問（知事にあつては平成17年3月15日付け）された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第73回県保有部会及び第59回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事及び教育委員会において、公共施設の利用予約の手続きをインターネットにより行う「公共施設利用予約システム」を「類型」化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第169号～第170号）しました。

オ その他、条例第7条に基づく個人情報の取扱事務の登録等については、合計4回の報告が実施機関からあり、県保有部会での審議を経て全体会に報告され、了承されました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第30条の個人情報の取扱業務の登録及び条例第33条の登録事項の変更について、計6回の諮問が知事からあり、民間保有部会で審議され、審議結果が全体会に報告されました。

審議の結果、事業者の業務登録に係る291事業者、447業務について、すべて登録可とする答申（第156号ほか5件）を行い、この答申を受けて、業務の登録及び登録事項の変更が行なわれました。

(3) 個人情報保護制度の充実に係る審議状況

平成15年5月の個人情報保護法制の公布を受け、知事から諮問された個人情報保護制度の充実に係る専門的に審議するため、平成15年7月に制度検討部会を設置しました。平成15年度中に5回、平成16年度中に3回の部会を開催し、平成16年9月、知事あてに答申（第159号）しました。

この答申を受けて、平成17年3月に神奈川県個人情報保護条例の一部が改正されました。

(4) 個人情報の取扱いに関する指針の見直しに関する審議状況

平成15年5月の個人情報保護法制の公布を受け、平成16年9月から民間保有部会において4回の部会を開催し、平成17年3月、知事あてに答申（第167号）しました。

この答申を受けて、平成17年4月に「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」が改正されました。

なお、審議会から出された答申文の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

氏 名	現 職	部 会	備 考
岡 真知美	神奈川県立高等学校 P T A 連合会副会長	県 住基	
小 野 一 恵	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
小 幡 純 子	上智大学大学院教授	県◎ 住基○ 制度	
柏 木 教 一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長	民間	
兼 子 仁	東京都立大学名誉教授	住基◎ 制度◎ (県陪席者)	会長
木 原 英 和	神奈川県商工会議所連合会常務理事	民間	
久 保 博 道	弁護士（横浜弁護士会所属）	民間	
塩 入 みほも	駒澤大学法学部助教授	県○ 住基 制度	
円 谷 峻	横浜国立大学大学院教授	民間○ 制度	
平 本 邦 夫	（社福）神奈川県社会福祉協議会 事務局長	県 住基	
藤 井 稔	（株）神奈川新聞社論説主幹	県 住基	
保 坂 正 和	（社）日本ダイレクト・メール協会 事務局長	民間	
堀 部 政 男	中央大学法科大学院教授	民間◎ 制度○ (住基助言者)	副会長
山 田 登美夫	愛川町長	県 住基	
山 中 博 子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長	県 住基	

（５０音順、平成１７年３月３１日現在）

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成１６年４月１日～平成１８年３月３１日

(表－１４)

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成17年3月31日現在)

実施 機関	区 分	県 保 有 関 連 案 件														民間保有関連案件				住 基 関 連 案 件	制 度 の 充 実	
		6条		8条			9条			10条		計				26条	29条	30条				33条
		取扱 制限		本人外 収集			目的外 利用			オンライン 結合						是 正 の 申 出	個人 情報 取扱 いの 指針	業務登録数				登 録 業 務 変 更
		類 型	個 別	類 型		本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別	変 更			本人 通知 省略 類型				
知事		7	17	11	1	5	7	21	4	4 (3)	5	2	26	76	2	9	1	3 (1)	98 (6)	[件数] 14,344 (447) [事業者数] 8,094 (291)	6 (1)	1 (1)
公営企 業管理		6	-	7	9	4	7	4	4	3 (2)	2	-	21	15	-	8	-					
議 会		6	1	7	2	2	7	-	4	1 (1)	1	-	20	4	-	6	-					
教育 委員会		7	4	11	11 (1)	4	7	1 (1)	4	4 (3)	4	1	26	18	1	8	3					
人事 委員会		6	-	7	2	2	6	-	4	3 (2)	1	-	20	3	-	6	-					
監査 委員		4	-	8	4	2	5	-	2	1 (1)	1	-	17	5	-	4	-					
労働 委員会		7	-	11	1	4	7	-	4	1 (1)	-	-	25	1	-	8	-					
選挙管 理委員		7	-	11	2	4	7	-	4	3 (2)	2	-	26	4	-	8	-					
収用委 員会		7	-	11	2	4	7	-	4	1 (1)	-	-	25	2	-	8	-					
海区漁 業調整		7	-	11	1	4	7	-	4	1 (1)	1	-	25	2	-	8	-					
内水面 漁場管		7	-	11	1	4	7	-	4	1 (1)	-	-	25	1	-	8	-					
合 計 (延べ数)		71	22	106	68 (1)	39	74	26 (1)	42	23 (18)	17	3	256	13	3	81	4	3 (1)	86 (6)	[件数] 14,344 (447) [事業者数] 8,094 (291)	6 (1)	1 (1)

* () は、内数で平成16年度の諮問件数です。

V 制度の普及活動

1 県民、事業者への広報活動

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護制度が、県民の間に十分に浸透し、着実に成長して行くためには、県民に対する意識啓発のための広報活動が重要であると考え、積極的に広報活動を行いました。また、個人情報保護条例においても、第3条で実施機関は、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならないことが特に明記されています。

平成16年度の広報活動としては、啓発ポスターを作成し県内の行政機関や駅等に掲示したほか、「神奈川県のホームページ」や「かながわハローファクス」等の広報媒体を利用し、制度の概要や運用状況、事業者の業務登録制度やPDマークの紹介を行い、県民の皆さんへの意識啓発を図りました。また、平成17年4月の個人情報保護法の全面施行に備え、内閣府作成の国民向け、事業者向けそれぞれのパンフレットを配布するとともに、個人情報取扱事業者の義務や苦情処理の仕組みを載せた啓発パネルの展示を県政情報センターや地区行政センターで行いました。

(2) 事業者に対する意識啓発

情報化が進み、さまざまな情報が大量かつ迅速に処理されるようになった今日、個人情報の不適正な取扱いによる県民の権利侵害を引き起こさない事業活動を展開していくためには、事業者の方々が個人情報保護の必要性を認識して、積極的に個人情報の保護に取り組むことが重要です。

県は、事業活動における個人情報保護の推進を図るため、条例で、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の作成、公表や個人情報取扱業務の登録制度を定めています。これらの施策を事業者の方々に理解していただき、県の登録制度への参加を呼びかけるとともに、指針に基づき個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行いました。

個人情報取扱業務の登録制度については、より多くの事業者の方々に参加してもらうため、事業者向けパンフレットを利用して日常的に個々の事業者に登録制度の説明を行うとともに、登録制度とPDマークの紹介をかながわハローファクスや神奈川県のホームページを活用して広報を行いました。

県のホームページ「かながわの個人情報保護制度」の中に「個人情報に関する情報コーナー」を設け、登録事業者以外の方々に対しても参考となる情報をご覧いただけるようにするなどしています。また、個人情報保護制度が事業者の方々に普及していくため、各種会議等の機会をとらえて県の施策について、説明を実施しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るためには、職員の制度理解が必要不可欠です。

このため、「理解度チェックテスト」を活用した研修について、自治総合研究センター主催で新規採用職員研修（１回）、交流職員研修（１回）及び階層別研修（８回）を実施したほか、総務部行政事務監察担当及び情報システム課と連携し事故防止を図る目的で、新任所属長研修（６回）を実施しました。また、各部局が実施する事故防止等の研修あるいは公益法人の職員に対する研修にも講師を派遣（計６回）しました。

また、自治総合研究センター主催で参加希望者を募って実施した、特定課題対応研修「情報公開制度・個人情報保護制度」では、２日間かけて集中的に研修を実施することにより、若手・中堅職員を中心に深くこれらの制度について意識啓発を図りました。

さらに職員課発行の「かもめ広場」に、具体的事例をあげて個人情報の適正な取扱いに関して解説記事等を掲載（４回）し、制度改正の動向に係る周知及び意識啓発を図りました。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成８年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成１６年度も１０月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 178 号の概要

件 名	特定の植物の分布調査資料一部非公開の件（諮問第 247 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の町における特定の植物の分布調査資料である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 1 月 24 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 2 月 7 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（生涯学習文化財課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 4 号		
非 公 開 理 由	本件請求対象文書には、教育委員会が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、文化財保護行政を推進するに当たって支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 2 月 26 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 実施機関は、特定の町の特定の地域（以下「特定の地域」という。）における特定の植物（以下「本件植物」という。）の分布地点（以下「本件非公開情報」という。）を公開することは神奈川県指定天然記念物（以下「天然記念物」という。）である特定の町における特定の蝶とその生息地の保護に影響を及ぼすおそれがある旨説明するが、特定の地域に生息する特定の蝶（以下「本件蝶」という。）は放蝶により雑血になっており、その学術的価値は著しく低下しているため、本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれはほとんどない。 2 特定の地域では、本件蝶を保護するため、地元保存団体、地元住民、神奈川県等が本件蝶の主要な生息地や本件植物の分布地点のパトロールを実施し、さらに、本件蝶の採取禁止の看板が設置されている。 3 既に別の公開請求において、自然環境保全条例に基づく特定の地域における自然環境保全地域の地区指定図（以下「保全地域指定図」という。）が公開されているため、本件植物が分布する地区が明らかとなっていること及び不服申立人が提出した刊行物に本件植物の分布状況についての記載があることから本件非公開情報を全部公開すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 3 月 11 日		
審 査 会 の 結 論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	< 条例第 5 条第 4 号該当性について > 1 不服申立人は、本件蝶は放蝶により雑血になっており、その学術的価値は著しく低下していること、特定の地域では本件蝶を保護するために本件蝶の主要な生息地や本件植物の分布地点等のパトロールを実施していること、本件蝶の採取禁止の看板が設置されていることなどから、本件非公開情報が公開されたとしても本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれはほとんどない旨主張している。 しかし、これらの分布地点全域を常時パトロールすることは事実上不可能であると考えられ、本件非公開情報が公開されると、今後のパトロール等による保護活動に著しい支障があると認められる。また、県内における特定の蝶の衰退の原因が、自然環境の悪化や人間による採集圧であり、現状においても本件植物やその葉について本件蝶の卵等が採取されている旨実施機関が説明していることからすると、雑血により本件蝶の学術的価値が著しく低下していることや採取禁止の看板が設置されていることをもって、本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれがないとの不服申立人の主張を認めることは困難である。 2 本件非公開情報が本件植物の具体的な分布地点を示す情報であるのに対して、保全地域指定図に記載されている情報は、本件蝶や本件植物等が生息する場所又は生息する可能性の高い場所のうち、地権者の同意が得られた特別地区の範囲が記載されているにすぎないこと及び不服申立人から提出された刊行物に記載された本件植物の分布状況に関する情報についても、本件非公開情報とは必ずしも一致するものではないため、保全		

審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)	地域指定図及び不服申立人から提出された刊行物が公開されていることをもって、本件非公開情報が既に公になっているとまでは認められない。 3 以上のことからすると、本件非公開情報を公開することは、天然記念物である本件蝶とその生息地の保護に影響を及ぼし、実施機関の文化財保護に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。
答 申 年 月 日	平成 16 年 4 月 27 日 (答 申 第 178 号)

情報公開審査会答申第 179 号の概要

件 名	図書館司書採用試験問題、正答表及び論文試験問題非公開の件（諮問第 250 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、昭和 60 年以降に実施された司書採用試験の問題及び正答表（教養試験問題及びその正答表、専門試験問題、論文試験問題）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 3 月 11 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 3 月 25 日
諾 否 の 決 定 内 容	非公開	実 施 機 関	人事委員会（総務課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	1 昭和 60 年から平成 3 年度までに実施した問題及び正答表は、神奈川県人事委員会行政文書管理規則に規定する保存期間が満了しているため、文書を保存していない。 2 平成 4 年度以降に実施した問題及び正答表のうち、特定の財団法人等から提供を受けた問題及び正答表については、法人に関する情報であって、公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。 3 平成 4 年度以降に実施した問題及び正答表のうち、実施機関が独自に作成した問題及び正答表については、公開することにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 4 月 25 日		
不 服 申 立 て の 趣 旨	本件請求対象文書のうち、平成 4 年度以降の人事委員会が独自に作成した問題及び正答表を非公開とした処分の取消しを求める。		
不 服 申 立 て の 理 由	1 平成 14 年 10 月 11 日最高裁判所第二小法廷判決（平成 11 年（行ヒ）第 28 号）は、公立学校における教員採用選考の試験問題に関して、これを公開すべきであるとしており、実施機関はこの判決の趣旨を理解し、公開することを検討すべきである。 2 過去に受験した人は、試験対策を尽くし、知らない人はどんな準備をしたらよいかわからない。公平であるべき採用試験でこのような不公平は、許されるはずがない。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 4 月 30 日		
審 査 会 の 結 論	本件請求対象文書のうち、不服申立ての対象となった情報は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	< 条例第 5 条第 4 号該当性について > 1 教養試験問題及び正答表 （1）試験の目的を損なうことについて ア 仮に本件教養試験問題を公開したとしても、教養試験問題は出題範囲が限られるものではなく、公務員として必要な一般的知識に関する出題をするものであるから、出題範囲が容易に推測されるとは認め難いし、また、出題を工夫することにより、異なる観点からの出題を行うことは可能であると考えられる。 イ 過去の試験問題が有用であるという点については理解できなくもないが、既に同種の試験問題が公開されている例もあることなどの現状を考えると、過去の試験問題を公開することにより、これを利用できなくなることによって、採用試験が実施できない状況になるとまでは認められない。 （2）問題作成の困難性について 過去に出題された問題との重複を避け、審査にふさわしい問題を作成するという問題作成者の負担は、問題及び解答の公開の有無によって変化が生ずるものではないと考えられる。その上、既に同種の試験問題が公開されている例もあること、公務員採用試験に関する過去の教養択一式試験の出題例を編集した問題集等が市販されていることなどからすると、独自問題が公開されたからといって、この種の問題作成の専門的な機関であると考えられる特定の財団法人における問題作成に直ちに支障が生じるとは認め難い。 また、仮に、当該法人から神奈川県に試験問題を提供されなくなった場合、当該法人以外の民間法人等も地方公共団体の試験問題の作成を行うことが可能であると考えられることからすると、そうした場合にも実施機関において必ずしもすべての試験問題を独自に作成しなくてはならない状況にあるとは認められない。		

審査会の 判断理由 (続 き)	2 専門試験問題について 専門試験問題は記述式であるため、記述のさせ方により変化をもたせることが可能であると考えられる。また、過去に出題された問題との重複を避け、審査にふさわしい問題を作成するという問題作成者の負担は、問題及び解答の公開の有無によって変化が生ずるものではないから、問題とその解答の公開により問題作成者の負担が増大するとは認められない。 また、司書にかかわる知識を問うことが専門試験の趣旨であるならば、出題範囲や傾向が明らかとなり、その結果、受験しようとする者が傾向と対策を行ったとしても、総体的に受験生の得点能力が高くなり、合格を望む受験者はより詳しい知識あるいは関連のある分野の知識を習得することなどを要請されることとなると考えられ、受験者の真の能力の検証を困難にするとは認められない。 3 論文試験問題について 論文試験問題は、必ずしも出題範囲が限られているものではないため、同じ問題を避けることが困難であるとは考えられない。また、仮に同じ問題になったとしても、論文試験問題は、思考力、創造力、判断力、柔軟性等を評価するものであるため、解答の論述の仕方によって評価は異なるものと考えられ、公開することによって、事務事業の適正な遂行に支障が生じるとは認められない。 以上から、不服申立ての対象となった情報は、条例第5条第4号に該当しない。
答申年月日	平成16年4月27日（答申第179号）

情報公開審査会答申第 180 号の概要

件 名	火災報告一部非公開の件（諮問第 249 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、消防組織法第 22 条に基づき、川崎市から本県を経由して、総務省消防庁あてに提出された火災報告である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 2 月 12 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 2 月 25 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（防災消防課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	本件請求対象文書の出火原因欄にある「経過」及び「着火物」は、出火原因に関連する個人の発言を記録した質問調書に基づいて、出火に至るまでの当該個人の行動を記録した情報であり、これを公開することにより、出火原因に関する個人の行動が推測され、過失等の態様が明らかになる可能性が生じている。特に、ある一定範囲の者には、発火源等の他の情報と照合することにより、出火に関与した者が判明する可能性もあることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 4 月 3 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分のうち、出火原因欄にある「経過」及び「着火物」を非公開とした処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 川崎市においては、火災調査報告書に関する同市情報公開審査会の答申を受けて、本件行政文書の非公開情報と同内容である火災原因の情報が公開されていることから、「経過」及び「着火物」は個人に関する情報ではあるが、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当するので、公開すべきである。 2 火災報告は、火災予防の観点から作成され、提出されるものであり、出火原因欄の「経過」及び「着火物」を公開することにより、「人の生命、身体、健康又は財産」が保護されると考えるので、同号ただし書エにも該当するので、公開すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 4 月 14 日		
審 査 会 の 結 論	火災報告に記載された出火原因欄の「経過」及び「着火物」は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	<条例第 5 条第 1 号該当性について> 実施機関は、本件請求対象文書に記載された火災原因欄の「経過」及び「着火物」は個人の発言を記録した質問調書に基づいており、これを公開することで、出火原因に関する個人の行動が推測され、当該個人の過失等の態様が明らかになる可能性が生じていること、特に、ある一定範囲の者には、発火源等の他の情報と照合することにより、出火に関与した者が判明する可能性もあることから、個人情報に該当すると説明している。 しかし、この説明は、火災場所と発生日時により特定された火災報告 1 件を対象とした公開請求及び決定に関する当審査会の答申第 58 号（平成 11 年 5 月 21 日）の判断に基づいているが、本事案とは判断の前提を異にするものであり、事実、同答申の原処分前になされた決定においては、実施機関が火災原因欄の「経過」及び「着火物」を公開情報としていることも認められる。 本件処分においては、出火場所（町名まで）及び発生時刻等が公開されているが、220 件の火災報告が公開請求及び諾否決定の対象となっていることから、火災原因欄の「経過」及び「着火物」は特定の個人が識別できる情報とは考えらず、また、明らかに個人の思想・信条、心身の状況等に関する情報でもないことから、当該情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。 以上のことから、本件行政文書の火災原因欄の「経過」及び「着火物」は、同号本文に該当しないと判断するので、同号ただし書該当性については判断する必要がある。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 7 月 12 日（答申第 180 号）		

情報公開審査会答申第 181 号の概要

件 名	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等一部非公開の件（諮問第 252 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 15 年 4 月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 2 月 14 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 2 月 28 日
諾 否 の 決 定 内 容	非公開（文書不存在を含む）及び一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。 2 県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。 3 課長代理作成の検討文書等は作成しておらず、存在しないため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 5 月 19 日		
不 服 申 立 て の 趣 旨	非公開及び一部非公開とした処分のうち、次の部分を非公開とした処分の取消しを求める。 1 高校人事企画担当職員等が作成した県立高校校長からのヒアリングメモ（以下「校長からのヒアリングメモ」という。）並びに高校人事企画担当職員等が作成したその他の検討文書及び説明文書（以下「その他の検討文書等」という。） 2 高校人事企画担当課長代理作成の検討文書及び説明文書（以下「課長代理作成の検討文書等」という。） 3 全通信制教員が作成した職員現況・意向調書（以下「職員現況・意向調書」という。）のうち、退職及び転任の希望の有無並びに各転任希望者の性別、年齢、勤続年数及び転任先の希望内容 4 県立高校校長が作成した教職員需給調査表（以下「教職員需給調査表」という。）のうち、人事上の意見、教員の退職理由及び転任希望者一覧表		
不 服 申 立 て の 理 由	1 転任の合法性、公正性を調べるために転任の実態を知るには、教員の意向と転任の有無及び転任先等を全員について調べる必要がある。それらを分析するために、少なくとも性別、年齢、勤続年数及び転任希望がある場合の希望内容程度は必要である。この場合、各教員の氏名等を公開しないことで一応各教員と上記指標は切り離される。 2 特定の教員が定年退職することは、その職務上当然のことであって、少なくともその者が定年の年齢にあることは、非公開とされるべき個人情報には当たらない。 3 転任希望は、各教員の職務上の転任の基本的な理由・根拠であり、それ自体非公開とされるべき個人情報には当たらない。 4 教育委員会は人事管理上の支障を言っているが、現在の状況としてチェック機能が働かない以上、隠すことよりも、不公正な人事が行われることを防ぐためにも公開すべきである。人事管理の円滑さは阻害されるかも知れないが、公正さは確保され则认为る。 5 内示については、教職員課長が事実上の最終的な承認を行う手続があるはずであり、その予想日から実質的に 10 日も前でない不服申立人の公開請求日において、高校人事企画担当課長代理の教職員課長あて報告書が全くないということは不自然である。加えて、高校人事企画担当課長代理は、人事異動の下準備の担当者として、他の担当者との関係で、種々の検討文書を作成していると考えられる。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 5 月 21 日		
審 査 会 の 結 論	不服申立ての対象となった情報のうち、勤務期間に係る情報は、公開すべきである。		

審査会の 判断理由	1 条例第5条第1号該当性について (1) 条例第5条第1号本文該当性について ア 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等は、高校人事企画担当職員が、各県立高等学校長から異動に係るヒアリングを行う際、職員現況・意向調書を複写し、その余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆したもので、各教員に関する校長意見及び評価等を含むものであるから、本文に該当する。 イ 職員現況・意向調書 職員現況・意向調書は、各教員が転任の希望、家族状況及び健康状態等を記載したものであり、全体が個人に関する情報であるので、本文に該当する。 ウ 教職員需給調査表 (ア) 教員の退職理由は、個人に関する情報であって、既に公開されている氏名と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、同号本文に該当する。 (イ) 転任希望者一覧表は、特定の個人が識別され得る情報であると認められるので、同号本文に該当する。 (2) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について ア 校長からのヒアリングメモ、その他の検討文書等、職員現況・意向調書及び教職員需給調査表の転任希望者一覧表に記載された教員の氏名は、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報であり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書イに該当しない。 イ 教職員需給調査表の教員の退職理由については、実施機関自らが発表した事実は認められず、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当しない。 (3) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について ア 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等は、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報であり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウに該当しない。 イ 職員現況・意向調書及び教職員需給調査表の転任希望者一覧表に記載されている情報のうち、勤務期間に係る情報は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものと認められる。したがって、勤務期間に係る情報については、同号ただし書ウに該当する。 ウ 教職員需給調査表の教員の退職理由については、定年、勸奨及び自己都合等の各教員の退職理由が記載されている。当該情報は教員個人の各々の事情に係る情報であり、公務員の職務の遂行に関して記載されたとは認められない。したがって、同号ただし書ウに該当しない。 (4) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について 不服申立人は、本件行政文書について、体調の悪い教員の異動に関しては、人の生命、身体及び健康に関わってくる場合があるので同号ただし書エに該当すると主張する。しかし、体調の悪い教員にとって本件請求対象文書が公開されたとしても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することにはならないので、同号ただし書エに該当しない。 2 条例第5条第4号該当性について (1) 勤務期間に係る情報について 勤務期間に係る情報については、各教員の現在及び過去の勤務校での勤務期間を表しているに過ぎず、勤務期間に係る情報を公開しても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、条例第5条第4号に該当しない。
--------------	---

審査会の 判断理由 (続 き)	(2) 教職員需給調査表の人事上の意見について 教職員需給調査表の人事上の意見は、当該調査表において校長が意見を記載したものであり、これらの情報を公開すれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該情報は、条例第5条第4号に該当する。 3 文書が存在しないことについて 高校人事企画担当課長代理は、各教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成する任務に当たってはいないことがうかがえる。したがって、高校人事企画担当課長代理自らが各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。以上のことからすると、課長代理作成の検討文書等は存在しないとの実施機関の説明は首肯できる。
答申年月日	平成16年7月12日（答申第181号）

情報公開審査会答申第 182 号の概要

件 名	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等一部非公開の件（その 2）（諮問第 253 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 15 年 4 月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書であり、教育委員会は、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）は存在しないとして、公開を拒む決定をした。 1 各県立高等学校教員が人事異動の決定に関する資料として教育委員会に提出する「職員現況・意向調書」を複写し、人事管理上の情報を加筆したもの（以下「ヒアリングメモ」という。）及び高校人事企画担当職員作成のつなぎ表（以下「つなぎ表」という。） 2 高校人事企画担当課長代理が人事異動を検討及び説明した文書（以下「課長代理作成の検討資料」という。）		
請 求 年 月 日	平成 15 年 3 月 26 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 4 月 9 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非 公 開 根 拠 条 項	—		
非 公 開 理 由	1 ヒアリングメモのもととなる「職員現況・意向調書」に記載されている情報及び加筆される人事管理上の情報は、特にその取扱いについて慎重を期すべきものであり、ヒアリングメモは、人事異動案が了承され、不要となった時点で、直ちに廃棄することとしており、本件公開請求時点においては、既に存在していない。 2 つなぎ表は、人事異動案が了承された時点で、人事異動案とその性質上、同一のものとなるため、検討資料として保存する必要性はなくなるため廃棄している。したがって、本件公開請求時点においては、既に存在していなかったものである。 3 課長代理作成の検討文書等は作成しておらず、存在しないため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 5 月 19 日	不 服 申 立 の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 の 理 由	1 不服申立人の行った請求は、今回の公開担当職員及び他の教職員課職員らの説明によれば、最終内示の前日であり、内示書が決裁される日であった。 2 不服申立人は、過去に、転任関係の検討及び説明文書について情報公開請求を行おうとしたことがあり、当時の公開担当職員から、そのような副次的な文書は長く保存されないが、内示日までであり、その後適宜処分されるという説明を受けた。 3 内示については、教職員課長が事実上の最終的な承認を行う手続があるはずであり、高校人事企画担当課長代理の教職員課長あて報告書が全くないということ是不自然である。加えて、高校人事企画担当課長代理は、人事異動の下準備の担当者の長として、他の担当者との関係で、種々の検討文書を作成していると考えられる。 4 不服申立人は、平成 15 年 2 月 13 日付けで行った情報公開請求において、請求書の欄外に「将来のものについては、必要であれば再度請求するので、破棄、廃棄等処分をしないように」と付記した上で、同年 3 月 26 日付けで本件公開請求を行った。 5 実施機関は「人事異動が了承された時点で直ちに廃棄することとしており」と述べるが、人事異動案が了承されるとは、誰がどのように了承したことであるのかを、人事異動案作成全体の流れの具体的な説明の中で明らかにされるべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 5 月 21 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件行政文書を保存又は作成していないため存在していないとして、公開を拒んだことは、相当である。		

審 査 会 の 判 断 理 由	＜本件行政文書の存否について＞ 1 ヒアリングメモ及びつなぎ表について 実施機関は、本件公開請求に対し、内示書を請求対象文書として特定し、一部公開を行っている。当審査会が、当該内示書を見分したところ、その内容はヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに検討した人事異動案を具体化したものと考えられ、ヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに当該内示書は作成されたとする実施機関の説明は妥当であると考えられる。また、通常の事務の形態としては、補助的、一時的な資料をもとに行政文書が作成され则认为られることから、ヒアリングメモ及びつなぎ表が内示書を作成するための補助的、一時的な資料であるとする実施機関の説明は、妥当であると考えられる。 そして、ヒアリングメモ及びつなぎ表が、内示書を作成するための補助的、一時的な資料であると解されるならば、ヒアリングメモ及びつなぎ表は神奈川県教育庁等行政文書管理規則第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められていることから、不要となった時点で、廃棄したとしてもその取扱いが直ちに不当であるとは解されない。 以上のことからすると、ヒアリングメモ及びつなぎ表は、本件公開請求時点においては既に存在していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえず、当該文書は存在しないものと認められる。 2 課長代理作成の検討資料等について 高校人事企画担当課長代理は、各教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成する任務に当たってはいないことがうかがえる。したがって、高校人事企画担当課長代理自らが各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。 以上のことからすると、課長代理作成の検討資料等を作成していないとする実施機関の説明は首肯できる。
答 申 年 月 日	平成 16 年 7 月 12 日（答申第 182 号）

情報公開審査会答申第 183 号の概要

件 名	特定の事案に係る口頭審理内容に関する文書一部非公開の件（諮問第 258 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の事案に関し、平成 13 年 7 月 11 日に行われた口頭審理に関する文書である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 5 月 6 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 5 月 20 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	人事委員会（給与公平課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 6 月 4 日		
不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開とした処分のうち、次の部分の取消しを求める。 1 証人の氏名（印影を含む。）及び職業 2 口頭審理に出席した審査請求人、処分者代理人、証人及び審査長の発言の一部		
不 服 申 立 て の 理 由	1 本事案の口頭審理（以下「本件口頭審理」という。）は、公開で行われたものであり、その日時、場所を事前に承知していた者に対し、傍聴人として臨場を認めたものである。それゆえ、基本的にすべて公開すべきである。 2 本件口頭審理の証人は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命令により、公務として出席したものであり、その職名、氏名及び発言内容は、基本的にすべて公開すべきである。 3 本件口頭審理の処分者側代理人は、教育委員会の命令により、公務として公的機関の代表者として、同審理に参加し、発言したのであるから、その発言内容は、基本的にすべて公開すべきである。 4 前記 2、3 のほか、公務として本事案に関わった者、その作成した文書等の具体的名称も基本的にすべて公開すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 6 月 12 日		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	< 条例第 5 条第 1 号該当性について > 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について （1）次に掲げるものは、本文に該当する。 ア 証人の氏名及び職業（職名） イ 口頭審理に出席した審査請求人、処分者代理人、証人及び審査長の発言のうち、次に掲げる部分 a 審査請求人が識別される部分 b 証人が識別される部分 c 審査請求人が所属していた高校（以下「本件高校」という。）の前校長、歴任教頭及び教諭の氏名 d 本件高校以外の高校（以下「その他高校」という。）の校長の氏名 e 教育委員会担当課の職員の氏名及び職名（以下「担当課職員の氏名及び職名」という。） f 特定の県の機関の所属長の氏名及び職名（以下「県機関の所属長の氏名及び職名」という。） g その他の個人の氏名 （2）審査請求人の証人に対する評価等及び審査請求人の父の病状に関する情報は、本文に該当する。		

審査会の 判断理由 (続 き)	(3) 本件高校名、本件高校が識別され得る情報、その他高校のうち、かつて審査請求人が在職していた高校名及び教頭という職名とともに記載されている高校名は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得るので、本文に該当する。 2 条例第5条第1号ただし書イ該当性について (1) 本件口頭審理は、審査請求人からの請求により、公開により行われているが、本件口頭審理が公開で行われていることを理由に、本件行政文書が、直ちに同号ただし書イに該当すると判断することはできない。 (2) 審査請求人の氏名は慣行として公にされておらず、又は公にすることが予定されていない情報であり、審査請求人が識別される部分も同様である。よって、審査請求人が識別される部分は同号ただし書イに該当しない。 (3) 証人のうち、本件口頭審理において証言した証人（以下「本件証人」という。）は、公務員であり、教育委員会から教育委員会側証人として尋問する旨の通知を受け証人として出席したことが認められる。また、その証言内容は、本件口頭審理のもととなる原処分に関するものであり、公務員の職務の遂行に関して記載された情報であると認められる。公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、本件証人の氏名及び本件証人が識別される部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当する。また、印影についても、氏名と一体のものと考えられることから、同号ただし書イに該当する。 (4) 本件高校の前校長及び歴任教頭の氏名は、本件高校の管理職にある職員の氏名であり、審査請求人の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものに過ぎず、本件高校の前校長及び歴任教頭の氏名並びに本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、同号ただし書イに該当する。 (5) 本件高校の教諭の氏名は、審査請求人と同一の高校に所属していたため記載されたものに過ぎず、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、同号ただし書イに該当しない。 (6) その他高校の校長の氏名は、審査請求人又は証人の発言に含まれているため記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、その他高校の校長の氏名及び当該高校名は、同号ただし書イに該当しない。 (7) 担当課職員の氏名は、審査請求人の人事管理を担当する職員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。 (8) 県機関の所属長の氏名は、職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。 (9) その他の個人の氏名は、慣行として公にされておらず、又は公にすることが予定されていない情報であり、同号ただし書イに該当しない。 3 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について (1) 本件証人は、本件口頭審理のもととなる原処分に関して、審査請求人の管理監督者としての職務の遂行について証言しており、本件証人の職業（職名）は、審査請求人の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものと認められるため、同号ただし書ウに該当する。 (2) 担当課職員の職名については、審査請求人の人事管理を担当する職員としての職務の遂行に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当する。 (3) 県機関の所属長の職は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものであり、同号ただし書ウに該当する。
答申年月日	平成16年7月12日（答申第183号）

情報公開審査会答申第 184 号の概要

件 名	傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿一部非公開の件（諮問第 260 号）		
請 求 文 書 の 概 要	平成 14 年 4 月中に特定の警察署で取扱った傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 4 月 17 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 4 月 25 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開決定	実 施 機 関	警察本部長
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 6 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。 2 公開することにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 6 月 17 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開決定処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当の点について 特定の警察署は、替え玉を作って人を犯人に仕立てて事件を捏造したから、本件請求対象文書の非公開部分を公開できないのであり、正当な職務行為をしているのであれば、公開できるはずである。 2 条例第 5 条第 6 号該当の点について 不当な職務行為をした警察官が謝れば、それで終わることなのに、情報公開だから出せないなどと言い訳を言う前に、自分の良心を確かめればいいのである。 3 本件行政文書以外の行政文書について 本件行政文書以外にも、これに付随する次に掲げる文書（以下「付随文書」という。）があるはずだから、付随文書の公開を求める。 （1）交番勤務員の証言書 取調べを行った刑事があると言っていた、特定の交番勤務員 2 人の証言書の公開を求める。 （2）現場検証の結果 現場検証をやれば、特定の会社の職員に対しては水をかけただけで、実際に叩いたのは警察官であることが分かるはずだから、現場検証の結果の公開を求める。 事件指揮簿に添付されていないということは、隠匿されているということである。 （3）留置場勤務員の日報 警察官が、留置場の日報を徹夜で作成しているのは知っている。 その日報は、事件指揮簿に綴じてあるはずであるから、全部公開すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 6 月 18 日		
審 査 会 の 結 論	特定の警察署で取り扱った傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿を一部非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について 被疑者の氏名等、被害者の氏名等及び捜査主任官等の氏名及び印影は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、事件名に関する情報は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であつて、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。 また、被疑者の処分結果等は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であつて、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ		

審査会の 判断理由 (続 き)	るので、条例第5条第1号本文に該当する。 (2) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について ア 被疑者の氏名等、被疑者の処分結果等、被害者の氏名等及び事件名に関する情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。 イ 警察職員の氏名について、当審査会で調査したところ、警部補以下の氏名は、昭和46年以降職員録に掲載されておらず、また、昭和48年以降新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められることから、警部補以下の捜査主任官等の氏名及び印影は慣行として公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。 2 条例第5条第6号該当性について (1) 捜査主任官等の氏名及び印影並びに交番名が公開されると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、その生命、身体又は財産等に安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想されるため、実施機関が犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められ、条例第5条第6号に該当する。 (2) 捜査方針等の情報が公開されると捜査の手の内が明らかになり、検挙に至らない程度と同種事案が敢行される等の対抗措置が取られることが十分予想されるため、実施機関が犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められ、条例第5条第6号に該当する。 3 付随文書について (1) 不服申立て後に、不服申立人が提出した審査請求書及び意見書並びに口頭による意見聴取において、本件行政文書以外に不服申立人が本件公開請求の対象とすべきであると主張する文書については、公開請求の対象行政文書として取り扱うべきものとは解されない。 (2) 不服申立人は、本件請求時において、事件指揮簿しか出ない旨指導されたため、そのとおり書いたと主張しているが、当審査会が実施機関に確認したところ、請求当時、実施機関の説明を聞いた上で、請求内容を記載したものであることが認められる。 (3) 以上のことから、不服申立人が公開すべきと主張する付随文書については、本件公開請求にかかる行政文書に該当しないことから、不服申立てに係る審議の対象とすることはできない。
答申年月日	平成16年7月12日(答申第184号)

情報公開審査会答申第 185 号の概要

件 名	特定の 2 法人の岩石採取認可等に係る調査報告書一部公開の件（諮問第 254 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、採石法（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき実施した、特定の 2 法人（以下「本件法人」という。）の採石業務に関する業務管理者等に係る調査の報告書である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 3 月 18 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 4 月 24 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部公開	実 施 機 関	知事（土木事務所）
公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号非該当（条例第 5 条 1 号該当箇所については、非公開）		
公 開 理 由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため。		
第 三 者 照 会 の 実 施	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件法人に対して意見書提出の機会を与えた。		
不 服 申 立 人	第三者照会において反対意見書を提出した本件法人である。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 5 月 16 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部公開処分を取り消し、全部非公開とすることを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 現在の社会状況の中で本件請求対象文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがある。 2 過去に本諮問案件に関係する同一の請求者が、情報公開請求により取得した本件法人に係る別の文書を、関連企業や関係業界団体に送付し、本件法人の誹謗中傷等に用いている。過去に従業員管理体制の不備あるいは法令の解釈の誤りにより関係行政庁の指導を受けたが、現在は指導を尊重した経営を行っており、社命を賭けて信用回復に取り組んでいるときに、不服申立人に関する公開情報が、このような利用をされるのであれば、公開処分がかえって本件法人に係る人々の生活を損ないかねない。 3 このように本件行政文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは明白である。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 5 月 19 日（平成 15 年 5 月 21 日審査会受理）		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書を一部公開するとしたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件不服申立ての対象は、原処分において公開するとされた部分であり、不服申立人は、当該部分が条例第 5 条第 2 号に該当する旨主張しているので、この点について判断する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について 原処分において公開するとされた部分のうち、「決裁欄」、「表題及び報告文」及び「報告日及び報告者」の欄は実施機関が行う調査事務の行政内部での処理手続の必要から記載されている情報であり、「件名」欄も法第 42 条の規定に基づき本件法人に対して行った調査件名に過ぎない。「認可の状況」欄は本件法人の認可内容が記載されているに過ぎない。いずれも、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。 また、「業務管理者の設置状況（調査結果、事業者の対応）の一部」、「採石場で発生する汚濁水の処理（調査結果、事業者の対応）」及び「認可掘削区域外の掘削（調査結果、事業者の対応）」の欄は、実施機関が法第 42 条の規定に基づき本件法人に対して行った調査により確認された、事実及び本件法人が行った対応を記録したものである。当該情報を公開すれば、本件法人に法違反行為があったことを実施機関が認めた事実が明らかとなる。しかしながら、こうした情報の公開によって明らかになるのは、調査により確認された事実等に過ぎず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害するおそれがあるとまでは認められない。 したがって、これらの情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 7 月 12 日（答申第 185 号）		

情報公開審査会答申第 186 号の概要

件 名	特定の 2 法人の岩石採取認可に係る指導書等一部公開の件（諮問第 266 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、採石法（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき実施した、特定の 2 法人（以下「本件法人」という。）の岩石採取計画認可に係る行政指導に関する文書である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 5 月 30 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 7 月 4 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部公開	実 施 機 関	知事（土木事務所）
公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号非該当（条例第 5 条 1 号該当箇所については、非公開）		
公 開 理 由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため。		
第 三 者 照 会 の 実 施	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件法人に対して意見書提出の機会を与えた。		
不 服 申 立 人	第三者照会において反対意見書を提出した本件法人である。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 7 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部公開処分を取り消し、全部非公開とすることを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 現在の社会状況の中で本件請求対象文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがある。 2 本件請求対象文書が公開されることにより、本件法人の対外的印象を悪くする可能性があり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 7 月 24 日（平成 15 年 8 月 12 日審査会受理）		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書を一部公開するとしたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件不服申立ての対象は、原処分において公開するとされた部分であり、不服申立人は、当該部分が条例第 5 条第 2 号に該当する旨主張しているので、この点について判断する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について 当該公開部分には、本件法人が実施機関から認可岩石採取計画の遵守義務については是正指導を受け、本件法人が是正を行った事実が記載されている。 しかしながら、こうした情報の公開によって明らかになるのは、本件法人が実施機関から是正指導を受けて是正を行った事実を過ぎず、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。 したがって、これらの情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 7 月 12 日（答申第 186 号）		

情報公開審査会答申第 187～189 号の概要

件 名	特定の 2 法人に関する調査確認事項公開の件（諮問第 251 号） 特定の 2 法人の採石法に係る顛末書及び指導書一部公開の件（諮問第 255 号） 特定の 2 法人の採石法に係る指導書公開の件（諮問第 256 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、採石法（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき実施した、特定の 2 法人（以下「本件法人」という。）の岩石採取計画認可に係る行政指導等に関する文書である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 3 月 18 日（諮問第 251 号） 平成 15 年 3 月 31 日（諮問第 255 号） 平成 15 年 4 月 4 日（諮問第 256 号）	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 4 月 21 日（諮問第 251 号） 平成 15 年 5 月 6 日（諮問第 255 号） 平成 15 年 5 月 8 日（諮問第 256 号）
諾 否 の 決 定 内 容	一部公開	実 施 機 関	知事（砂防海岸課）
公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号ただし書該当（条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当部分は非公開）		
公 開 理 由	法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるが、人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められるため。		
第 三 者 照 会 の 実 施	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件法人に対して意見書提出の機会を与えた。		
不 服 申 立 人	第三者照会において反対意見書を提出した本件法人である。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 5 月 1 日（諮問第 251 号） 平成 15 年 5 月 16 日（諮問第 255 号） 平成 15 年 5 月 16 日（諮問第 256 号）	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部公開処分を取り消し、全部非公開とすることを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 条例第 5 条第 2 号ただし書は、情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。しかし、現場管理についての実施機関からの指導に従うよう鋭意取り組んだ結果、現場の安全は十分に確保されており、人の生命や財産が脅かされる状況はない。 2 現在の社会状況の中で本件行政文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがある。 3 本件請求対象文書が公開されることにより、本件法人の対外印象を悪くする可能性があり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 5 月 13 日（諮問第 251 号） 平成 15 年 5 月 27 日（諮問第 255 号、諮問第 256 号）		
審 査 会 の 結 論	本件対象行政文書を公開又は一部公開するとしたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件不服申立ての対象は、原処分において公開するとされた部分であり、不服申立人は、当該部分が条例第 5 条第 2 号に該当する旨主張しているので、この点について判断する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について 公開部分には、実施機関が本件法人に対して行った調査により確認された事実、当該調査の結果を受けて行った是正指導事項、本件法人が行った是正措置、法違反に至った経緯及び再発防止策等が記載されている。 しかしながら、当該是正指導は、本件法人に対し法を遵守し、再発防止のための対応を実施することを求めているに過ぎず、また、是正措置、法違反に至った経緯及び再発防止策についても、当該行政指導に対する本件法人の対応を記載したものに過ぎないものであるため、当該情報を公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。したがって、これらの情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。 実施機関は、当該公開部分は、条例第 5 条第 2 号本文に該当するが、同号ただし書に該当するため公開情報に該当すると判断したが、前段で判断したとおり、同号に該当しないため、公開情報に当たると考えられる。		

	以上のことから、公開情報に該当するとした実施機関の判断は、結論において妥当であると認められる。
答申年月日	平成 16 年 7 月 12 日（答申第 187～189 号）

情報公開審査会答申第 190 号の概要

件 名	県立高等学校教員に関する昇格推薦調書非公開の件（諮問第 264 号）		
請 求 文 書 の 概 要	請求対象文書は、平成 13 年度に作成された特定の県立高等学校教員（以下「本件教員」という。）に関する昇格推薦調書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 6 月 9 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 6 月 23 日
諾 否 の 決 定 内 容	非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため 2 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 7 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件行政文書は、他の近隣都県の公開選考試験に相当する極めて公的性格が強いものであり、推薦人、理由、被推薦者等はすべて公開されるべきである。 2 本件行政文書により、本件教員が現実に校長に昇格した以上、公開しても当該個人の権利利益を害することはない。 3 公正、明朗、客観的選考をしていることの証明のためにも、本件行政文書は公開すべきである。 4 本件行政文書は、公務員による公務として作成されたものであり、推薦者も被推薦者もともに公務員としての立場で選考し、又推薦されたものである以上、公開すべきである。 5 教頭から校長への昇格人事の結果は、毎年度末の新聞各紙に記事として掲載されており、本件行政文書に記載された情報は、事実上慣行として公にされてしまった情報又は公にされつつある情報である。		
諮問年月日	平成 15 年 8 月 6 日		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （１）条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書には、推薦者の氏名及び学校名、校長候補者の氏名、年齢及び教科並びに推薦者が校長候補者を推薦する理由等が記載されていることが認められるが、本諮問案件においては、本件教員を指定して公開請求がなされているため、本件行政文書については、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められる。したがって、本件行政文書は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当する。 （２）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 本件行政文書の記載内容は、本件教員の職務上の評価等に関する情報であって、公表されている人事異動の結果とは性格が異なる情報であり、本件行政文書の記載内容が慣行として公にされている事実は認められないので、本件行政文書は、同号ただし書イに該当しない。 （３）条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 本件行政文書は、本件教員の人柄、職務遂行上の能力、実績等を第三者が評価した結果を当該第三者が記載したものであり、実施機関が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報である。したがって、本件行政文書は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しない。		

審査会の 判断理由 (続 き)	2 条例第5条第4号該当性について 本件行政文書は、前述のとおり、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められ、また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められることにより、本件行政文書の全体が同号本文に該当すると判断するので、条例第5条第4号該当性を判断する必要はない。
答申年月日	平成16年9月6日（答申第190号）

情報公開審査会答申第 191 号の概要

件 名	県立高等学校教員等が参加した協議会に関する資料不存在の件（諮問第 265 号）		
請 求 文 書 の 概 要	請求対象文書は、平成 12 年 7 月に、3 つの県立高等学校通信制校長及び特定の教職員課職員（以下「本件職員」という。）が参加した協議会（以下「本件協議会」という。）の日時及び内容がわかる文書並びに資料である。（以下「本件請求対象文書」という。）		
請 求 年 月 日	平成 15 年 6 月 26 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 7 月 3 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件協議会の復命書（以下「本件復命書」という。）を本件請求対象文書として特定したが、本件復命書は、請求時点においては既に廃棄しているため、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 7 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分（不存在）の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 実施機関は、請求対象文書を非常に狭く限定して特定したが、自分の請求した文書の範囲はもっと広い。実施機関は文書を公開しないことを前提に、請求時点では保存期間が満了している復命書を特定している。 2 職場を異にする複数の者が協議する以上、事前の案内書は存在するはずである。 3 本件協議会が開催されたとすれば、少なくとも 4 名の出張記録は存在するはずである。 4 本件請求対象文書は、県教育庁等行政文書管理規則別表で保存期間 3 年とされている「会議及び講習会に関するもの」に該当する。 5 本件請求対象文書は、同別表で「30 年保存とするもの」として掲げられている「訴訟に関するもの」に該当する。 6 「平成 13 年度通信制教育研究協議会の会議録」が一部公開決定されている以上、平成 12 年度の同種の協議会の会議録も同様に存在するはずであり、公開されるべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 8 月 6 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が本件請求対象文書は保存期間満了により廃棄したため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件復命書の保存期間について （1）「会議及び講習会に関するもの」に該当するか否かについて 本件協議会は、通信制課程が設置されている 3 つの県立高等学校の校長及び教職員課職員の間で意見交換をするため、教職員課職員が特定の県立高等学校に出張して行われた教育委員会内部の打合せであり、本件復命書は実施機関においては保存期間 1 年の「復命書」として管理されていたと考えられ、この取扱い是不合理とはいえない。 （2）「訴訟に関するもの」に該当するか否かについて 実施機関は、「訴訟に関するもの」としては、特定の訴訟に関して裁判所に提出された書証等訴訟に直接関係する文書が該当するという取扱いをしているが、本件復命書は、書証として裁判所に提出された文書ではなく、当該訴訟に直接関係する文書であるとは認められないので、「訴訟に関するもの」には該当しない。 2 不服申立人が請求対象に含まれると主張する文書について （1）事前の案内書 教育委員会内部の打合せを行うにあたって、事前の案内書の作成が義務付けられているわけではなく、案内書を作成せずに電話連絡のみで済ませる場合もあり得るし、仮に、案内書が作成されていたとしても、本件復命書と一緒に綴られた資料として保管され、本件復命書とともに廃棄されたものと考えられる。 （2）出張記録 教職員の出張記録である旅行命令簿には、教職員が公務による出張を命じられた月日及び用務地は記録されているが、用務地で会議が行われた場合における当該会議の議事内容が記録されているわけではない。また、議事内容等が記録された文書と一緒に		

審査会の 判断理由 (続 き)	に綴られた資料としては、議題に関する説明資料等議題に直接関係するものを指すと解するのが一般的であって、本件協議会に参加した教職員の旅行命令簿が本件復命書と一緒に綴られた資料に該当するとは解されない。 (3) 会議録 「平成 13 年度通信制教育研究協議会の会議録等一切の文書」を公開請求された特定の県立高等学校においては、教職員課のファイル基準表とは異なり、他県等との会議の記録に限らず、教育委員会内部の会議の記録についても重要なものについては、保存期間 3 年の会議に関する文書として取り扱っていたため、平成 13 年度通信制教育研究協議会の会議の記録が保存されていたことが認められる。さらに、平成 12 年 7 月 28 日に開催された協議会の会議の記録についても、平成 15 年度末で保存期間が満了しているにも関わらず、同協議会の当番校であった特定の県立高等学校において保存されていたことが認められたので、同協議会の会議の記録に添付された出席者名簿を確認したところ、本件職員は出席していないことが認められた。行政文書の公開請求書の記載内容から判断すると、本件職員が参加していない協議会については、本件協議会には該当しないと考えられるので、平成 12 年 7 月 28 日に開催された協議会は本件協議会に該当しないとする実施機関の説明は首肯できる。 また、本件職員が横浜地方裁判所に提出した平成 15 年 5 月 30 日付け陳述書を確認したところ、平成 12 年 7 月に、通信制課程が設置されている複数の県立高等学校の校長及び教職員課職員の間で通信制課程の課題等について協議が行われており、当該協議の場に参加した旨本件職員が述べていることが認められるので、当該協議の場を本件協議会として特定したとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。
答申年月日	平成 16 年 9 月 6 日 (答申第 191 号)

情報公開審査会答申第 192 号の概要

件 名	特定の県立高等学校教員の引継記録不存在の件（諮問第 267 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求文書は、特定の県立高等学校の歴任教頭 4 名の引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 6 月 9 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 6 月 23 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（県立高等学校）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求文書は、本件公開請求時点では既に廃棄等により存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 7 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分（不存在）の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 人事委員会が行った特定事案の口頭審理の調書等において、当時の本件高校校長が特定の教職員に関する歴任教頭の引継記録の存在について発言している。 2 校長や教頭は、ことあるごとにノート等にメモを取っており、その存在を不服申立人も外見のみを部分的ではあるが、直接見たことがある。 3 本件請求文書は、公務で作成された文書であり、特定の教員分のみが存在し、他の教職員分が存在しないはずがなく、また、健康や疾病等に関する引継事項が存在するはずである。 4 実施機関は、本件請求文書を歴任教頭 4 名（以下「本件教頭」という。）が作成した引継記録一切で現在も校長等が保管するものとしているが、不服申立人はそのように限定した請求はしておらず、公開請求書には本件高校歴代管理職の引継事項一切と記載しており、歴代管理職とは校長、教頭及び事務長を指し、本件教頭引継記録とはその中の具体的例示である。また、現在も校長等が保管するなどの条件は付けておらず、教育委員会が本件請求文書を保管する場合も含む。 5 別の公開請求を行った際に職員が本件請求文書やメモ等の存在を明言した。		
諮問年月日	平成 15 年 8 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、特定の県立高等学校の歴任教頭 4 名の引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	<本件請求文書の存否について> 1 県立学校職員服務規程では、教頭の事務引継ぎを文書で行うとの規定は存在せず、また、行政文書管理規則では、主たる保存対象でない行政文書は、その保管の必要がないと認めるときは、廃棄できると規定されている。したがって、教頭間の引継ぎの際に作成された簡易なメモは主たる保存対象でない行政文書に該当し、これらのメモは不要となった時点で廃棄していたし、後任の教頭が内部昇格者の場合は口頭で引継ぎが行われていたとの実施機関の説明は、特に不合理とは考えられず、首肯できる。また、行政文書管理規則別表で職員健康診断票の保管が義務付けられており、健康や疾病等に関する引継文書を作成していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 2 本件請求文書は引継記録であり、ノート等にメモを取っていたとしても引継記録でなければ本件請求文書には当たらず、引継記録であれば前記アで判断したとおりである。 3 公開請求書に記載された文言からは本件請求文書に校長等の引継事項一切を含むものか否か判断し難いが、不服申立人は不服申立書でそのことを触れておらず、口頭意見聴取でも本件公開請求当初から校長・事務長の引継事項一切を含む趣旨であった旨明言していないため、本件公開請求当初から校長・事務長の引継事項一切を含む趣旨であったと認めることは困難である。また、文書特定の際に本件請求文書が確認されている旨実施機関が説明していることからすると、校長・事務長の引継事項一切を本件公開請求に含まないと解したことが不合理であるとはいえない。 4 口頭審理における引継記録は、口頭審理の証拠書類であると認められ、引継文書ではなく争訟資料の写しとして保管しているとの実施機関の説明は、首肯できる。また、不服申立人は、他の実施機関に口頭審理における引継記録を含む文書等一切を公開請求し、		

審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)	既に一部公開決定を受けたことが認められ、口頭審理における引継記録は、既に不服申立人に一部公開されていること及び口頭審理における引継記録が本件公開請求には含まないことが確認されている旨実施機関が説明していることから、口頭審理における引継記録を本件公開請求には含まないと解したことが不合理とはいえない。また、不服申立人は公開請求書の所管室課所欄及び行政文書の内容欄にも本件高校あてと記載しているため、本件公開請求には本件高校以外に教育委員会が保管する文書は含まれないものと解される。 5 不服申立人は、職員が本件請求文書等の存在を明言した旨主張するが、実施機関がその存在について明言した事実はない旨説明しているため、不服申立人の主張から本件請求文書等があったものと認めることは、困難である。
答 申 年 月 日	平成 16 年 9 月 6 日 (答申第 192 号)

情報公開審査会答申第 193 号の概要

件 名	県立高等学校における人事異動関係書類不存在の件（諮問第 268 号）		
請 求 文 書 の 概 要	請求対象文書は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）英語科専任教諭の過員を生じさせる人事異動を起案、決裁、専決した者の職・氏名がわかる文書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 7 月 29 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 8 月 6 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	請求対象文書は存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 8 月 12 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分（不存在）の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 実施機関は、次の①から④までのすべての性質を有する文書を請求対象文書として特定した上で、本件処分を行っているが、不服申立人は、①から④までの性質のうち一つでも満たすものがあれば公開してほしいとの趣旨で公開請求を行ったものであり、すべての性質を有する文書と狭く限定した覚えはない。 ①平成 14 年 4 月 1 日付けの本件高校の英語科専任教諭に関する人事異動を決定した文書 ②本件高校の人事配置を決定した理由等が記載された文書 ③起案し、決裁を受けている文書 ④内示及び配置換に関する文書ではない文書 2 「起案し、決裁を受けている文書」とは、事実上起案し、決裁を受けているものを指し、形式的に起案し、決裁を受けているものに限定する趣旨ではない。 3 各県立高等学校長からのヒアリングメモ等が存在しなければ、異動計画は検討、実施できないはずである。短期間に数百人もの教職員の人事異動を検討、実施する以上、計画立案段階での記録、メモ等は当然すべて残されているはずである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 8 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	<本件行政文書の存否について> 1 本件においては、公開請求時に実施機関の職員 2 名と不服申立人との間で請求対象文書の特定が行われており、その際に不服申立人は、過去の公開請求により既に入手している文書は不要であるとの意思を表示したため、それを除くと上記の 4 つのすべての性質を有する文書が請求対象文書となることを、実施機関の職員が不服申立人に確認し了解を得た上で、請求対象文書を特定したことが認められる。また、実施機関が、行政文書公開拒否決定通知書の中で上記の 4 つの性質をすべて含む趣旨の文書特定をしているにもかかわらず、不服申立書において、請求対象文書の特定に関して何も言及されていないことからすると、不服申立人は、不服申立書提出時点においては、請求対象文書の特定に関して特段主張する意思はなく、実施機関の非公開等理由説明書を受けて、当初主張していなかった請求対象文書の特定に関する主張を追加したとも考えられる。 以上のことから、実施機関が、前記①から④までのすべての性質を有する文書を本件行政文書として特定したことは不合理であったとはいえない。 2 「起案し、決裁を受けている文書」とは、起案者によって作成、回議され、上司の決裁印が押印されている等起案、決裁の形式的な手続を経た文書を意味するものと解される。各県立高等学校長からのヒアリング結果は、実施機関の職員が、各校長から聴取した意見等を各教員の職員現況・意向調書にメモ的に記入したものであり、起案、決裁の形式的な手続を経た文書ではないため、「起案し、決裁を受けている文書」とは認められない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 9 月 6 日（答申第 193 号）		

情報公開審査会答申第 194 号の概要

件 名	政治資金収支報告書非公開の件（諮問第 281 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、選挙管理委員会に提出された特定の政治団体の平成 15 年分収支報告書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請 求 年 月 日	平成 16 年 4 月 21 日 平成 16 年 5 月 7 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 16 年 5 月 10 日
諾 否 の 決 定 内 容	非公開	実 施 機 関	選挙管理委員会
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 4 号及び第 7 号		
非公開理由	1 法令等の規定により公開することができないとされている情報であるため 2 事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 16 年 5 月 11 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 政治資金規正法（以下「政規法」という。）第 20 条の 2 は、収支報告書等の保存期間（第 1 項）並びに閲覧の期間及び請求権（第 2 項）を規定しているだけであって、他法令等に基づく公開請求を禁止する規定ではないため、条例第 5 条第 7 号に規定する法令等の規定により、公開することができないとされている情報に該当しない。 2 事務の適正な遂行に支障となる具体的、実質的な状況はなく、また、支障を及ぼすおそれの蓋然性もないことから、条例第 5 条第 4 号には該当しない。		
諮 問 年 月 日	平成 16 年 5 月 18 日		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 7 号該当性について （１）政規法第 20 条の 2 第 2 項の規定を見ると、同項は収支報告書の閲覧の請求をすることができる期間等を定めているだけであって、政規法は、当該期間の前後の収支報告書の公開について、明文をもって禁止しているわけではないことが認められる。 （２）政規法第 31 条の規定による審査は、形式審査にすぎず、その審査を行うことについても義務ではないことから、収支報告書の形式上の不備が補正されることはあるにしても、内容の正確性が確保されるものでない以上は、「記載内容の訂正が行われる可能性がある収支報告書を公にすることによって、正確な判断資料を提供できなくなる」とまではいえない。 （３）収支報告書の要旨公表前の公開・非公開について、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項に規定する処理基準は存在せず、その他地方公共団体が法律上従う義務を有する国の機関の指示も存在しないことが認められる。 以上のことから、本件行政文書は法令等の規定により明らかに公開することができない情報であるとまでは認めることができないことから、条例第 5 条第 7 号に該当しない。 2 非公開理由の変更不要し追加について 実施機関が新たに非公開理由を変更不要し追加することを禁ずる規定がないとはいえ、不服申立人に反論の機会が与えられることなく、不利益が生ずるような場合には、実施機関に非公開理由の変更不要し追加を認めることは問題があるとも考えられる。 しかし、本件の場合においては、不服申立人が自ら行った情報公開請求の結果とはいえ、非公開理由を知り、これに対する反論を述べていることを考えると、実施機関による非公開理由の変更不要し追加を認めることができないとまではいえない。 3 条例第 5 条第 4 号該当性について （１）公開請求による公開と、政規法による閲覧とでは制度が異なることに加え、要旨公表前の公開と、要旨公表後の閲覧とでは、その時期も異なることから、それらの内容に齟齬を来したからといって「混乱を招く」とまではいえない。		

審査会の 判断理由 (続き)	(2) 条例による情報公開は請求の目的を問わない制度であり、また、公開請求に対する対応は公平にされるので、「特定の政治団体に係る収支報告書のみを公開することが中立性を損なう」とまではいえない。 (3) 情報公開請求により事務が滞るのであれば、当該請求に対する諾否の決定について、条例第10条第4項又は第5項の規定に基づき、期間延長等の対応をすることも可能であり、要旨公表前に収支報告書を公開することをもって「要旨の公表時期が遅れるおそれがある」とまではいえない。 以上のことから、本件行政文書を公開することによって、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、条例第5条第4号に該当しない。
答申年月日	平成16年9月9日（答申第194号）

情報公開審査会答申第 195 号の概要

件 名	特定の農地転用違反に関する資料非公開の件（諮問第 263 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件行政文書は、特定の市の特定の地区における農業振興地域内の農用地（以下「農振農用地」という。）の除外に関する地権者及び関係者からの相談等に関して作成した文書並びに当該農振農用地において発生した無許可開発に対して、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）違反（以下「本件違反」という。）事案として県が違反の把握及び是正指導を行う経過の中で作成した一連の文書（復命書 15 件、回覧文書 9 件、伺い文書 8 件）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 5 月 19 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 6 月 2 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否	実 施 機 関	知事（農地課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。 2 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 3 県が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、取締り、指導等に係る事務に関し、支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 7 月 4 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件行政文書には、不服申立人に関する情報が記載されているはずであるため、不服申立人に関する情報は条例第 5 条第 1 号に該当しない。 2 本件違反は、平成 14 年 9 月の神奈川県議会において質疑がされている。 3 本件行政文書は、県が所管する農地問題に関する文書であり、これは県全体の問題であること、本件違反の現場は白日のもとにさらされている場所であること及び本件違反に係る処分の過程が不明瞭であるため、公開すべきである。 4 実施機関は、本件行政文書には県の是正指導の内容、指導方針等に関する情報が記載されており、これらの情報を公開することは、今後反復継続される同種の違反是正指導に重大な支障を及ぼす旨説明しているが、違法か合法かの判断基準を明確にすれば支障は生じない。また、実施機関は説明責任を果たしていない。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 7 月 25 日		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書のうち、一部を公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について ア 本件地権者等の年齢等及び本件関係者の職業等の中の職業、本件地権者等の状況等並びに本件農振農用地の概況は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められないため、同号本文に該当しない。 イ 本件地権者等の氏名等、本件地権者等の年齢等のうち前記（1）に掲げた以外の情報、本件地権者等の預金口座情報等及び本件関係者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 ウ なお、実施機関は、本件行政文書のうち、本件関連会社の役員及び相談役の氏名並びに本件団体の職員の氏名、職名及び所属名は条例第 5 条第 2 号に該当する旨説明しているが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 エ 本件農振農用地の地番等は、他の容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 オ 実施機関は、本件行政文書に記載されている情報について、条例第 5 条第 1 号本文後段の該当性について触れていないが、当審査会で本件行政文書を見分したところ、		

審査会の 判断理由 (続 き)	①本件地権者等の思想・信条及び心情を吐露する部分、②本件関係者の思想・信条及び心情を吐露する部分及び③本件地権者等の心情に関する本件関係者の具体的言動は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当する。 (2) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について 本件関連会社の役員の氏名は、商業登記法第10条第1項及び第11条の規定により何人にも閲覧並びに謄本及び抄本の交付が認められている情報であるため、同号ただし書アに該当する。 (3) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について ア ①本件地権者等の氏名等、②本件地権者等の年齢等のうち年齢、勤務先、受賞歴、死亡年月日及び死亡年月日が推測され得る情報、③本件地権者等の預金口座情報等、④本件関係者の氏名等のうち氏名、年齢、住所及び名刺、⑤本件関連会社の相談役の氏名、⑥本件団体の職員の氏名、職名及び所属名及び⑦本件農振農用地の地番等は、実施機関が農地法等の違反に関して、違反者等の氏名などを公表していない旨説明しており、また、当審査会において不服申立人が主張する県議会の本件違反に関する質疑の内容が記載された会議録を見分したところ、本件地権者等が識別され得る情報が記載されていないため、同号ただし書イに該当しない。 イ 本件地権者等の年齢等のうち受賞歴は、従来の判断では同号ただし書イに該当するが、当該情報は、他の容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため、同号ただし書イに該当しない。 ウ 前記1(5)①～③の情報は、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であるため、同号ただし書イに該当しない。 2 条例第5条第2号該当性について (1) 本件税理士の他の職業、尊称及び専門分野は、条例第5条第2号本文に該当しない。 (2) 本件税理士は法令違反を承知の上で、かつ、主導的立場で本件違反に関与していたと認められるため、本件税理士に関する情報が公開され仮に不利益を被ったとしても、本件税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、本件税理士の氏名、印影、事務所の所在地及び電話番号は、同号本文に該当しない。 (3) 本件違反に意図的に関与していなかったと考えられる法人等又は事業を営む個人については、情報が公開されたとしても、これらの法人等又は事業を営む個人が本件違反に意図的に関与していたものと判断され、顧客や取引先との信頼関係や信用が損なわれるおそれがあると認めることは困難であるため、当該法人等又は当該事業を営む個人が識別され、又は識別され得る情報(①当該法人等の名称、印影、所在地、電話番号、ファックス番号、広告及び本件関連会社の役員の氏名、②本件税理士以外の当該事業を営む個人の氏名、印影、勤務先等の所在地、電話番号、ファックス番号、行政書士登録番号、行政書士会会員番号及び経歴等が記載された文書)は、同号本文に該当しない。 (4) 法人等に関する情報のうち、営業規模に関する情報、本件駐車場の賃貸借契約の契約期間、契約金額及び保証金額は、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に属する情報であるため、同号本文に該当する。 (5) 法人等の業種に関する情報は、公開されたとしても当該法人が識別されるとまでは認められないため、同号本文に該当しない。
--------------------------------	--

審査会の 判断理由 (続 き)	3 条例第5条第4号該当性について (1) 本件違反に関しては、既には正工事完了報告書が提出されていることから、本件違反についての違反是正指導に重大な支障を及ぼすものとは認められない。 (2) 当審査会で調査したところ、他県のホームページで農振農用地に関する農地法及び農振法違反転用（以下「違反転用」という。）処理フロー図（以下「フロー図」という。）は既に公表され、このフロー図には違反転用の事案が発見された場合に行政機関が行う処理の流れが記載されており、本件違反のような違反転用に対する行政機関の是正指導の流れが記載されている文書であることが認められる。本件行政文書にも同様にフロー図（以下「本県フロー図」という。）が添付されており、既に他県のホームページでフロー図が公開されていることから本県フロー図に記載のある違反転用に対する処理方法（以下「本県フロー図の情報」という。）は、公開されることにより、県の是正指導の対象とならない法令違反が増加するなど、農地法及び農振法の適正な遂行に支障が生じるとまでは認められないため、本県フロー図の情報は条例第5条第4号には該当しない。なお、本件行政文書には本県フロー図には記載されていない違反転用に対する行政機関の違反の把握及び是正指導の方針決定に係る情報（以下「本県フロー図外の情報」という。）が記載されており、本県フロー図外の情報公開されると、県の是正指導の対象とならない違反転用の増加、違反転用の内容の悪質化及び違反転用の巧妙化による違反状況の把握困難度の高まりなどにより、是正指導の方針決定等の農地行政事務の推進に多大な支障を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、本県フロー図外の情報公開されると今後反復継続される同種の違反是正指導に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。
答申年月日	平成16年10月26日（答申第195号）

情報公開審査会答申第 196 号の概要

件 名	体育指導員大会に係る国庫補助金支出関係書類一部非公開の件（諮問第 132 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の体育指導員大会の国庫補助金に関する書類一式である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 8 月 9 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 8 月 23 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であるため 2 法人に関する情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 8 月 31 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 10 月 6 日		
審 査 会 の 結 論	受注し納品した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について 民間人である研修講師に係る「国庫金振込依頼書」、「支出負担行為並びに支出決議書」及び「諸謝金支給調書」に記載される研修講師の自宅郵便番号及び自宅住所並びに研修講師の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、講師を務めた特定の個人の情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）特定の体育指導員大会プログラム印刷代に係る「請求書」及び「支出負担行為並びに支出決議書」には、受注し納品した業者（以下「本件法人」という。）に対するその代金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、法人口座情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。 （2）法人口座情報は、本件法人が受注し納品した代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態を考慮すると、法人口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。 （3）以上のことから、法人口座情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 196 号）		

情報公開審査会答申第 197 号の概要

件 名	かながわ駅伝競走大会に係る支出関係書類等一部非公開の件（諮問第 133 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の駅伝競走大会に係る役員等弁当代、競技審判業務委託に関する執行何等及び交通整理員謝金が明らかになる書類である。		
請 求 年 月 日	平成 12 年 8 月 11 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 8 月 23 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の駅伝競走大会に係る役員等弁当代、競技審判業務委託に関する執行何等（以下「本件一部非公開文書」と総称する。） （1）個人に関する情報であるため （2）法人に関する情報であるため 2 交通整理員謝金が明らかになる書類（以下「本件公開拒否文書」という。） 交通整理員謝金は交通業務整理委託実績報告書をもって処理しており、交通整理員個人々人からの領収書は、徴取していないため、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 8 月 31 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立て の 理 由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 6 日		
審 査 会 の 結 論	1 本件一部非公開文書のうち、受注し納品した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。 2 実施機関が、交通整理員謝金が明らかとなる書類は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件一部非公開文書に記載された特定の個人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、当該業務を受託した団体に属する特定の個人ののものであって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）本件一部非公開文書には、受注し納品した業者（以下「本件法人」という。）に対する納品した代金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、法人口座情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。 （2）法人口座情報は、本件法人が受注し納品した代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態を考慮すると、法人口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。 （3）以上のことから、法人口座情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。		

審査会の 判断理由 (続 き)	3 本件公開拒否文書の存否について 当審査会が調査したところ、交通整理員謝金の執行は地方自治法施行規則第 15 条に規定する第 13 節委託料をもって行われていた。また、神奈川県財務規則別表第三中「支出負担行為に必要な主な書類」又は「支出負担行為に係る債務が確定していることの確認に必要な書類」の欄にあるとおり、当該節の執行に際して、添付書類の一例として、支払先の領収書を必ず添付するというような規定もなかった。 このため実施機関が説明するとおりの執行方法を採用したとしても会計処理の上で不自然はなく、不服申立人に対して既に公開した神奈川県体育指導委員連合会への交通整理委託執行伺いのほかには交通整理員謝金が明らかとなる書類は存在せず、既に公開した文書については本件の行政文書の公開請求の対象には含める必要はないと判断し、不存在を理由に公開拒否決定を行ったとの実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成 16 年 12 月 20 日 (答申第 197 号)

情報公開審査会答申第 198 号の概要

件 名	生涯スポーツ振興会議に係る事業費補助金執行何一部非公開の件（諮問第 156 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定のスポーツ振興団体に係る事業報告書一式である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 8 月 9 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 8 月 23 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 9 月 8 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 20 日		
審 査 会 の 結 論	国民体育大会支援コーチの氏名、郵便番号、住所、電話番号及び勤務先に関する情報を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 国民体育大会支援コーチの氏名、郵便番号、住所、電話番号及び勤務先に関する情報（以下「国体支援コーチ氏名等」という。）は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 国体支援コーチ氏名等は、国民体育大会選手団の内部資料である「選手団のしおり」にはその一部の情報が掲載されていることが認められるが、記者発表が行われ一般に公表されている選手団名簿等の資料には掲載されていないことが認められる。 したがって、当該情報は、慣行として公にされている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 198 号）		

情報公開審査会答申第 199 号の概要

件 名	神奈川県体育指導員大会講師謝金領収書等一部非公開の件（諮問第 158 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の体育指導員大会講師及びアトラクション謝金執行伺、特定の委員会の金融機関の通帳、国民体育大会現地行動費領収書並びに特定の駅伝競走大会役員弁当代、審判業務委託料及び交通整理業務委託料の領収書である。		
請 求 年 月 日	平成 12 年 9 月 7 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 9 月 21 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	1 特定の体育指導員大会講師及びアトラクション謝金執行伺、特定の委員会の金融機関の通帳（平成 11 年度分及び平成 12 年度分に係るものを除く。）並びに国民体育大会現地行動費領収書（以下「本件一部非公開文書」と総称する。） 個人に関する情報であるため 2 特定の駅伝競走大会役員弁当代、審判業務委託料及び交通整理業務委託料の領収書（以下「弁当代等領収書」と総称する。） 弁当代等領収書については、契約相手方の銀行口座への振込みにより支出されており、領収書は徴取していないので、存在しない。 3 特定の委員会の平成 11 年度及び平成 12 年度分の金融機関の通帳（以下「平成 11・12 年度分委員会通帳」と総称する。また、弁当代等領収書及び平成 11・12 年度分委員会通帳を「本件公開拒否文書」と総称する。） 平成 11・12 年度分委員会通帳については、特定の委員会が平成 10 年度をもって解散しているため、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 9 月 29 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 20 日		
審 査 会 の 結 論	1 実施機関が、次に掲げる部分を非公開としたことは、妥当である。 （1）特定の体育指導員大会講師及びアトラクション謝金執行伺のうち、講師の住所 （2）特定の委員会の金融機関の通帳（平成 11 年度分及び平成 12 年度分に係るものを除く。）のうち、銀行担当者の印影及び個人の募金者名 （3）国民体育大会現地行動費領収書のうち、担当者印影等 2 実施機関が、弁当代等領収書及び平成 11・12 年度分委員会通帳は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について 講師の住所、銀行担当者の印影、本件募金者名及び本件担当者印影等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。 2 本件公開拒否文書の存否について （1）弁当代等領収書について ア 実施機関は、弁当代等は契約相手方の銀行口座への振込みにより支出されており、相手方から当該支出に係る領収書は徴取していないため、弁当代等領収書は存在しないと説明している。 イ 通常、実施機関から契約相手方に支払を行う場合、契約相手方の金融機関の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込まれており、県は財務規則第 97 条第 1 項の規定により県の指定金融機関に対して支払通知合計表又は支払通知一覧表を発行し、同条第 3 項の規定により県の指定金融機関の取扱印が押された当該支払通知合計表又は支払通知一覧表が県に返送されることにより、契約相手方への支払手続が行われたことを県が確認していることからすると、当該手続において契約相手方の領収書が徴取されているとは考え難い。 したがって、弁当代等領収書が存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。		

審査会の 判断理由 (続 き)	(2) 平成 11・12 年度分委員会通帳について ア 実施機関は、特定の委員会が平成 10 年度をもって解散しているため、当該文書は存在しないと説明している。 イ 当審査会が調査したところ、当該委員会は平成 10 年度をもって解散しており、平成 11 年度以降、当該委員会は存在しなかったことが認められる。 したがって、平成 11・12 年度分委員会通帳が存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成 16 年 12 月 20 日 (答申第 199 号)

情報公開審査会答申第 200 号の概要

件 名	生涯スポーツ振興会議運営費補助金執行伺票等一部非公開の件（諮問第 159 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、次のとおりである。 1 特定の振興会議の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票 2 特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類 3 特定の委員会、特定の期成会の金融機関の通帳、特定の振興会議及び特定の連盟の金融機関の通帳		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 9 月 11 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 9 月 25 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	1 特定の振興会議の平成 7 年度から平成 10 年度までの事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票、特定の委員会及び特定の期成会の金融機関の通帳（以下「本件一部非公開文書」と総称する。） 個人に関する情報であるため 2 特定の振興会議の金融機関の通帳（以下「特定の振興会議通帳」という。） 特定の振興会議は、県教育委員会とは別の団体であって、当該文書を実施機関では管理していないため、存在しない。 3 特定の振興会議の平成 6 年度以前の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票（以下「特定の振興会議の平成 6 年度以前の執行伺票等」という。） 保存期間満了により既に廃棄済みであるため、存在しない。 4 特定の委員会の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類（以下「特定の委員会執行伺票等」と総称する。）、特定の期成会の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類（以下「特定の期成会執行伺票等」と総称する。）、特定の連盟の金融機関の通帳（以下「特定の連盟通帳」という。）、特定の連盟の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類（以下「特定の連盟執行伺票等」と総称する。また、特定の振興会議通帳、特定の進行会議の平成 6 年度以前の執行伺票等、特定の委員会執行伺票等、特定の期成会執行伺票等、特定の連盟通帳及び特定の連盟執行伺票等を「本件公開拒否文書」と総称する。） 特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟に対して県教育委員会から補助金は支出されておらず、また、各団体は県教育委員会とは別の団体であって、当該文書を実施機関では管理していないため、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 10 月 10 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 20 日		
審 査 会 の 結 論	1 実施機関が、次に掲げる部分を非公開としたことは、妥当である。 （1）特定の振興会議の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票のうち事務局長の給与額が判明する部分 （2）特定の委員会及び特定の期成会の金融機関の通帳のうち、銀行担当者の印影 2 実施機関が、次に掲げる文書を管理又は保存していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。 （1）特定の振興会議及び特定の連盟の金融機関の通帳 （2）特定の振興会議の平成 6 年度以前の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票 （3）特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類		

審査会の 判断理由 (続 き)	1 条例第5条第1号該当性について 本件事務局長給与額等及び銀行担当者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当する。 2 本件公開拒否文書の存否について (1) 特定の振興会議通帳について ア 特定の振興会議は、県教育委員会とは別個の独立した団体であったと認められる。 そして、実施機関の職員が特定の振興会議の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職務専念義務の免除（以下「職専免」という。）を受けており、さらに特定の振興会議の事務局は実施機関の事務室とは別の場所で業務を行っていたことが認められる。 したがって、特定の振興会議の文書は、実施機関が管理する行政文書とは別に特定の振興会議の文書として管理されていたものと認められる。 イ 以上のことからすると、特定の振興会議において管理している文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成又は取得し、実施機関が管理する文書とは認められず、文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。 (2) 特定の振興会議の平成6年度以前の執行何票等について 当審査会が調査したところ、特定の振興会議の設立は平成3年度であり、平成6年度以前の分としては、平成3年度から平成6年度までの特定の振興会議の運営費補助金執行何票・支出命令票が該当すると認められる。当審査会において神奈川県教育庁等文書管理規程及び神奈川県教育庁等行政文書管理規程を確認したところ、保存期間を5年とするものと規定されていることが認められ、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。 (3) 特定の委員会執行何票等、特定の期成会執行何票等、特定の連盟通帳及び特定の連盟執行何票等について ア 特定の委員会及び特定の期成会は、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。 そして、実施機関の職員が特定の委員会又は特定の期成会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職専免を受けており、さらに特定の委員会又は特定の期成会の文書は特定の委員会又は特定の期成会の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に特定の委員会又は特定の期成会の文書として管理していることが認められる。 イ 特定の連盟は、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。 また、事務局も実施機関内に設置されておらず、実施機関の職員は事務局の業務に従事していないことが認められる。 ウ 以上のことからすると、特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟において管理している文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成又は取得し、実施機関において管理する文書とは認められない。 エ また、特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟に対して県教育委員会から補助金が支出されている事実は認められない。 オ 以上のことからすると、特定の委員会執行何票等、特定の期成会執行何票等、特定の連盟通帳及び特定の連盟執行何票等は管理していないため、文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成16年12月20日（答申第200号）

情報公開審査会答申第 201 号の概要

件 名	かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金執行伺一部非公開の件（諮問第 160 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金の執行伺一式である。		
請 求 日 年 月	平成 12 年 10 月 3 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 10 月 17 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非 公 開 理 由	法人に関する情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 10 月 25 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 20 日		
審 査 会 の 結 論	特定の財団法人の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 2 号該当性について〉 1 かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金の執行伺等には、特定の財団法人（以下「本件財団法人」という。）に対する補助金の振込先として、本件財団法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件財団法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、本件財団法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件財団法人口座情報の管理状況について検討する。 2 本件財団法人口座情報は、本件財団法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件財団法人口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであることから、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件財団法人は、本件財団法人口座情報を原則として本件財団法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 ただし、本件財団法人口座情報のうち、口座名義人の名称については、既に本件行政文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のことからすると、本件財団法人口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 201 号）		

情報公開審査会答申第 202 号の概要

件 名	神奈川県体育指導委員連合会に係る支出命令票等一部非公開の件（諮問第 161 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 10 年度及び平成 11 年度の神奈川県体育指導委員連合会の支出命令票及び附属書類一式（以下「連合会文書」と総称する。）、平成 10 年度及び平成 11 年度の特定の駅伝競走大会の支出命令票及び附属書類一式（以下「駅伝大会文書」と総称する。）並びに平成 4 年度から平成 12 年度までの「職務に専念する義務の特例に関する条例」、「同規則」及び「同規則第 2 条第 7 号の承認事項」該当の書類一切（以下「職務専念義務特例文書」という。）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 7 月 17 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 9 月 14 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 連合会文書及び駅伝大会文書（以下「本件一部非公開文書」と総称する。） （1）個人に関する情報であるため （2）法人に関する情報であるため 2 職務専念義務特例文書のうち、平成 4 年度から平成 8 年度までに係るもの（以下「本件公開拒否文書」という。） 文書の保存期間が経過し、廃棄済みであり、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 10 月 3 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	1 連合会文書のうち、特定の社団法人の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。 2 駅伝大会文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 ア 受注した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称 イ 特定の団体の振込先口座の口座名義人の名称 3 実施機関が、本件公開拒否文書を、保存期間が経過し、廃棄したため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について 法人担当者の氏名並びに審判員等の住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）連合会文書には、特定の社団法人（以下「本件社団法人」という。）に対する補助金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件社団法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。また、駅伝大会文書には、受注した業者（以下「本件法人」という。）に対する受注した業務の代金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件法人口座情報」と総称する。）が記載され、特定の団体（以下「本件団体」という。）に対する補助金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件団体口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、本件社団法人口座情報、本件法人口座情報及び本件団体口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。		

審査会の 判断理由 (続 ぎ)	しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。 (2) 本件法人口座情報は、本件法人が受注した業務の代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態を考慮すると、振込先の口座に関する情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。 以上のことから、本件法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。 (3) 本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、本件社団法人又は本件団体が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件社団法人及び本件団体は、本件社団法人口座情報又は本件団体口座情報を原則として本件社団法人又は本件団体の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 ただし、本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報のうち、口座名義人の名称については、既に本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件社団法人又は本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のことからすると、本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件社団法人又は本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。 3 本件公開拒否文書の存否について 当審査会において、神奈川県教育庁等文書管理規程を確認したところ、「職員の服務に関する文書」は、保存期間を3年とするものと規定されている。 したがって、本件公開拒否文書の保存期間は3年であることが認められるため、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成16年12月20日(答申第202号)

情報公開審査会答申第 203 号の概要

件 名	国体旅費執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件（諮問第 164 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 9 年度国体旅費執行伺票及び支出命令票等である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 9 月 14 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 9 月 28 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 11 月 27 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 12 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 職員の級及び号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、当該情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。 また、選手及び監督の住所は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 203 号）		

情報公開審査会答申第 204 号の概要

件 名	国体ユニフォーム代執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件（諮問第 165 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 10 年度までの国体のユニフォーム代に係る執行伺票及び支出命令票並びに平成 9 年度から平成 11 年度までの国体関東ブロック大会に係る執行伺票及び支出命令票である。		
請 求 日 年 月	平成 12 年 9 月 18 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 11 月 16 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非 公 開 理 由	1 平成 7 年度から平成 10 年度までの国体のユニフォーム代に係る執行伺票及び支出命令票並びに平成 9 年度から平成 11 年度までの国体関東ブロック大会に係る執行伺票及び支出命令票（以下「本件一部非公開文書」と総称する。） （1）個人に関する情報であるため （2）法人に関する情報であるため 2 平成 4 年度から平成 6 年度までの国体のユニフォーム代に係る執行伺票及び支出命令票（以下「本件公開拒否文書」という。） 文書の保存期間が経過し、廃棄済みであり、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 11 月 27 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	1 平成 7 年度から平成 10 年度までの国体のユニフォーム代に係る執行伺票及び支出命令票のうち、受注し納品した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称並びに入札調書に記載された予定価格は、公開すべきである。 2 平成 11 年度の国体関東ブロック大会に係る執行伺票及び支出命令票のうち、特定の財団法人の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。 3 実施機関が、本件公開拒否文書を、廃棄したため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 入札書に記載された代理人の住所、氏名及び印影並びに派遣旅費の受領領収書等に記載された選手及び監督の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）口座情報について ア 平成 7 年度から平成 10 年度までの国体のユニフォーム代に係る執行伺票及び支出命令票には、受注し納品した業者（以下「本件法人」という。）に対する代金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。また、平成 11 年度の国体関東ブロック大会に係る執行伺票及び支出命令票には、特定の財団法人（以下「本件財団法人」という。）に対する補助金の振込先として本件財団法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件財団法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、本件法人口座情報及び本件財団法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件法人口座情報及び本件財団法人口座情報の管理状況について検討する。		

審査会の 判断理由 (続 き)	イ 本件法人口座情報は、本件法人が請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態を考慮すると、振込先の口座に関する情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。 以上のことから、本件法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。 ウ 本件財団法人口座情報は、本件財団法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件財団法人口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件財団法人は、本件財団法人口座情報を原則として本件財団法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 ただし、本件財団法人口座情報のうち、口座名義人の名称については、既に本件行政文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のことからすると、本件財団法人口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。 (2) 入札調書記載の予定価格について 実施機関は、入札調書記載の予定価格について、条例第5条第2号に該当すると説明しているが、当該情報は、国体のユニフォームの調達に際して落札者を実施機関が入札により決定するに当たり、入札価格が予定価格以下であることを落札の条件とするために、実施機関があらかじめ設定するものである。したがって、当該情報は、実施機関が行う入札の執行に関する情報であり、法人等に関する情報には当たらず、同号本文に該当しない。 3 本件公開拒否文書の存否について 当審査会において、神奈川県教育庁等文書管理規程及び神奈川県教育庁等行政文書管理規程を確認したところ、予算、収入及び支出に関する文書は、保存期間を5年とするものと規定されている。 したがって、本件公開拒否文書の保存期間はいずれも5年であることが認められるため、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成16年12月20日(答申第204号)

情報公開審査会答申第 205 号の概要

件 名	国体スケート・アイスホッケー競技会旅費等一部非公開の件（諮問第 169 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の国体スケート・アイスホッケー競技会旅費執行伺票及び支出命令票並びに平成 10 年度国体旅費執行伺票及び支出命令票等である。		
請 求 年 月 日	平成 12 年 10 月 25 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 12 月 22 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 12 月 28 日（受理）	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 1 月 9 日		
審 査 会 の 結 論	職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 職員の級及び号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、当該情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。 また、選手及び監督の住所は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 205 号）		

情報公開審査会答申第 206 号の概要

件 名	県立高等学校教員に係る人事上の措置関係書類等一部非公開の件（諮問第 271 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、県立高等学校の教員が行った虚偽研修に係る人事上の措置に関する一連の文書である。これらは、人事考査委員会における審査結果文書、人事上の措置伺い、県顧問弁護士への法律相談伺い及び結果文書（以下「本件行政文書」と総称する。）等により構成されている。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 7 月 5 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 9 月 5 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非 公 開 根 拠 条 条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため 2 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 10 月 6 日（受理）	不 服 申 立 て の 趣 旨	条例第 5 条第 4 号を根拠に非公開とした処分のうち一部の処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件行政文書を条例第 5 条第 4 号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている。 1 県の顧問弁護士の見解及び意見は公務員の意思の形成及び公的機関の意思の決定に深く関与したものであり、当該業務の公正かつ円滑な実施のため、公開は不可欠である。 2 処分の基準は、教育委員会に属する全教職員に対する事前周知事項である。先に処分基準がすべてに対し具体的に明示され、その基準に違反したとき、処分は初めて行われるものである。「処分基準が推測できる事項」を公開できないような行政は法治主義に反する。公開することにより人事管理事務等の適切な遂行を促進し、これらの適切な遂行に大いに寄与するものと考ええる。 3 本件行政文書はすべて、基本的に公務員の公務としての情報であり、今後反復継続される公正かつ円滑な人事の確保のために、公開が必要不可欠である。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 10 月 20 日		
審 査 会 の 結 論	不服申立ての対象となった情報のうち、次に掲げる情報は、公開すべきである。 1 「県顧問弁護士に対する法律相談について（伺い）」に記載された相談事項 2 平成 13 年 3 月 27 日に実施した法律相談の結果を記録した文書に記載された相談結果		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 4 号該当性について〉 1 県顧問弁護士への法律相談伺い及び結果文書のうち、措置の終了していない特定の人事上の措置に関する具体的な相談内容が記載されている弁護士の見解等及び相談事項は、公開すると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 しかし、事情聴取の際の弁護士立会い要求への対応についての法律相談結果や相談事項は一般的なものであり、その内容は弁護士であれば当然言及するであろうと考えられ、公開しても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。 2 地方公務員法上の懲戒処分に至らない人事上の措置は、県立高等学校教員の服務違反等の行為に対して、その行為の内容等から地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないと判断した場合に、服務の適正を期するため、服務監督権に基づく事実上の行為として制裁的実質を伴わない限りにおいて許されているもので、服務監督権者による監督権の行使の一態様と考えられていることから、人事上の措置を講ずるか否かの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。 したがって、処分基準が推測される情報を公開することにより、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、不服申立ての対象とされた情報が処分基準を推測できる情報といえるかどうかについて検討する。 （1）人事考査委員会審査結果に記載された「処分理由」、「処分案」及び「処分の程度」欄の一部並びに人事考査委員会資料に記載された「事故後の経過」及び「事務局処分案」の一部、「その他」欄については、校長、教頭及び教職員に対して人事上の措置を実施すべ		

審査会の 判断理由 (続 き)	きであると判断した理由が記載されていることから、これらの情報は、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。 (2) 人事考査委員会資料に記載された「事務局見解」については、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、人事上の措置を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。当該個所に記載された内容は検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。 (3) 「特定の県立高等学校不適切研修にかかる職員の状況、処分案等」に記載された「7番目の項目及びその内容」については、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の判断材料となる情報が記載されていることが認められる。したがって、当該事項の項目名を含めて、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。 (4) 特定の県立高等学校事案と過去の処分例との比較の表題を除く部分に記載された情報については、項目名を含めて、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。 以上のことから、上記(1)から(4)までの情報は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。
答申年月日	平成16年12月20日(答申第206号)

情報公開審査会答申第 207 号の概要

件 名	県立高等学校職員に係る出張伺・復命書一部非公開の件（諮問第 272 号）		
請 求 文 書 の 概 要	請求対象文書は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の職員に係る旅行命令簿・旅費請求書（内国）に添付された副簿としての出張伺・復命書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 4 月 4 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 6 月 2 日（延伸）
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（県立高等学校）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 9 月 18 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 不服申立人は、平成 15 年 8 月 21 日に、本件高校において、本件行政文書を閲覧したが、その際には復命事項欄に記載された情報はすべて公開されていた。しかし、その場で本件行政文書の写しの交付を求めたところ、検討を要する部分があるとの理由で当日の写しの交付は留保され、その後、同年 9 月 8 日に本件行政文書の写しを交付されたが、交付された写しでは、復命事項欄に記載された情報の一部が非公開とされていた。これは、本件行政文書の復命事項欄に記載された情報のすべてが公開されたことに反する処分である。 2 本件行政文書を一度閲覧させておきながら、その写しを交付しないということは矛盾することである。本件行政文書を閲覧させた以上、写しを交付すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 11 月 12 日		
審 査 会 の 結 論	本件行政文書のうち、本件高校の職員が自らの健康診断の結果に関して復命事項欄に記載した事項（以下「本件復命事項」という。）を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	< 条例第 5 条第 1 号該当性について > 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件復命事項は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 本件復命事項は、本件高校の職員の身体状況等に関する情報であって、慣行として公にされている事実は認められず、公にすることが予定されている情報であるとも認められないので、本件復命事項は、同号ただし書イに該当しない。 3 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 本件復命事項は、本件高校の職員が健康診断の受診結果を復命事項欄に自ら記載したものであり、当該職員個人の身体状況等に関する情報である。したがって、本件復命事項は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 207 号）		

情報公開審査会答申第 208 号の概要

件 名	高等学校正規教諭数等を明示する統計資料不存在の件（諮問第 274 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、現任校勤続が 8 年以上の高等学校正規教諭数等を明示する統計資料一切（以下「本件行政文書」という。）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 12 月 17 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 12 月 26 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件行政文書を作成していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 16 年 1 月 26 日（受理）	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分（不存在）の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件行政文書は、「県立高等学校人事異動要綱」（以下「人事異動要綱」という。）に基づき、教育委員会が人事異動を実施する際の基本的統計資料であり、毎年の「職員現況・意向調書」あるいは学校要覧から、全県的な統計資料として、作成しているはずのものである。 人事異動要綱は「現任校勤続 8 年以上の者は積極的に異動の対象とする」ことや「新規採用者でひきつづき現任校勤続 8 年以上の者は異動することを原則とする」ことを規定しており、本件行政文書が存在しなければ、人事異動要綱を勘案した人事異動計画を教育委員会が立案、策定することは、實際上、不可能である。また、本件行政文書が存在しないならば、各県立高等学校長の申請資料及び具申だけを唯一の情報源として人事異動作業をしてきたことになるが、県立高等学校が約 160 校ある中で、そのようなやり方だけで可能とは思えない。		
諮 問 年 月 日	平成 16 年 2 月 6 日（受理）		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、現任校勤続が 8 年以上の高等学校正規教諭数等を明示する統計資料一切は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件行政文書の存否について〉 実施機関は、教職員の人事異動を行うに当たって人事異動要綱を定めている。人事異動要綱においては、現任校勤続 8 年以上の者については積極的に異動の対象とし、新規採用者で引き続き現任校勤続 8 年以上の者は異動することを原則とするなど、現任校における勤続年数を異動対象者と判断する一要件としていることが認められる。 実施機関が実際に人事異動を計画する際には、基本的には「職員現況・意向調書」によって異動対象者を把握するとともに、校長からのヒアリング等を行った上で、勤続年数以外にも様々な状況を加味して検討していることが窺えることから、人事異動計画の立案等に当たり、現任校勤続年数が一定以上の教諭数を把握しなければ、人事異動計画を検討、立案することができないとまでは認められない。したがって、人事異動計画の検討、実施の過程で本件行政文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。		
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日（答申第 208 号）		

情報公開審査会答申第 209 号～第 210 号の概要

件名	特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件（諮問第 279 号）並びに特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件（その 2）（諮問第 280 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校長（以下「本件学校長」という。）が作成した特定の裁判に係る陳述書（以下「陳述書」という。）に記載された内容に基づいて不服申立人が請求したものであり、実施機関は、行政文書の公開請求書の記載内容から判断し、本件公開請求の対象文書として、次の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。 1 本件学校長が、特定の県立高等学校通信制課程の教頭であった平成 14 年 1 月に、特定の教諭（以下「本件教諭」という。）から健康診断の再検査を必要とすることはない旨報告を受けたことを示す行政文書一切（以下「健康診断に関する文書」という。） 2 本件学校長が、裁判における陳述書に虚偽の内容を記載したことを示す行政文書一切（以下「虚偽記載文書」という。）		
請求年月日	平成 16 年 2 月 23 日	諾否決定年月日	平成 16 年 3 月 4 日及び同月 8 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（教職員課及び県立高等学校）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は、作成又は取得していないため。		
不服申立年月日	平成 16 年 4 月 7 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件行政文書について 実施機関は、不服申立人の本件公開請求の対象を「請求文書の概要」1 及び 2 のとおり特定しているが、実際の公開請求書の内容は別である。 2 文書が存在しないことについて （1）総合健康診断及び脳ドッグの検診は、所属校からの職務専念義務免除を受けて受診するものであり、管理職は、不服申立人の職務専念義務免除の必要性・必然性を確認するためにも、検査成績表（写）が提出された後、管理・保管しなければならない。したがって、検査成績表（写）は存在するはずである。 （2）本件学校長が偽証を要請された文書があれば、本件公開請求の対象として特定すべきであるし、陳述書の基になるものか、そうでなければ陳述書が誤謬であることを示すものを本件公開請求の対象として特定すべきである。		
諮問年月日	平成 16 年 4 月 30 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を作成又は取得していないため存在していないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	1 本件行政文書について 不服申立人は、「請求文書の概要」1 及び 2 を請求対象文書とした実施機関の特定は誤っている旨主張する。 しかし、行政文書の公開請求書に記載された内容から判断すると、不服申立人が請求対象としたのは、上記 1 に関しては、本件学校長が本件教諭から再検査等を必要とすることはないという報告を受けた事実を疎明する行政文書であり、この行政文書が存在のときは、陳述書作成者の偽証の意図を疎明する行政文書であると認められる。また、上記 2 に関しては、本件学校長がいかげんな人物として描かれていることに憤りを覚えるが事実を曲げてでも自己の主張を押し通そうとする特定の教諭に哀れさを感じるとの本件学校長の陳述を疎明する行政文書であり、この行政文書が存在のときは、陳述書作成者の偽証の意図を疎明する行政文書であると認められる。したがって、実施機関が、本件公開請求の対象文書を「請求文書の概要」1 及び 2 のとおり特定したことは、不合理であるとはいえない。		

審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)	2 本件行政文書の存否について (1) 健康診断に関する文書 通常、事務処理に当たっては、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書が作成されるものではあるが、本件は、本件教諭が本件学校長に総合健康診断検査成績表の写しを提出した際のやりとりに関するものであり、こうしたやりとりまでも含めて行政文書として作成しなければならないとは解せず、実施機関の説明が不合理とはいえない。したがって、健康診断に関する文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。 (2) 虚偽記載文書 陳述書に虚偽の内容を記載したことを示す文書が本件公開請求の対象文書であるため、陳述書の内容が虚偽であることは確認されないと実施機関が判断している以上、虚偽の内容を記載したことを示す文書が作成又は取得されたとは考え難く、本件請求の趣旨を満たす行政文書は存在しないと実施機関が決定したことが不合理であるとまではいえない。したがって、虚偽記載文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。
答 申 年 月 日	平成 16 年 12 月 20 日 (答申第 209 号～第 210 号)

情報公開審査会答申第 211 号の概要

件 名	国民体育大会派遣旅費調査結果の算出根拠に係る書類一部非公開の件（諮問第 116 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、国民体育大会派遣旅費調査結果（平成 9 年 7 月）の表 1、表 2 及び資料 3 の算出根拠となった書類である。		
請 求 年 月 日	平成 12 年 5 月 29 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 7 月 27 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（総務室）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非 公 開 理 由	1 本件請求対象文書のうち、平成 4 年度及び平成 6 年度から 8 年度までに係るもの（以下「本件一部非公開文書」と総称する。） （1）特定の個人が識別されるため （2）特定の団体が推定され得る情報であり、団体の正当な利益を害するおそれがあるため 2 本件請求対象文書のうち、平成 5 年度分に係るもの（以下「本件公開拒否文書」という。） 存在しないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 8 月 8 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 2 墨塗り部分の公開は教育委員会が新聞各社に報道した公開数字が虚偽であることが判明するため、自らに害が及ぶことから拒んでいるにすぎない。 墨塗り部分があることによって、当該証拠の数字や新聞報道の金額と実施機関が本件で提出する金額と照合することができない。 墨塗り部分が真に個人や法人の利益を害するおそれがあるかどうかの審議を求める。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 8 月 23 日		
審 査 会 の 結 論	1 本件一部非公開文書は、次に掲げる部分を除いて、公開すべきである。 （1）大会別調査集計表の県職員以外の個人名 （2）「個人別執行状況（本部役員：県職員以外）」の「氏名」欄、「大会役職」欄、「開催時所属及び職」欄及び「現所属及び職」欄 （3）「個人別執行状況（監督・選手）」の「氏名」欄、「競技名」欄及び「種別」欄 2 実施機関が、本件公開拒否文書は、存在しないとして公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について ア 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 （ア）「個人別執行状況（本部役員：県職員）」の「実派遣期間」欄、「正規支給額(B)」欄、「書類上の差額(C)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄、「実差額(F)」欄、「保留額(G)」欄及び「大会名」欄の競技種目 （イ）「個人別執行状況（本部役員：県職員以外）」の「氏名」欄、「大会役職」欄、「開催時所属及び職」欄及び「現所属及び職」欄 （ウ）「個人別執行状況（監督・選手）」の「氏名」欄、「競技名」欄及び「種別」欄 イ 実施機関は、次の情報について、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されると主張するが、国体派遣から既に 8 年以上が経過している現時点においては、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるとは認められず、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。		

審査会の 判断理由 (続 き)	(ア) 「個人別執行状況(本部役員：県職員以外)」の「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄及び「大会名」欄の競技種目 (イ) 「個人別執行状況(監督・選手)」の「会場地」欄、「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄及び「大会名」欄の競技種目 (2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について 「個人別執行状況(本部役員：県職員)」の「実派遣期間」欄、「正規支給額(B)」欄、「書類上の差額(C)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄、「実差額(F)」欄、「保留額(G)」欄及び「大会名」欄の競技種目は、公務員の公務出張の費用弁償額に係る情報であり、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の当該職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、同号ただし書ウに該当する。 なお、保留額捻出のための経理操作及び当該保留金管理は事務局が一括して行っていたことは、当時の調査でも明らかになっており、現時点で当該情報を公開したとしても、当該職員が不適正な執行に関与し、これを保留したという誤解を生じさせるおそれはなく、当該公務員の私生活への影響も含め正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。 2 条例第5条第2号該当性について 本件処分の時点で、調査により不適正経理は事務局が責めを負うものであるという結論が出ており、この結果、大会別調査集計表に記載された特定の団体は不適正執行に責任はなかったことが明白である。 したがって、団体名及び競技種目は、当該団体の正当な利益を害するおそれのある情報とは認められず、条例第5条第2号に該当しない。 3 本件公開拒否文書の存否について 平成9年7月の調査においては、調査対象期間である平成4年度から平成8年度までの5か年度すべてについて調査及び報告がなされており、当該調査の時点においては、本件公開拒否文書が存在していたことが推定できる。その後、本件公開拒否文書は、実施機関の説明によれば、詳細は不明であるが、紛失したものと考えられるとされている。 本件公開拒否文書を除く文書について、実施機関がその存在を認めていることや、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、実施機関の文書管理について問題があったとはいえるが、本件公開拒否文書が存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。
答申年月日	平成17年1月17日(答申第211号)

情報公開審査会答申第 212 号の概要

件 名	神奈川県体力づくり推進委員会等支出関係書類不存在の件（諮問第 163 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の社団法人（以下「本件社団法人」という。）への県立伊勢原射撃場に係る公認申請手数料執行伺い一式（以下「本件一部非公開文書」という。）並びに特定の委員会（以下「本件委員会」という。）及び特定の期成会（以下「本件期成会」という。）の支出関係書類（以下「本件公開拒否文書」という。）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 10 月 10 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 10 月 24 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不存在	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非 公 開 理 由	1 本件一部非公開文書 法人に関する情報であり、正当な利益を害するおそれがあるため 2 本件公開拒否文書 本件委員会及び本件期成会は県教育委員会とは別の団体であって、当該文書を実施機関では管理していないため、存在しない。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 11 月 7 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 12 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	1 本件社団法人への県立伊勢原射撃場に係る公認申請手数料執行伺票・支出命令票のうち、本件社団法人の振込先口座の名義人の名称は、公開すべきである。 2 実施機関が、本件公開拒否文書を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）本件一部非公開文書には、県立伊勢原射撃場の公認料等の納付先として本件社団法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件社法人口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、本件社法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件社法人口座情報の管理状況について検討する。 （2）本件社法人口座情報は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が提出した本件社団法人検定公認射撃場申請書に基づき、県立伊勢原射撃場を公認射撃場として公認するに当たり、知事が納付すべきとされている公認料等の納付先を本件社団法人が指定する趣旨として記載されたものであると認められる。公認射撃場検定という事業の性格等を考慮すると、本件社法人口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件社団法人は、本件社法人口座情報を原則として本件社団法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 ただし、本件社法人口座情報のうち、口座名義人の名称については、本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、公開しても本件社団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のことからすると、本件社法人口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件社団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。		

審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)	2 本件公開拒否文書の存否について (1) 本件委員会は、県教育委員会及び県内各町村教育委員会で構成され、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。 本件委員会の事務局は、実施機関内に設置されているが、実施機関の職員が本件委員会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職務専念義務の免除（以下「職専免」という。）を受けており、さらに本件委員会の文書は実施機関の管理する行政文書とは別に管理されている。 (2) また、本件期成会は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。 本件期成会の事務局は実施機関内に設置されているが、実施機関の職員が本件期成会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため、職専免を受けており、さらに本件期成会の文書は実施機関の管理する行政文書とは別に管理されている。 (3) 以上のことからすると、本件公開拒否文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。 したがって、本件公開拒否文書を実施機関で管理していないため、文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 212 号）

情報公開審査会答申第 213 号の概要

件 名	教育庁スポーツ課が所管する国庫補助金収入関係書類一部非公開の件（諮問第 168 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 7 年度及び 8 年度国庫補助金収入関係書類である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 7 月 17 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 12 月 19 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	個人に関する情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 12 月 25 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 1 月 9 日		
審 査 会 の 結 論	社会教育主事資格取得年月日は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について （１）社会体育指導者派遣事業に係る職員の給与総額、年齢、級・号給及び社会教育主事資格取得年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 （２）交付金経費等は職員の給与総額と同額であり、本件一般歳入額は既に公開されている他の情報と照合することにより、特定の職員の給与額が明らかとなる情報であることが認められるため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について （１）職員の給与総額、級・号給、交付金経費等及び本件一般歳入額について ア 職員の給与総額は特定個人の所得が推測できる情報である。級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。 イ また、交付金経費等及び本件一般歳入額は、特定の職員の給与額が明らかとなる情報である。 ウ したがって、当該情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。 （２）年齢は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。 （３）社会教育主事資格取得年月日について 社会体育指導者派遣事業は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じ、社会体育担当の社会教育主事を派遣する事業であり、当該事業において派遣される者は、「社会体育指導者派遣事業及び学校体育施設開放事業の運用について（各都道府県教育委員会教育長あて文部省体育局長通知）」によれば、原則として社会教育主事の資格を有することが要件となっていることが認められる。このことから、当該派遣職員は派遣先で社会教育主事としての職務を期待されていると認められるので、社会教育主事資格の取得の有無は、社会体育指導者としての職務遂行の正当性を担保する情報であり、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると考えられる。 したがって、社会教育主事資格の取得の有無を明らかにする社会教育主事資格取得年月日は、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」と認められるので、同号ただし書ウに該当する。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 213 号）		

情報公開審査会答申第 214 号の概要

件 名	神奈川県体育・スポーツ振興期成会預金通帳一部非公開の件（諮問第 170 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定のスポーツ振興団体に関するすべての金融機関取引内容である。		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 1 月 4 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 1 月 18 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 1 月 30 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には誤りがあり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 2 月 6 日		
審 査 会 の 結 論	銀行担当者の印影を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 銀行担当者の印影は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 銀行担当者の印影は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 214 号）		

情報公開審査会答申第 215 号の概要

件 名	神奈川県体育・スポーツ振興期成会に関する支払通知合計表等不存在の件（諮問第 173 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべての支払通知合計表及び内訳並びに支払通知一覧表、支払通知書、集合伝票の支払通知書及び内訳である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 1 月 4 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 1 月 18 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教育施設課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を作成又は管理していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 1 月 30 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を不存在とした処分には誤りがあり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 2 月 21 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書を作成又は管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 当審査会において本件請求対象文書に係る特定のスポーツ振興団体に対する執行伺票・支出命令票を確認したところ、平成 9 年 4 月 1 日改正前の財務規則第 97 条第 1 項に規定する集約払で支払われていることが認められる。同項において、「出納長は、集約払に係る支払にあつては、支払通知合計表を発行するものとする。この場合において当該支払通知合計表には、その内訳を添えるものとする」と定められていることから、この場合の本件請求対象文書は支払通知合計表及び内訳であり、実施機関が説明するとおり、出納長が発行する文書であつて、出納長から指定金融機関及び指定代理金融機関に対して通知されるものであることが認められる。 したがって、本件請求対象文書を作成又は管理していないため、存在しないという実施機関の説明は、首肯できる。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 215 号）		

情報公開審査会答申第 216 号の概要

件 名	神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に係る執行伺票・支出命令票一部不存在の件 (諮問第 174 号)		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 1 月 4 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 1 月 18 日
諾 否 の 決 定 内 容	全部公開	実 施 機 関	教育委員会（教育施設課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書は全部公開しており、それ以外には存在しないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 1 月 30 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	本件処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	実施機関は、不服申立人が請求した文書を特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票（平成 7 年度及び 8 年度分担金）と特定しているが、不服申立人は平成 7 年度及び 8 年度分担金として限定した請求はしておらず、本件処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 2 月 21 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書として特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票（平成 7 年度及び 8 年度分担金）を特定し、これを公開したことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の特定について〉 実施機関が本件請求対象文書として特定した本件請求対象文書以外に、平成 6 年度以前の特定のスポーツ振興団体分担金に関する執行伺票・支出命令票が作成されていたが、当該文書について実施機関は既に廃棄済みであり、存在しないと説明している。神奈川県教育庁等文書管理規程（昭和 58 年神奈川県教育委員会教育長訓令第 2 号）又は神奈川県教育庁等行政文書管理規程（平成 11 年神奈川県教育委員会教育長訓令第 14 号）により、当該文書の保存期間は 5 年と定められており、本件公開請求の時点では保存期間の満了により既に廃棄済みであるとの実施機関の説明は、首肯できる。 また、実施機関は、平成 9 年度以降の特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票については、平成 9 年度から特定のスポーツ振興団体に対する分担金の支払実績がないために存在しないと説明している。 不服申立人は、行政文書の公開請求書に、請求対象文書として「特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべて」と記載しており、特定の年度の文書を請求しているわけではない。 請求対象文書として、「〇〇のすべて」と記載されている場合において、該当する文書が全く存在しない場合には、存在しないものとして公開拒否決定を行うこととなるが、該当する文書が存在する場合には、存在する文書のみを請求対象文書として特定して公開か非公開かの決定を行うこととなるのであり、その余の文書について、存在しないものとして公開拒否決定を行うことまでは要しないものと解される。 したがって、実施機関が管理する本件請求対象文書のみを、実施機関が本件公開請求の対象文書として特定したことは、不合理であるとはいえない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 216 号）		

情報公開審査会答申第 217 号の概要

件 名	県教育委員会に対する質問書等一部非公開の件（諮問第 176 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 12 年 10 月 6 日付けで提出された教育委員会に対する質問書及びそれに対する回答書等である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 2 月 5 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 2 月 19 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 2 月 26 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 8 日（受理）		
審 査 会 の 結 論	平成 12 年 10 月 6 日付けで神奈川県教育委員会に質問書を提出した質問者の氏名、印影及び住所を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 質問者の氏名、印影及び住所は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 質問者の氏名、印影及び住所は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 217 号）		

情報公開審査会答申第 218 号の概要

件 名	教育庁教職員課職員が持参した文書不存在の件（諮問第 177 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 13 年 2 月 5 日に教職員課職員 1 名（主幹）が持参した文書である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 2 月 5 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 2 月 19 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書は、行政文書に該当しないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 2 月 26 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書が行政文書に該当しないとした処分には誤りがあり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 実施機関が公開拒否した文書の中には、県の複写機、用紙、新聞、電気をを用いて作成した文書があり、職務に必要であるために当該文書を作成したと当該職員は発言していることから、当該文書は、公開対象文書である。当該文書を行政文書でないとした実施機関の説明は、誤りがある。		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 8 日（受理）		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書は行政文書に該当しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の行政文書該当性について〉 神奈川県情報公開条例第 3 条では、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」をいうと規定しており、ここで「実施機関において管理しているもの」とは、行政文書管理規則等の定めるところにより管理され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものをいうと解される。 本件請求対象文書は、不服申立人が公開請求を行った際に対応した教職員課職員（主幹）が、参考図書や新聞記事を複写、収集したものであって、当該職員が個人的に管理しているものである旨述べたと実施機関は説明している。 当審査会が調査したところ、本件請求対象文書が、実施機関の職員により組織的に利用可能な状態に置かれているという事実は認められず、また、実施機関の説明に反する特段の事情も認められないことから、本件請求対象文書は、神奈川県情報公開条例第 3 条にいう行政文書に該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 218 号）		

情報公開審査会答申第 219 号の概要

件 名	市町村立学校教職員の組合活動に係る職務専念義務免除承認関連文書不存在の件 (諮問第 178 号)		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、市町村立学校の教職員の組合活動に係る職務専念義務免除（以下「職専免」という。）承認の人数及び承認時間が分かる文書である。		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 2 月 5 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 2 月 19 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を作成又は取得していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 2 月 26 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を不存在とした処分には誤りがあり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 3 月 8 日（受理）		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 地方公務員法第 35 条の職務専念義務は、同法第 6 節「服務」に関する基準の一つとして、一般職に属するすべての地方公務員に課せられた職務遂行に関する義務であり、法律又は条例に特別の定めがある場合以外は当該義務は免除されないことになっている。当該義務の免除に関しては、同条を受けて、各地方公共団体が条例を定めているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第 1 項によれば、市町村立学校の教職員のうち県費負担教職員については、都道府県教育委員会が任命権を有することとなっているが、同法第 43 条第 1 項で、市町村教育委員会が服務監督権を有すると定めている。職専免の承認は、服務監督権に基づいて行われることから、市町村立学校の教職員の職専免の承認は、各市町村が定める条例等に基づき、市町村教育委員会が行うものである。 したがって、本件請求対象文書は、服務監督権を有する市町村教育委員会が管理するものであることが認められ、本件請求対象文書を管理していないため存在しないという実施機関の説明は、首肯できる。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 219 号）		

情報公開審査会答申第 220 号の概要

件 名	教育公務員特例法第 20 条第 2 項の研修に関する文書等不存在の件（諮問第 183 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、次のとおりである。 - 平成 10 年度から平成 12 年度までの平成 15 年法律第 117 号による改正前の教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第 20 条第 2 項の研修に関する文書、自宅研修計画書及び同報告書に関する文書（以下「研修文書」と総称する。） - 平成 10 年度から平成 12 年度までの職員団体の機関会議等（以下「機関会議」という。）参加の服務取扱状況に関する文書及び同会議資料（以下「職員団体文書」と総称する。） - 平成 10 年度から平成 12 年度までの職員団体が行う教育研修活動（以下「教研活動」という。）に関する文書及び同教育研修活動につき学校長と協議した文書（以下「教研活動文書」と総称する。） - 平成 10 年度から平成 12 年度までの長期休業期間中における自宅研修（以下「自宅研修」という。）の職務専念義務免除（以下「職専免」という。）に関する文書（以下「職専免文書」という。） - 平成 12 年 10 月 4 日付け新聞記事にある「三重県教職員勤務中組合活動」に関して三重県教育委員会に照会した文書（以下「三重県照会文書」という。）		
請 求 年 月 日	平成 13 年 3 月 2 日	諸 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 3 月 9 日
諸 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を管理していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 3 月 12 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を不存在とした処分には誤りがあり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 26 日（受理）		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 - 研修文書について 教特法第 20 条（現行は第 22 条）第 2 項では、教員は「本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定められており、ここで「本属長」とは教員が所属する学校の校長を指すことから、当該研修に関する承認は当該教員が所属する学校の校長が行うこととなっていることが認められる。また、平成 12 年 12 月に定められた県立学校職員服務規程（以下「服務規程」という。）第 10 条では、研修報告書等研修に関する文書は当該教員が所属する学校の校長に提出することとされており、教職員課の関与については定められていない。 以上のことからすると、研修文書は、研修の承認を求める教員が所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 - 職員団体文書について （１）休暇等申請（届出）簿について 機関会議への参加については、従来から年次休暇等により取り扱うこととされており、従来からの取扱いを文書で明確化した平成 12 年 6 月 16 日付け通知「教職員の勤務における服務の厳正な取扱いについて」（以下「服務通知」という。）4（１）においても同様のことが定められている旨、実施機関は説明している。 年次休暇を受けようとするときには、服務規程第 14 条によれば、休暇等申請（届出）簿によりあらかじめ当該職員の所属する学校の校長へ届け出ることになっており、ま		

審査会の 判断理由 (続 ぎ)	た、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ当該職員の所属する学校の校長の承認を受けることになっている。また、服務規程が施行される以前は、休暇については、「県立学校職員の服務関係諸様式」(教育長通知)により、各学校において休暇等申請(届出)簿で処理することとされていた。 以上のことからすると、休暇等申請(届出)簿は、年次休暇等を求める教員の所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 (2) 機関会議の資料について 機関会議としては、教職員組合の定期大会や執行委員会等職員団体の役員が参加する会議等が該当すると考えられるが、これらの会議等は当該職員団体が独自に実施しているものであり、機関会議の資料も当該職員団体が管理していると考えられるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 3 教研活動文書について (1) 休暇等申請(届出)簿について 教研活動への参加については、従来から年次休暇等により取り扱うこととされている旨実施機関は説明しており、服務通知4(2)においても同様のことが定められている。 年次休暇を受けようとするときには、服務規程第14条によれば、休暇等申請(届出)簿によりあらかじめ当該職員の所属する学校の校長へ届け出ることになっており、また、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ当該職員の所属する学校の校長の承認を受けることになっている。また、服務規程が施行される以前は、休暇については、「県立学校職員の服務関係諸様式」(教育長通知)により、各学校において休暇等申請(届出)簿で処理することとされていた。 以上のことからすると、休暇等申請(届出)簿は、年次休暇等を求める教員の所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 (2) 教研活動につき学校長と協議した文書 教研活動については、服務通知4(2)に基づき、内容により研修(職専免)扱いが相当と判断するものについては、取扱いについて学校長が教育委員会に協議することとされているが、実施機関は、当該協議が行われた例はない旨説明している。 他にこの協議の存在を示す事実認められないことから、教研活動につき学校長と協議した文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。 4 職専免文書について 教特法第20条(現行は第22条)第2項では、教員は「本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定められており、ここで「本属長」とは教員が所属する学校の校長を指すと解されている。また、服務規程第10条では、研修報告書等研修に関する文書は当該教員の所属する学校の校長に提出することとされており、教職員課の関与については定められていない。 以上のことからすると、職専免文書は、研修の承認を求める教員が所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 5 三重県照会文書について 実施機関は、本件新聞記事は、電話により送付を依頼したものであり、三重県照会文書は存在しない旨説明している。 軽易な依頼事項の場合にあつては、照会文書を作成せずに、電話連絡のみで済ませることは、通常考えられることであり、電話により送付依頼をしたとの実施機関の説明を覆す事実も他に認められないことから、三重県照会文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。
答申年月日	平成17年1月17日(答申第220号)

情報公開審査会答申第 221 号の概要

件 名	教育庁教職員課が管理する職務専念義務免除承認を受けた県立学校等教職員に係る出勤簿等不存在の件（諮問第 185 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、県下の公立学校及び県立学校の職務専念義務免除等（以下「職専免」という。）の承認を受けた教職員に係る平成 11 年度の出勤簿及び休暇承認簿（休暇等申請（届出）簿を含む。）である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 3 月 2 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 3 月 15 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を管理していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 3 月 19 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を不存在とした処分には誤りがあり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 3 月 28 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 1 県立学校以外の公立学校に関する本件請求対象文書について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第 1 項によれば、市町村立学校の教職員のうち県費負担教職員については、都道府県教育委員会が任命権を有することとなっているが、同法第 43 条第 1 項で、市町村教育委員会が服務監督権を有すると定められている。 出勤簿等の管理は、服務監督権に基づいて行われると解されることから、市町村立学校の教職員の出勤簿等の管理は、各市町村が定める条例等に基づき、市町村教育委員会が行うものである。したがって、県立学校以外の公立学校に関する本件請求対象文書については、服務監督権を有する市町村教育委員会が管理するものであることが認められる。 以上のことからすると、県立学校以外の公立学校に関する本件請求対象文書を教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。 2 県立学校に関する本件請求対象文書について （1）職専免承認申請書の提出について 職専免の承認手続については、本件請求対象文書が平成 11 年度分であるため、平成 12 年 12 月に定められた県立学校職員服務規程（以下「服務規程」という。）ではなく、平成 12 年 12 月 31 日に廃止された「県立学校職員の職務専念義務の免除等の手続に関する規程」（以下「手続規程」という。）が適用される。 手続規程第 2 条では、職専免の承認を受ける場合、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 2 項に規定する「職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合」（以下「厚生参加」という。）に承認を受ける場合を除いて、職専免承認申請書を提出することが定められ、厚生参加は、「県立学校職員の服務専念義務の免除等の手続に関する規程の一部改正」（教育長通知）により、休暇等申請（届出）簿により処理することとされている。 実施機関は、職専免承認申請書の提出に当たっては、出勤簿又は休暇承認簿（休暇等申請（届出）簿を含む。）の写しの添付を義務付けておらず、かつ、申請時に添付されていなかったことから、教職員課では出勤簿等の写しを管理していないと説明している。		

審査会の 判断理由 (続 き)	職専免承認申請書の提出に当たって、出勤簿等の写しの添付を義務付けるような規程や通知はなく、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、職専免承認申請書の提出に際して出勤簿等の写しが添付されていないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。 (2) 出勤簿等について 前記(1)で述べたように、厚生参加については、「県立学校職員の服務専念義務の免除等の手続に関する規程の一部改正」(教育長通知)により、休暇等申請(届出)簿により処理することとされている。 したがって、職専免において、職専免承認申請書の代わりに休暇等申請(届出)簿が提出されるのは、厚生参加に限定されるが、この場合、「県立学校職員の服務関係諸様式について」(教育長通知)により、校長以外の教職員の場合、各学校において休暇等申請(届出)簿で処理できると定められており、また、校長の場合は、手続規程上は教育長の承認事項と定められているが、神奈川県教育庁等事務決裁規程の別表第3(第11条関係)により校長専決と定められている。したがって、いずれの場合も教職員課への休暇等申請(届出)簿の提出は求められていない。 また、県立学校に勤務する教職員の出勤簿等は、従前より当該教職員が勤務する学校の校長が整理保管の任に当たることになっており、服務規程でも同様のことが定められている旨、実施機関は説明している。 服務規程第17条では、「出勤簿等は、校長が整理保管の任に当たる」と定められており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、出勤簿等は校長が整理保管の任に当たっているとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。 (3) 以上のことからすると、県立学校に関する本件請求対象文書を教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成17年1月17日(答申第221号)

情報公開審査会答申第 222 号の概要

件 名	他の教育委員会等から入手した勤務中組合活動に関する文書一部不存在の件(諮問第 186 号)		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、「三重県教職員勤務中組合活動」に関する給与返還問題について、三重県教育委員会等から入手した一切の文書である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 3 月 12 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 3 月 23 日
諾 否 の 決 定 内 容	全部公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書は全部公開しており、それ以外には存在しないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 3 月 29 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	本件処分 of 取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件請求対象文書の特定について 不服申立人が求めた文書を管理していないことはあり得ず、本件処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 2 本件請求対象文書の公開について 過日、実施機関は、新聞記事の写しは職員個人のものであるとして公開拒否をした事実があり、今回、実施機関が新聞記事の写しを公開するとしたことは、条例の存在及び県民の権利を軽視するもので、職員の行為は承服し難い。		
諮問年月日	平成 13 年 4 月 9 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として新聞記事を特定し、これを公開したことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件請求対象文書の特定について 実施機関が特定して公開した新聞記事（以下「本件新聞記事」という。）は、三重県教職員勤務中組合活動に関する給与返還問題について、教育委員会が三重県教育委員会から入手し、平成 12 年 11 月 6 日起案文書に添付されたものであることから、本件新聞記事は教職員課が管理する行政文書であると認められる。 実施機関は、本件請求対象文書に当たるものは本件新聞記事のみであり、三重県教職員勤務中組合活動に関する給与返還問題の概要の把握のために三重県から本件新聞記事を入手したと説明している。当審査会が、本件新聞記事を見分したところ、概要の把握のためには本件新聞記事のみで目的は達せられることが認められる。 また、実施機関は、本件新聞記事を、本県における教職員の勤務中組合活動について調査するに際して、調査の参考とするために入手したと説明しているが、入手の目的が調査の参考とするためということであれば、詳細な資料の入手まで必要であるとは考え難い。 他に、実施機関の入手目的を覆すに足りる事情は認められないことから、本件新聞記事以外に本件請求対象文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。 2 本件請求対象文書の公開について 不服申立人は、実施機関が本件請求対象文書の全部を公開する決定を行ったことに対して不服申立てを行っているが、全部を公開する決定は不服申立人に不利益を生じさせる処分ではないので、不服申立ての理由 2 については、当審査会は、意見を述べる立場にない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 1 月 17 日（答申第 222 号）		

情報公開審査会答申第 223 号の概要

件 名	国民体育大会派遣旅費調査委員会副委員長あてに送付された文書等不存在の件 (諮問第 180 号)		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、次のとおりである。 1 国民体育大会派遣旅費調査委員会（以下「調査委員会」という。）副委員長（当時神奈川県教育庁総務室長）（以下「本件副委員長」という。）に対して当時の特定の協会事務局長（以下「本件事務局長」という。）が平成 9 年 7 月 12 日付けで提出した標題「国民体育大会選手団派遣等に関わる疑問点について」とした文書（以下「本件副委員長文書」という。） 2 調査委員会委員であった当時神奈川県教育庁総務室主幹、同経理課長代理及び同経理課主幹が、競技団体役員から、平成 9 年 5 月 30 日付けで受領した文書（以下「本件委員文書」と総称する。）		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 2 月 14 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 2 月 26 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（総務室）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を管理していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 3 月 6 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を管理していないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 本件請求対象文書の差出人である本件事務局長が国体旅費についての疑問点について話しているのを私は聞いており、また、国体旅費については不正が行われていたことは明らかにしているのであるから、本件請求対象文書を公開すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 3 月 13 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 1 本件副委員長文書について 特定の協会は国民体育大会派遣において、派遣旅費を県から一括して交付を受け、本部役員、監督及び選手に支給する事務を行っていたものであり、調査委員会の調査期間中に、本件事務局長が本件副委員長あてに派遣旅費に関する文書を提出する可能性は否定できない。 しかし、実施機関の説明によれば、本件副委員長は本件事務局長から文書を私的に受領した記憶はあるが、本件公開請求の対象文書として記載された内容の文書であったかどうか不明であり、本件副委員長が所有する私文書であることから、実施機関では管理していないとのことである。調査期間中に本件公開請求の対象文書として記載された内容の文書を実施機関が受領したのであれば、通常、調査に関する文書として、実施機関で管理するはずである。しかしながら、文書整理簿には本件副委員長文書を受領した旨の記載がないことから、本件副委員長文書を実施機関が管理していないことが推測される。 また、本件公開請求の請求書に記載されている特定の日に調査委員会が会議等を開催したという事実はなく、不服申立人は意見聴取においても、文書の存在を示す具体的な説明をしていない。 そして、特定の協会は、請求時点では文書の管理規程を整備しておらず、どのような文書が当該協会から発信されたか等は確認できないうえ、本件事務局長も既に退職していることから、真偽は確認できないと実施機関は説明しており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められない。 以上のことからすると、本件副委員長文書を教育委員会では管理していないため存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。		

審査会の 判断理由 (続 ぎ)	2 本件委員文書について 調査委員会による調査は、執行伝票、領収書等の書類による確認及び本部役員等への聞き取りにより実施されたものである。また、調査委員会の調査において、調査委員会各委員が当該調査の対象者である競技団体役員に対して文書を提出させた事実はないと実施機関は説明しており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められない。文書整理簿にも本件公開請求の対象文書に該当する文書を受領した旨の記載がない。 また、本件公開請求の請求書に記載されている特定の日に調査委員会が会議等を開催したという事実はなく、不服申立人は意見聴取においても、文書の存在を示す具体的な説明をしていない。 以上のことからすると、本件委員文書を受領していないため、教育委員会では管理していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。
答申年月日	平成 17 年 2 月 7 日 (答申第 223 号)

情報公開審査会答申第 224 号の概要

件 名	教職員組合との覚書等不存在の件（諮問第 187 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、次のとおりである。 1 神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）側と神奈川県教職員組合（以下「県教組」という。）の間で結んだ昭和 48 年 2 月 25 日付けの覚書又は協定書（以下「本件覚書等」という。） 2 「公立学校教職員の勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加は職務専念義務免除扱い」とすることを、県教育委員会が「良し」と判断する根拠の文書（以下「本件職務専免文書」という。） 3 「公立学校教職員が勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加に対し給与返還を求めない」ことを、県教育委員会が「良し」と判断する根拠の文書（以下「本件肯定文書」という。） 4 「公立学校教職員が勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加に対し給与返還を求めない」ことを、県教育委員会が「良しとしない」と判断する根拠の文書（以下「本件否定文書」という。）		
請 求 年 月 日	平成 13 年 3 月 30 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 4 月 13 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	県教育委員会（教職員課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を管理していないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を管理していないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 本件覚書等について昭和 48 年 2 月 25 日を特定した理由は、給与付きで教職員が研修会に参加したことに関して給与の返還請求の裁判を行っている特定の市議会議員からもらった資料の中に、この日付が記載してあったからである。他の覚書や協定書は残っているのに、この文書だけ存在しないのはおかしい。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 5 月 2 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 1 本件覚書等について 不服申立人は、昭和 48 年 2 月 25 日を特定した理由として、給与付きで教職員が研修会に参加したことに関して給与の返還請求の裁判を行っている特定の市議会議員からもらった資料の中に、この日付の記載があったことを挙げている。一方、実施機関は、昭和 48 年 2 月 25 日に締結された覚書又は協定書としては、他市町村の教育委員会と県教組以外の組合との間に締結された覚書等があるが、これについては不服申立人に既に情報提供していると説明している。 当審査会で、実施機関が情報提供した覚書等を見分したところ、当該文書は、県教組ではない特定の教職員組合と 3 市 1 町の教育委員会との間で昭和 48 年 2 月 25 日に結ばれた教職員の勤務時間等に関する覚書及び了解事項（以下「3 市 1 町覚書」という。）であることが認められる。本件公開請求の内容は、県教育委員会と県教組との間で締結された覚書又は協定書であり、3 市 1 町覚書が本件請求対象文書とならないことは明らかである。 また、昭和 48 年 2 月 25 日以外の日に関教育委員会と県教組との間で締結された覚書等について実施機関が不服申立人に既に公開していることや、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、本件覚書等を作成又は取得していないため、存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。		

審査会の 判断理由 (続 き)	2 本件職専免文書について 実施機関は、本件職専免文書について、請求趣旨を踏まえて、不服申立人に対して、勤務中に行われる組合活動及び教育研究集会参加並びにそれらの職務専念義務免除扱いに関して通知した平成 12 年 6 月 16 日付け通知「教職員の勤務におけるサービスの厳正な取扱いについて」（以下「サービス通知」という。）を情報提供したが、それ以外の文書は作成又は取得していないため、公開拒否とした旨説明している。 サービス通知以外に本件職専免文書が存在するとの事情は認められないことから、本件職専免文書としては、サービス通知のみが該当すると解されるが、不服申立人に対して既に情報提供されていることから、実施機関が本件公開請求の対象外と判断したことは、不合理であるとはいえない。 3 本件肯定文書、本件否定文書について 本件肯定文書、本件否定文書においては、給与返還に対する実施機関の判断が問題となっているが、実施機関による内部調査の結果、給与返還の対象となる問題事例が認められず、給与返還に対する判断を実施機関が行うまでもなかったために、本件肯定文書及び本件否定文書を作成又は取得していないと実施機関は説明しており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、本件肯定文書及び本件否定文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。
答申年月日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 224 号）

情報公開審査会答申第 225 号の概要

件 名	給与減額報告書一部非公開の件（諮問第 188 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 10 年度から平成 12 年度までの給与減額報告書である。		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 3 月 2 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 3 月 30 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	特定の個人が識別される情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 6 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 5 月 2 日		
審 査 会 の 結 論	所属コード、所属名、所属電話番号、点検者、記入者及び訂正印は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について （１）職員氏名、職員番号、点検者、記入者及び訂正印は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 （２）所属コード、所属名及び所属電話番号は、それが公開されても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められず、同号本文に該当しない。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について （１）職員氏名は、給与減額報告書に記載された職員の氏名であり、給与減額の事由となる欠勤等の状況に係る情報は、職員の私生活に関する情報であると認められる。したがって、給与減額報告書に記載された職員氏名は、公務員の職務の遂行の内容に関して記載されたものとは認められず、このような情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しない。 （２）記入者及び点検者は、給与減額報告書を作成した事務担当者及び当該報告書の点検を行った者の氏名であり、訂正印は、訂正が必要な場合に記入者又は点検者が押印するものである。いずれの情報も、公務員の職務の遂行に関して記載された情報であると認められる。公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、記入者、点検者及び訂正印は、同号ただし書イに該当する。 3 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の神奈川県採用年度等を推測することができる情報である。 これらの情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 225 号）		

情報公開審査会答申第 226 号の概要

件 名	職務専念義務免除等承認簿一部非公開の件(諮問第 189 号)		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 11 年度職務専念義務免除等承認簿である。		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 3 月 2 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 3 月 30 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	1 特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるため 2 公開することにより個人が特定され、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 6 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 5 月 2 日		
審 査 会 の 結 論	交通安全教育指導者中央研修会のプログラムに記載された講師の氏名及び「新産業技術等指導者養成講習 教育課程」に記載された講師の氏名は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 ア 交通安全教育指導者中央研修会の講師の氏名（以下「研修会講師氏名」という。） イ 新産業技術等指導者養成講習の講師の氏名（以下「講習講師氏名」という。） ウ 国体等の各種競技大会への派遣依頼文及び特定の法人が作成する番組への出演依頼文に記載された発信者の氏名、電話番号、勤務先及び勤務先電話番号（以下「発信者氏名等」と総称する。） エ 県立高校の学校開放事業の運営委員会委員の氏名及び役職（以下「運営委員会委員氏名等」と総称する。） オ 県立学校の学校開放事業の講師の氏名（以下「学校開放事業講師氏名」という。） カ 職務専念義務免除（兼職等）承認申請者の住所、生年月日及び電話番号（以下「承認申請者住所等」と総称する。） キ 職務専念義務免除（兼職等）承認申請者が勤務先の団体から得る収入額（以下「承認申請者収入額」という。） (2) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について ア 交通安全教育指導者中央研修会は、交通安全教育に関し各都道府県で指導的役割を果たしている教員等を対象とし、学校における交通安全教育の充実を図るため、国等が主催し、全国的な規模で行われる公的な研修会であって、単なる内部的な研修とは認められない。そして、研修会講師氏名は、交通安全教育を普及させることを目的として講義等を行う者に係る情報である。こうしたことからすると、研修会講師氏名は、同号ただし書イに該当し、公開すべきであると解するのが相当である。 イ 新産業技術等指導者養成講習は、文部省（現文部科学省）から事業実施委託を受けて新産業技術等の指導者の養成を行うために情報処理に関する特定の財団法人が実施したものであり、全国から教員が参加している公的な講習会であることから、単なる内部的な研修とはいえない。このような講習会において講習を行う講師の氏名は、同号ただし書イに該当し、公開すべきであると解するのが相当である。 ウ 発信者氏名等、運営委員会委員氏名等、学校開放事業講師氏名、承認申請者住所等及び承認申請者収入額は、慣行として公にされている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しない。		

審査会の 判断理由 (続 き)	2 条例第5条第4号該当性について (1) 大学入学資格検定は文部省（現文部科学省）が実施していることから、当該検定に係る事務は、同号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当する。 大学入学資格検定協力者（以下「本件協力者」という。）の事業の内容は大学入学資格検定の問題作成業務であることから、本件協力者は、大学入学資格検定に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、本件協力者に委嘱されている者の氏名、印影、担当科目、住所及び電話番号（以下「本件協力者氏名等」と総称する。）を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、本件協力者が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。 (2) 教員資格認定試験は文部省（現文部科学省）が実施していることから、当該試験に係る事務は、同号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当する。 教員資格認定試験専門委員（以下「本件専門委員」という。）の事業の内容は教員資格認定試験の問題作成業務等であることから、本件専門委員は、教員資格認定試験に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、本件専門委員に委嘱されている者の氏名、印影及び担当科目（以下「本件専門委員氏名等」と総称する。）を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、本件専門委員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。 (3) 大学入試センターは、平成13年4月1日に独立行政法人となる以前は、国立学校設置法第9条の3に基づき昭和52年に国の機関として設置されており、本件公開請求の時点においては国の機関であったことが認められる。したがって、大学入試センター試験に係る事務は同号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当する。 大学入試センター試験等連絡協議会（試験問題部会）は、大学入試センター試験で出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について検証し、翌年の大学入試センター試験に向けて提言を行うとともに、翌年の大学入試センター試験についての再検証を行っていることから、大学入試センター試験等連絡協議会（試験問題部会）委員（以下「本件部会委員」という。）は大学入試センター試験問題の傾向等を知り得る立場にあり、大学入試センター試験に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、本件部会委員に委嘱されている者の氏名、印影及び担当科目（以下「本件部会委員氏名等」と総称する。）を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、本件部会委員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。 (4) 以上のことから、本件協力者氏名等、本件専門委員氏名等及び本件部会委員氏名等は、公開することにより、大学入学資格検定、教員資格認定試験又は大学入試センター試験に係る事務に関し、「違法若しくは不当な行為を容易に」するおそれがあると認められるので、同号に該当すると判断する。
答申年月日	平成17年2月7日（答申第226号）

情報公開審査会答申第 227 号の概要

件 名	弁護士相談に関する文書等一部非公開の件（諮問第 191 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の弁護士に対する委任契約に関する伺い文書及び弁護士（代理人）に対する相談や文書作成に関する伺い文書である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 2 月 7 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 4 月 6 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	特定の個人が識別される情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 5 月 16 日		
審 査 会 の 結 論	平成 11 年（行ウ）第 65 号併合（行ウ）第 44 号事件に係る原告準備書面（1）から（11）までに記載された個人の氏名、印影及び住所は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 平成 11 年（行ウ）第 65 号併合（行ウ）第 44 号事件に係る原告準備書面（1）から（11）までに記載された個人の氏名、印影及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について 個人の氏名、印影及び住所の記載された本件行政文書は、民事訴訟に係る訴訟記録として、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であり、当審査会が横浜地方裁判所に確認したところ、本件行政文書は、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。したがって、個人の氏名、印影及び住所は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報と認められるので、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 227 号）		

情報公開審査会答申第 228 号の概要

件 名	陳情書に対する回答の伺い文書一部非公開の件（諮問第 192 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 10 年 12 月 14 日提出の陳情書に対する平成 11 年 4 月 30 日回答の伺い文書である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 3 月 16 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 3 月 30 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人が識別される情報であるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 5 月 16 日		
審 査 会 の 結 論	個人の氏名、印影、住所、電話番号及びファクシミリ番号を非公開としたことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 個人の氏名、印影、住所、電話番号及びファクシミリ番号は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 個人の氏名、印影、住所、電話番号及びファクシミリ番号は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 228 号）		

情報公開審査会答申第 229 号の概要

件 名	県立伊勢原射撃場リフト設置工事執行関係書類一部非公開の件（諮問第 193 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、次のとおりである。 - 平成 10 年 10 月 26 日付けで教育委員会あてに提出した、平成 9 年度に教育委員会が執行した特定の県立射撃場の動く歩道工事（以下「本件工事」という。）に関する契約書等執行書類一切の公文書に係る行政文書公開請求書（以下「平成 10 年請求書」という。） - 平成 10 年 11 月 20 日付け決定通知書（以下「平成 10 年決定通知書」という。） - 平成 10 年 11 月 30 日付け異議申立書（以下「平成 10 年異議申立書」という。） - 平成 10 年 12 月 7 日付け諮問に関して提出した意見書及び資料 - 平成 9 年度に教育委員会が執行した本件工事に関する契約書等執行書類一切の公文書（以下「平成 9 年度執行書類」という。）		
請 求 年 月 日	平成 13 年 4 月 6 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 4 月 20 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（経理課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非 公 開 理 由	- 個人に関する情報であるため - 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 5 月 24 日		
審 査 会 の 結 論	執行何票・支出命令票及び完成払用の請求書のうち、施工した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	- 条例第 5 条第 1 号該当性について 次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。 - 平成 10 年請求書のうち、請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号 - 平成 10 年決定通知書のうち、文書のあて名（請求者氏名） - 平成 10 年異議申立書のうち、異議申立人の住所、氏名、年齢、連絡先、電話番号、ファクシミリ番号及び印影 - 平成 9 年度執行書類のうち、次の情報 - 現場代理人設置届のうち、現場代理人住所及び氏名 - 現場代理人経歴書のうち、工事名称を除く部分 - 主任技術者等設置（変更）届のうち、主任技術者等住所 - 主任技術者経歴書のうち、主任技術者住所、学歴（最終）、職歴、工事経歴及び資格（建設業法施行規則別表（二）に掲げる資格等の区分に該当するものを除く。） - 見積書のうち、代理人の氏名及び印影 - 委任状 - 条例第 5 条第 2 号該当性について - 当審査会が見分したところ、平成 9 年度執行書類のうちの次の情報は、施工した業者（以下「本件法人」という。）に対する本件工事に係る代金の振込先として記載されていることが認められる。 - 執行何票・支出命令票のうち、本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「執行何票口座情報」と総称する。） - 前金払用の請求書のうち、本件法人の預入金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号（以下「預入金融機関名等」と総称する。）		

審査会の 判断理由 (続 き)	ウ 完成払用の請求書のうち、本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号（以下「請求書口座情報」と総称する。） また、預託金融機関名及び支店名（以下「預託金融機関名等」と総称する。）は、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）第 25 条及び第 26 条第 6 号の規定により担保として提供された保証証書（前払金保証）に記載されていることが認められる。 したがって、執行何票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、執行何票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。 (2) 請求書口座情報は、本件法人が施工した本件工事に係る代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、執行何票口座情報は請求書口座情報を転記したものである。このような情報管理の実態を考慮すると、執行何票口座情報及び請求書口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。 (3) 預託金融機関名等は、本件法人が本件工事を実施機関と契約するに当たり、財務規則第 25 条及び第 26 条第 6 号の規定により担保として提供された保証証書（前払金保証）に記載されているものであり、保証証書（前払金保証）という文書の性格等を考慮すると、預託金融機関名等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 また、預入金融機関名等は、前金払用の請求書に記載されたものであるが、前金払いは保証証書（前払金保証）の提供と引き換えに行われるもので、預入金融機関名等は、預託金融機関名等と同様に、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件法人は、預入金融機関名等及び預託金融機関名等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 (4) 以上のことから、預入金融機関名等及び預託金融機関名等は、条例第 5 条第 2 号本文に該当するが、執行何票口座情報及び請求書口座情報は、同号本文に該当しない。
答申年月日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 229 号）

情報公開審査会答申第 230 号の概要

件 名	弁護士との訴訟委託契約に関する文書一部非公開の件（諮問第 194 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、スポーツ課における特定の弁護士他と訴訟委託契約等に関する文書一切（支払について）及びスポーツ課における弁護士が関わった訴訟文書に関する文書一切（文書について）である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 4 月 25 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 5 月 9 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（スポーツ課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非 公 開 理 由	1 特定の個人が識別されるため 2 事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 16 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 5 月 24 日		
審 査 会 の 結 論	特定の事件の弁護士報酬伺いのうち、被告訴訟代理人弁護士（以下「本件弁護士」という。）に対する弁護士報酬の振込先口座の名義人の名称は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件弁護士の住所、郵便番号及び電話番号は、本件弁護士の事業所の所在地、郵便番号及び電話番号ではなく、本件弁護士の自宅の住所、郵便番号及び電話番号であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）本件請求対象文書には、本件弁護士に対する弁護士報酬の振込先として金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、本件口座情報は、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報であり、事業を営む個人に関する情報であると認められる。 しかしながら、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件口座情報の管理状況について検討する。 （2）本件口座情報は、本件弁護士に対し教育委員会が弁護士報酬を支払うに当たり、その振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、弁護士報酬の執行何兼支出命令票という文書の性格等を考慮すると、本件口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。 このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件弁護士は、本件口座情報を原則として本件弁護士が事業活動を行う上で内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 ただし、本件口座情報のうち、口座名義人の名称については、当審査会が見分したところ、本件弁護士の氏名及び事業所の名称であることから、口座名義人の名称を公開しても本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のことからすると、本件口座情報は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 230 号）		

情報公開審査会答申第 231 号の概要

件 名	損害賠償請求事件の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一部非公開の件 (諮問第 228 号)		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の事件（以下「本件事件」という。）の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一切である。		
請 求 年 月 日	平成 14 年 5 月 27 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 14 年 6 月 10 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（法務文書課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	特定の個人が識別されるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 14 年 6 月 19 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 14 年 7 月 2 日		
審 査 会 の 結 論	訴訟事件等報償金（着手金）の支払についての伺いのうち、被告訴訟代理人弁護士（以下「本件弁護士」という。）に対する着手金の振込先口座の名義人の名称は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （１）条例第 5 条第 1 号本文該当性について 民事訴訟に係る訴訟記録は、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であることから、類似事件の事件番号（以下「類似事件番号」という。）を公開すると、類似事件番号に係る訴訟記録を閲覧することができ、その結果、類似事件の訴訟提起者である特定の個人が識別され得ることが認められる。したがって、類似事件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。 （２）条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について 本件事件の訴訟記録は、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であるが、類似事件番号については、実施機関が、本件事件に類似していると判断した事件の番号であるため、本件事件の訴訟記録に記載されている情報ではない。したがって、類似事件番号は、同号ただし書アには該当しない。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （１）本件請求対象文書には、本件弁護士に対する着手金の振込先として金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件口座情報」と総称する。）が記載されていることが認められる。 したがって、本件口座情報は、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報であり、事業を営む個人に関する情報であると認められる。 しかしながら、事業を営む個人の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件口座情報の管理状況について検討する。 （２）本件口座情報は、本件弁護士に対し知事が着手金を支払うに当たり、その振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、着手金の執行伺兼支出命令票という文書の性格等を考慮すると、本件口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。		

審査会の 判断理由 (続 ぎ)	このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件弁護士は、本件口座情報を原則として本件弁護士が事業活動を行う上で内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 ただし、本件口座情報のうち、口座名義人の名称については、当審査会が見分したところ、本件弁護士の氏名及び事業所の名称であることから、口座名義人の名称を公開しても本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のことからすると、本件口座情報は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。
答申年月日	平成17年2月7日（答申第231号）

情報公開審査会答申第 232 号の概要

件 名	急傾斜地崩壊防止工事施工同意書一部非公開の件（諮問第 269 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された特定の場所に係る急傾斜地崩壊防止工事の着工に際して、土地所有者等の関係者から提出された急傾斜地崩壊防止工事施工同意書である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 7 月 10 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 7 月 14 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（土木事務所）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 9 月 11 日		
不 服 申 立 の 趣 旨	一部非公開処分のうち、同意者が施工区域名の下に任意に記載した工事の範囲を明らかにする情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める。		
不 服 申 立 の 理 由	1 本件非公開情報は、公共工事である急傾斜地崩壊防止工事の範囲を特定するために必要な情報であり、このような情報は、個人情報ではない。 2 また、本件非公開情報が仮に個人情報であるとしても、公共工事である急傾斜地崩壊防止工事の実施に当たり、工事範囲を特定する情報として、自治会の回覧文書にも記載されている情報であり、特に工事の着工に際しては、工事を知らせる看板に記載され、誰にでも見ることができる状況にあることから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当するので、公開すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 10 月 6 日		
審 査 会 の 結 論	本件非公開情報は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	< 条例第 5 条第 1 号該当性について > 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件非公開情報は本件請求対象文書に関する工事の範囲を特定するために記載された特定の個人名であり、特定の個人が識別できる情報であることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 当審査会が調査したところ、本件非公開情報と同種の情報が記載された文書は、本件請求対象文書の対象となった特定の急傾斜地崩壊防止工事に関する住民説明会において配布されているにとどまらず、他の住民をも含む特定の自治会全体において回覧されており、また工事の着工に際しては、工事を知らせる看板に本件非公開情報が記載されていることから、不特定多数の者が知り得る状態に置かれていたことが認められる。 したがって、本件非公開情報は、一般に公にされているものと解され、慣行として公にされている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当する。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 232 号）		

情報公開審査会答申第 233 号の概要

件 名	県立高等学校の運動部に係る活動計画・活動報告等不存在の件（諮問第 270 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の特定の課外クラブ活動（以下「本件クラブ活動」という。）に係る平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの月別活動計画及び活動報告（以下「本件活動計画等」という。）並びに公費等の扱いを含む部費の会計報告（以下「本件会計報告」という。）である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 9 月 4 日（受理）	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 9 月 17 日
諾 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（県立高等学校）
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 10 月 9 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件活動計画等の存否について （1）運動系の課外クラブ活動については生徒の事故に対する安全面に配慮した活動計画を事前に立てる必要性が高い。さらに活動の評価をすることによって活動内容の深化や充実を図るべく、本件活動計画等が作成されるものである。 （2）課外クラブ活動中に生徒の事故が発生した場合、学校から教育委員会、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）等に事故報告書とともに本件活動計画等を提出する必要がある、実際に本件クラブ活動中に事故があったとの情報を得ているので、本件活動計画等は作成されているはずである。 （3）本件活動計画等は当初より作成されていなかったと実施機関が説明しているが、課外クラブ活動中に生徒の事故が発生した場合、どのような扱いがなされるのか。 2 本件会計報告の存否について （1）課外クラブ活動に係る運営経費等の適正な取扱いについては、再三にわたって教育委員会から各県立高校長あてに通知されており、本件高校においても、学校長から職員に指導が徹底され、適切な点検が行われていなければならないはずだが、主な使途が部員の飲物、氷等の個人的経費であるので、会計報告の必要はないと判断したとの実施機関の説明に対しては、教職員に対する適切な指導がなされているか疑問を感じる。 （2）課外クラブ活動において徴収する部費や宿費等も保護者が負担している経費であり、学校徴収金の性格を持つことから、その適正な執行と管理は学校の責務である。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 10 月 15 日（受理）		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件活動計画等及び本件会計報告は存在しないとして公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件活動計画等の存否について 振興センターの災害共済給付制度の給付申請において、夏・冬休みなどの長期休業中の課外クラブ活動時の災害であれば、練習計画書などが添付書類として必要となる場合があり、実施機関も、実際に事故が発生したとき、活動計画・活動報告を文書化して振興センターに提出したことを認めているものの、本件公開請求の対象である平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの期間には事故が発生しなかったため、本件活動計画等を作成していないと説明している。 したがって、過去においては、実際に事故が発生し、活動計画・活動報告が必要となった場合にはじめて、本件高校が当該文書を作成した事例があったことが認められる。従来、活動計画・活動報告はこのように取り扱われていたものであり、本件公開請求の対象である平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの期間には事故が発生しなかったため、本件活動計画等を作成した事実がなく、存在しないとする実施機関の説明は、不合理とは認められない。 2 本件会計報告の存否について 平成 14 年度の本件会計報告が作成されていなかったことは教育委員会が通知した事務処理を怠ったことにほかならない。しかし、本件クラブ活動の部費の主な使途が飲物・氷等の個人的経費であり、公費が投入されていないため、会計報告の必要がないと本件クラブ活動の顧問が判断したことにより当該文書が作成されなかったことは、通知の趣旨を踏まえた上での意図的な不作為やけ怠の結果によるものではなく、会計説明責任をわきまえないまま		

	の、所要手続の放置によるものと考えられる。したがって、平成 14 年度の本件会計報告が作成されておらず、また、平成 15 年度の本件会計報告がこれから作成されるものであるため、いずれも存在しないとの実施機関の説明は首肯できる。
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 233 号）

情報公開審査会答申第 234 号の概要

件 名	海岸保全区域一時使用届等一部非公開の件（諮問第 273 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の日に特定の町の海岸で行われた煙火打上げ（以下「本件煙火打上げ」という。）に関して特定の株式会社（以下「本件株式会社」という。）から神奈川県の特定の土木事務所長（以下「本件土木事務所長」という。）へ提出された海岸使用届及びその添付書類である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 9 月 24 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 10 月 8 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（土木事務所）
非公開根拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 15 年 12 月 1 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当の点について〉 1 実施機関は、本件株式会社の社員の氏名（以下「本件社員氏名」という。）は条例第 5 条第 1 号に該当する旨説明するが、本件社員氏名が本当に実在する社員の氏名であるか否かは、本件請求対象文書の内容からでは分らない。 2 本件社員氏名が公開されたとしても、直ちにその人物のプライバシーを明らかにすることは不可能であり、公開したところで個人のプライバシー侵害は起こり得ない。 3 民間企業では、社員が名札や社員証を着けたり、電話で名乗るなど、自分の名前を公表することは企業の一員として当然のことであり、民間では公開することが社会常識である。 4 東京地裁平成 8 年（行ウ）第 31 号判決及び東京高裁平成 9 年（行コ）第 25 号判決を確認したが、実施機関が説明するような、民間企業が作成したものは判例違反とはなり得ないというようなき弁は認められていない。		
諮問年月日	平成 15 年 12 月 19 日		
審 査 会 の 結 論	本件煙火打上げに関して本件株式会社から本件土木事務所長へ提出された海岸使用届及びその添付書類のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 1 海岸使用届に本件株式会社の連絡先として記載された社員の氏名 2 添付書類のうち、花火打上のお知らせに記載された本件株式会社の社員の氏名		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、同号本文に該当すると判断する。 （1）海岸使用届に本件株式会社の連絡先として記載された社員の氏名 （2）添付書類のうち、花火打上のお知らせに記載された本件株式会社の社員の氏名 2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について （1）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について ア 当審査会において本件請求対象文書を見分したところ、海岸使用届の連絡先に記載された本件株式会社の社員の氏名は本件煙火打上げに関して本件株式会社の連絡先として記載されたものであり、また、添付書類のうち、花火打上のお知らせは本件株式会社が町内会長あてに提出した本件煙火打上げに関する案内文書であることが認められる。花火打上のお知らせに記載された本件株式会社の社員の氏名の欄には連絡先とは記載されていないが、記載されている内容からすると、本件株式会社の社員の氏名は本件煙火打上げに関して本件株式会社を代表するものとして記載されており、海岸使用届の連絡先とともに本件煙火打上げに関する問合せ等の担当者として公にされているものと解される。したがって、本件社員氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。 イ なお、不服申立人が引用する東京地裁平成 8 年（行ウ）第 31 号判決等は、特定の地方公共団体の職員の職及び氏名について非公開とする理由はないと判断したものであり、公務員の氏名ではない本諮問案件の判断には影響しないものと考える。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 234 号）		

情報公開審査会答申第 235 号の概要

件 名	特定の宗教法人に係る事務所備付書類一部非公開の件（諮問第 277 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の宗教法人（以下「本件法人」という。）から提出のあった事務所備付書類（直近の分）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 15 年 12 月 12 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 15 年 12 月 25 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（学事振興課）
非公開根拠 条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため 2 当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 16 年 2 月 16 日（受理）		
不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分のうち、財産目録（以下「本件一部非公開文書」という。）の基本財産の土地の備考欄に記載された情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開並びに平成 15 年 3 月期「収支計算書」、平成 15 年 3 月 31 日現在「貸借対照表」、「境内建物に関する書類」及び「事業に関する書類」（以下「本件不存在文書」と総称する。）の公開を求める。 なお、不服申立人は、当審査会の指名委員による口頭での意見聴取の中で、責任役員名簿の公開についても、当初から不服申立ての趣旨に含んでいると主張している。		
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件非公開情報は所在地であると推測されるが、不動産登記簿により公に供覧されている情報であるので、公開したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを新たに生じさせるものではない。 責任役員名簿の情報は、町内会員であれば当然に分かることであり、非公開となるのは問題である。 人の信教の自由を保障することは、人の生活を保護することであり、条例第 5 条第 2 号ただし書に該当するのではない。 2 実施機関は、宗教法人法（以下「法」という。）第 25 条第 3 項及び第 5 項の規定があるため、本件非公開情報を条例第 5 条第 7 号により非公開としているが、実施機関に提出された宗教法人の事務所備付書類の写しの閲覧請求ができる者の範囲は法第 25 条第 3 項で閲覧請求できる者の範囲と何ら変わるものではなく、条例第 5 条第 7 号に該当しない。 3 犯罪を正すことは「正当な目的」であり、そのための閲覧には「正当な利益」があるので、条例第 7 条に該当するとも考えられる。 4 本件不存在文書は、法第 25 条第 4 項において、宗教法人が提出しなければならないと定められているので、本件不存在文書が存在することは明らかである。また、本件法人は収支計算書を作成しているし、公益事業以外の事業も行っており、法で提出しなくてよいとされている場合に当たらない。 本件公開請求に対する行政文書一部公開決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）で本件不存在文書の存否について触れていないのは条例違反である。		
諮 問 年 月 日	平成 16 年 2 月 26 日		
審 査 会 の 結 論	1 本件非公開情報のうち、宗教法人の事務所の所在地の地番は、公開すべきである。 2 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として代表役員名簿及び責任役員名簿並びに財産目録を特定したことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 不服申立ての対象について 不服申立書には、「異議申立てに係る処分のうち、公開することができない部分とされた財産目録のうち基本財産の土地の備考欄の部分を取り消すとの決定を求める」と記載されており、また、非公開等理由説明書に対して不服申立人が提出した意見書の記載からも、責任役員名簿の公開が不服申立ての対象であるとは認められない。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）条例第 5 条第 2 号本文該当性について ア 境内地は、法第 2 条及び第 3 条において、宗教法人が宗教の教義をひろめ、儀式行事		

審査会の 判断理由 (続 き)	を行い、及び信者を教化育成するという目的のために必要な固有の土地であると規定されており、境内地に関する情報は、宗教法人にとって非常に重要な内部情報であると認められるので、公開すると、宗教法人の自由な宗教活動の妨害や自立的な運営への干渉が行われるなど、宗教上の活動に不利益を生ずるおそれがあると認められる。したがって、提出された事務所備付書類の写しに記載された情報のうち、登記事項等の公知の事項以外の情報は、公開すると本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 イ 当審査会において本件非公開情報を見分したところ、一部に事務所の所在地の地番が記載されていることが認められるが、当該情報は、法第 52 条の登記事項であることから、公開されたとしても本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 しかし、当該情報以外の情報については、登記事項ではなく一般には知り得ない情報であることから、公開すると、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 (2) 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について 本件非公開情報は、宗教法人の境内地に関する情報であり、人の生活等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しない。 3 条例第 5 条第 7 号該当性について 本諮問案件は処分時の状況によって判断したものであるが、法第 25 条第 4 項に基づく事務は法定受託事務であることから、平成 16 年 2 月 19 日に処理基準が定められており、提出書類は登記事項等の公知の事項を除き、原則として非公開の取扱いとされている。 条例第 5 条第 7 号は「法令等の規定又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報」については、非公開とすることを規定しており、本諮問案件の答申時においては、本件非公開情報は、条例第 5 条第 7 号にも該当する。 4 条例第 7 条該当性について 本件非公開情報は、宗教法人の境内地に関する情報であり、前記 2（1）アで述べた、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があるとは認められず、実施機関が条例第 7 条による公開をしなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。 5 本件不存在文書の存在について (1) 当審査会が、本件法人から実施機関に提出された提出書類の有無等を記載した書類を見分したところ、本件不存在文書は提出書類とされていないことが認められる。また、本件法人の規則を見分したところ、公益事業及び公益事業以外の事業の種類及び管理運営に関する事項の記載はない。したがって、本件法人に本件不存在文書の作成義務があるか否かはともかくとして、本件法人から本件不存在文書は提出されていないので存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。 (2) また、不服申立人は、本件決定通知書で本件不存在文書の存否について触れていないのは条例違反である旨主張している。 しかし、本件公開請求においては、本件法人から提出のあった事務所備付書類（直近の分）が請求対象文書であり、文書名を特定した請求ではない。このような請求において、該当する文書が全く存在しない場合には、請求対象文書が存在しないものとして公開拒否決定を行うこととなるが、該当する文書が存在する場合には、存在する文書のみを請求対象文書として特定して公開か非公開かの決定を行うこととなるのであり、その余の文書について、存在しないものとして公開拒否決定を行うことまでは要しないものと解される。 したがって、実施機関が本件決定通知書で本件不存在文書の存否に触れていないことは、条例に違反しているとはいえない。
答申年月日	平成 17 年 2 月 7 日（答申第 235 号）

情報公開審査会答申第 236 号～第 251 号の概要

件 名	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等（一部）非公開の件（その 1 ～その 16） （諮問第 293 号～第 308 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 16 年 4 月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書である。		
請 求 年 月 日	平成 16 年 3 月 15 日ほか	諾 否 決 定 年 月 日	平成 16 年 3 月 29 日ほか
諾 否 の 決 定 内 容	非公開（文書不存在を含む） 及び一部非公開	実 施 機 関	教育委員会（教職員課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る。 2 県の機関内部における検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 3 県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。 4 次の文書は、取得又は作成しておらず、存在しないため。 （1）県立高等学校及びその校長作成の報告書、意見書その他関連文書一切（以下「校長等作成の意見書等」と総称する。） （2）高校人事班及び高校人事企画担当者作成の検討メモ、検討参考資料、説明文書及び指示文書並びに関係文書一切のうち、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表を除く文書（以下「高校人事班等作成の検討文書等」と総称する。） （3）高校人事担当課長代理及び教職員課長による人事異動（中間）案、検討メモ、説明・指示文書及びこれらに関する検討・参考資料一切（以下「課長代理等作成の検討文書等」と総称する。）		
不 服 申 立 年 月 日	平成 16 年 5 月 31 日		
不 服 申 立 て の 趣 旨	本件請求対象文書のうち、次の部分を非公開とした処分の取消しを求める。 1 高校人事企画担当職員が作成した県立高校校長からのヒアリングメモ（以下「校長からのヒアリングメモ」という。） 2 校長等作成の意見書等 3 高校人事班等作成の検討文書等 4 平成 16 年 4 月 1 日付け県立高等学校教職員人事異動に係る第 2 次内示の実施についての伺いのうち、内示数が特定される部分及び内示書（以下「内示書等」と総称する。） 5 課長代理等作成の検討文書等		
不 服 申 立 て の 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当の点について （1）校長からのヒアリングメモのうち、特定の教員の氏名のみ非公開とすれば足りるものであり、非公開により保護される校長個人の利益は保護されるべきではない。 （2）職員現況・意向調書の複写部分を含んだものが、校長からのヒアリングメモであり、職員現況・意向調書の内容も不服申立ての対象に含まれる。職員現況・意向調書の複写部分以外も職員現況・意向調書の内容も、人事異動担当者の職務遂行に関する部分であり、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。健康状態の部分についても、過労に耐えない等の記載がある場合があり、同号ただし書エに該当する。 （3）内示書等のうち、条例第 5 条第 1 号に該当するとして非公開とした部分は、不服申立ての対象には含まない。 2 条例第 5 条第 3 号該当の点について 内示書等は、公開された方が、その転任対象者を含めて率直な意見交換ができ、また、教育委員会内部の独断的な判断をいくらかでも減らすことができ、その中立性が保たれる。		

不服申立ての理由 (続 き)	3 条例第5条第4号該当の点について (1) 教育委員会は、校長からのヒアリングメモを非公開とした理由を具体的に説明するべきである。 (2) 人事の円滑さより人事の公正性の方が重要であり、チェック機能が働かないのが現在の状況である以上、内示書等を非公開とすることよりも、不公正な人事が行われることを防ぐためにも公開すべきである。 4 時限性公開について 内示書等は、それが内示書として確定した時点以降は公開されるべきであり、異動内容が公表される前であっても公開するべきという趣旨で不服申立てを行っている。 5 文書が存在しないことについて (1) 校長等作成の意見書等については、教職員需給調査表以外に加配等に関する意見書が平成15年9月頃提出されているはずである。 また、転任希望者に対し校長が聞き取りを行った際に校長が作成したヒアリングメモ(以下「校長作成のヒアリングメモ」という。)が存在するはずである。 (2) 教育委員会は、高校人事班及び高校人事企画担当者作成の検討メモ、検討参考資料、説明文書及び指示文書並びに関係文書一切という請求に対して、校長からのヒアリングメモを特定しているが、当該文書以外に他の文書もあるはずである。 (3) 県立高等学校教員の人事権は、教職員課長に与えられており、現に下作業を行う高校人事グループには高校人事担当課長代理が含まれている以上、教職員課長及び高校人事担当課長代理が、転任に関する文書を全く作成しないということとはあり得ない。
諮問年月日	平成16年7月30日
審査会の結論	1 校長からのヒアリングメモを非公開としたことは、妥当である。 2 内示書等を、処分時において非公開としたことは、妥当である。 3 実施機関が、校長等作成の意見書等、高校人事班等作成の検討文書等及び課長代理等作成の検討文書等を取得又は作成していないため、存在しないとして公開を拒んだことは、相当である。
審査会の判断理由	1 条例第5条第1号該当性について (1) 条例第5条第1号本文該当性について 校長からのヒアリングメモは、高校人事企画担当職員が、県立高等学校長から異動に係るヒアリングを行う際、教員が転任の希望、家族状況、健康状態等を記載したものである職員現況・意向調書を複写し、その余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆し、職員現況・意向調書の複写部分の上にも、矢印、マーカーなどを記しているものである。これらの情報は、教員に関する校長意見や評価等を含むものであり、職員現況・意向調書の複写と一体となっていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、同号本文に該当する。 (2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について ア 校長からのヒアリングメモのうちの職員現況・意向調書の複写部分に記載されている情報のうち、勤務期間に係る情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、高校人事企画担当職員がその余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆し、職員現況・意向調書の複写部分の勤務期間に係る情報の上にも、矢印、マーカーなどを記しているものであって、職員現況・意向調書の本体に記載されている勤務期間に係る情報とは異なり、むしろ、当該公務員の身分取扱いに関する情報と解される。したがって、当該情報は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しない。 イ 校長からのヒアリングメモのその他の情報については、人事管理上の必要から記載された教員の身分取扱いに関する情報であるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しない。 (3) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について 健康状態の悪い教員にとって本件請求対象文書が公開されたとしても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することにはならないので、同号ただし書エに該当しない。

審査会の 判断理由 (続 き)	2 条例第5条第3号該当性について 当審査会が内示書等の取扱いについて調査したところ、内示書等は、4月1日付け人事異動に係る辞令交付に先立ち、校長及び教職員に対し、内々で示すために作成されるものであり、辞令交付がなされる前にあっては、組み替えたり、調整したりすることがあり、確定した情報ではないことが認められる。 このような内示書等の性質を考慮すると、内示書等が辞令交付前に公開されることとなると、生徒、保護者、教職員をはじめとする県民に不当不要な予見を与え、混乱を招くおそれがあり、また、校長もそのような状況の中にあっては、率直な意見を高校人事企画担当職員等に伝えることが困難となることが予想される。したがって、内示書等は、条例第5条第3号に該当する。 3 文書が存在しないことについて (1) 校長等作成の意見書等について 実施機関が、加配等に関する意見書及び教職員需給調査表を、本件公開請求には含まないと解したことが、不合理であるとはいえない。 校長作成のヒアリングメモが提出された事実はないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。 (2) 高校人事班等作成の検討文書等について 当審査会が調査したところ、実施機関は、高校人事班等作成の検討文書等として校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表を特定し、同年4月7日付けで、校長からのヒアリングメモについては公開拒否決定を行い、つなぎ表については一部公開決定を行っていることが認められる。そして、校長からのヒアリングメモを教科や地域等の諸要素を勘案して並べ替えたり、つなぎ表を作成することにより、教員の異動に関する検討を行うことは手法として十分考えられるものである。したがって、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに教員の異動に関する検討を行っており、それ以外の文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。 (3) 課長代理等作成の検討文書等について 高校人事担当課長代理及び教職員課長は、教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、教員の異動について検討文書及び説明文書を作成する任務に当たっていないことが窺える。したがって、高校人事担当課長代理及び教職員課長自らが教員の異動について検討文書等を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。
答申年月日	平成17年2月7日(答申第236号～第251号)

情報公開審査会答申第 252 号の概要

件 名	訴訟代理人選任何い一部非公開の件（諮問第 179 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、法律顧問以外の弁護士に対して訴訟委任している事件の訴訟代理人選任の起案文書（平成 10 年 4 月 30 日付け起案文書〈以下「4 月文書」という。〉）、平成 12 年 6 月 26 日付け起案文書〈以下「6 月文書」という。〉及び平成 13 年 1 月 15 日付け起案文書〈以下「1 月文書」という。〉）である。		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 2 月 7 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 2 月 21 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（法務文書課）
非 公 開 根 拠 条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非 公 開 理 由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 争訟に関する事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 2 月 26 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	条例第 5 条第 1 号、第 4 号、第 6 条の適用及びその理由は誤りで、本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。 個人情報に記載されている行政文書であっても、条例第 1 条及び第 2 条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報のみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務がある。 条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報の公開も広く行われるべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 3 月 13 日		
審 査 会 の 結 論	法律顧問以外の弁護士に対して訴訟委任している事件の訴訟代理人選任の起案文書の非公開部分のうち、裁判所の名称、所在地、電話番号、最寄駅、法廷名等は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （１）条例第 5 条第 1 号本文該当性について ア 本件請求対象文書のうち、次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当する。 （ア）県職員の氏名、所属名、職名及び職員番号 （イ）原告、控訴人及び申立人の住所、氏名、続柄等 （ウ）弁護士の健康状態、本籍及び現住所 イ 民事訴訟に係る訴訟記録は、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であることから、当該事件を特定又は推測できる情報を公開すると、当該事件に係る訴訟記録を閲覧することができ、その結果、当該事件の訴訟提起者である特定の個人が識別され得ることが認められる。したがって、本件請求対象文書のうち、次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であることから、同号本文に該当する。 （ア）事件番号、申立事件番号 （イ）第 1 審判決言渡日 （ウ）訴訟及び控訴提起の理由が記載された部分又は推測される部分 （エ）4 月文書のうち、事件名、事件概要の「事案の概要及び審理経過」欄、控訴状（写し）のうちの訴訟物の価格及び帖用印紙額 （オ）1 月文書のうち、事件発生場所、事件発生場所が推測され得る情報、「請求の趣旨」欄及び「請求の原因」欄		

- ウ 6月文書のうち、事件概要及び訴状（写し）の大半については、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、同号本文に該当する。
- エ 裁判所の名称、所在地、電話番号、最寄駅、法廷名等については、現時点においては、これらの情報をもとに裁判所に照会したとしても、裁判所は事件を特定し得ず、当該事件の原告、控訴人又は申立人が明らかになるとは認められない。したがって、これらの情報は特定の個人が識別され得るとまでは認められず、同号本文に該当しない。
- オ 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報の公開も広く行われるべきと主張しているが、条例第12条第1項は任意的な機会付与を規定したもので義務ではなく、また、本諮問案件は同条第2項には該当しないことから、条例違反とはいえない。
- (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について
- 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報のみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。
- しかしながら、同号は、本文で個人情報は明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることからすると、ただし書に該当しない限り、非公開となることは明らかであるので、以下、ただし書該当性について検討する。
- ア 条例第5条第1号ただし書ア該当性について
- 民事訴訟に係る訴訟記録は、民事訴訟法第92条第1項による閲覧の制限がない限り、何人でも閲覧することができる文書であるが、閲覧するためには事件を特定する必要がある。本件請求対象文書は、事件が特定される情報を非公開としているため、本件請求対象文書に係る訴訟記録を特定することはできず、閲覧することができない。したがって、本件請求対象文書は、同号ただし書アには該当しない。
- イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
- (ア) 県職員の氏名については、職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。
- (イ) 弁護士名鑑に掲載されている弁護士の住所については、慣行として公にされている情報であると認められるが、6月文書に記載された弁護士の現住所については、弁護士名鑑に掲載されている弁護士の住所とは異なるため、慣行として公にされている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。
- ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について
- (ア) 県職員の所属名及び職名については、訴訟関係事務を担当する職員としての職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当する。
- (イ) 職員番号は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。
- エ 原告及び控訴人の識別につながるただし書該当情報について
- 県職員の氏名についてはただし書イ、県職員の所属名及び職名についてはただし書ウに該当するが、当該情報は、それ以外の部分の情報と照合することにより事件を特定することができ、その結果、原告及び控訴人が識別され得ることとなる情報であると認められるため、県職員の氏名、所属名及び職名は、公開することはできないものと判断する。
- 2 条例第5条第4号該当性について
- 当審査会が調査したところ、6月文書に係る訴訟については既に終結していることが認められる。したがって、6月文書のうちの事件概要は、現在係属中の訴訟における県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第4号には該当しない。

審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)	3 条例第6条第1項該当性について 本件請求対象文書については、当審査会が非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容を考慮するとその他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当する。
答 申 年 月 日	平成 17 年 3 月 28 日（答申第 252 号）

情報公開審査会答申第 253 号の概要

件 名	県立伊勢原射撃場改築工事に関する執行関係書類一部非公開の件（諮問第 196 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、平成 5 年度から 8 年度までに執行した県立伊勢原射撃場改築工事（以下「本件工事」という。）に関する契約書等執行書類一切の公文書である。		
請 求 年 月 日	平成 13 年 4 月 4 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 4 月 19 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（総務室）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非 公 開 理 由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 4 月 24 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	1 本件請求対象文書を一部非公開とした処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 2 本件公開請求対象には、工事の主要な図面（以下「主要図面」という。）が含まれるが、実施機関は本件公開請求の対象から外した。主要図面は、工事金額積算に必要なもので、工事関係者から見ると、本件公開請求の対象に含まれることは常識である。また、情報公開課職員は、主要図面の所管課が総務部建築工事課であり、行政文書の公開請求書に記載されている所管室課所が総務部総務室であることから、主要図面は本件公開請求の対象に含まれないものと決めつけたが、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）は行政文書の公開請求書を実施機関に提出することを定めており、所管室課所名が仮に間違っているとしても、実施機関名に誤りがない限り公開請求は有効であると判断すべきである。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 5 月 29 日		
審 査 会 の 結 論	1 平成 5 年度から 8 年度までに執行した本件工事に関する契約書等執行書類一切の公文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 （1）前金払いに係る執行何票・支出命令票及び前金払用の請求書のうち、施行した業者（以下「本件法人」という。）の振込先口座の口座名義人の名称 （2）完成払い等に係る執行何票・支出命令票並びに完成払用及び中間払用の請求書のうち、本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称 2 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として工事の主要な図面を特定しなかったことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について 次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 （1）現場代理人設置届のうち、現場代理人住所及び氏名 （2）現場代理人経歴書 （3）主任技術者等設置（変更）届のうち、主任技術者等住所 （4）主任技術者経歴書のうち、主任技術者住所、学歴（最終）、職歴、工事経歴及び資格（建設業法施行規則別表（二）に掲げる資格等の区分に該当するものを除く。） （5）資格証明書のうち、本籍及び住所 （6）入札書のうち、代理人の氏名及び印影 （7）委任状 （8）設計図面のうち、担当者の印影 2 条例第 5 条第 2 号該当性について （1）当審査会が確認したところ、次に掲げる情報は、本件法人が施工した本件工事に係る代金の振込先として記載されていることが認められる。 ア 前金払いに係る執行何票・支出命令票のうち、本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「前金払いに係る執行何票口座情報」と総称する。）		

審 査 会 の
判 断 理 由
(続 き)

イ 完成払い等に係る執行伺票・支出命令票のうち、本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「完成払い等に係る執行伺票口座情報」と総称する。）

ウ 前金払用の請求書のうち、本件法人の預入金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「預入金融機関名等」と総称する。）

エ 完成払用及び中間払用の請求書のうち、本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「請求書口座情報」と総称する。）

また、保証証書（前払金保証）のうち、預託金融機関名及び支店名（以下「預託金融機関名等」と総称する。）は、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）第25条及び第26条第6号の規定に基づき担保として提供された保証証書（前払金保証）に記載されていることが認められる。

したがって、前金払いに係る執行伺票口座情報、完成払い等に係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、これらの情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

(2) 請求書口座情報は、本件法人が施工した本件工事に係る代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、完成払い等に係る執行伺票口座情報は請求書口座情報を転記したものである。このような情報管理の実態を考慮すると、完成払い等に係る執行伺票口座情報及び請求書口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

(3) 預託金融機関名等は、本件法人が本件工事を実施機関と契約するに当たり、財務規則第25条及び第26条第6号の規定に基づき担保として提供された保証証書（前払金保証）に記載されているものであり、保証証書（前払金保証）という文書の性格等を考慮すると、預託金融機関名等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

また、預入金融機関名等は、前金払用の請求書に記載されたものであり、前金払いに係る執行伺票口座情報は預入金融機関名等を転記したものであるが、前金払いは保証証書（前払金保証）の提供と引き換えに行われるもので、預入金融機関名等及び前金払いに係る執行伺票口座情報は、預託金融機関名等と同様に、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件法人は、前金払いに係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び預託金融機関名等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、預入金融機関名等及び前金払いに係る執行伺票口座情報のうち、口座名義人の名称については、本件行政文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(4) 以上のことから、前金払いに係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び預託金融機関名等は、口座名義人の名称を除いて、条例第5条第2号本文に該当するが、完成払い等に係る執行伺票口座情報及び請求書口座情報は、同号本文に該当しない。

審査会の 判断理由 (続 き)	3 主要図面の存否について (1) 当審査会が調査したところ、平成5年度から8年度までに執行した本件工事の執行は地方自治法施行規則第15条に規定する第15節工事請負費をもって行われていた。また、財務規則別表第3中「支出負担行為に必要な主な書類」又は「支出負担行為に係る債務が確定していることの確認に必要な主な書類」の欄にあるとおり、当該節の執行に際して、添付書類の一例として、主要図面を必ず添付するというような規定もなかった。このため、支出負担行為等の際に添付する必要があるため主要図面を管理していないとする実施機関の説明は、納得できる。 (2) また、不服申立人は、本件公開請求の対象には建築工事課が保管している主要図面をも含む旨主張しているが、閲覧後に総務室が建築工事課から情報提供できる旨伝えていることや、不服申立人が行政文書の公開請求書の行政文書を管理している室課所欄に総務室と記載していることからすると、建築工事課が保管する主要図面を本件公開請求の対象外と総務室が判断したことは、不合理とはいえない。
答申年月日	平成17年3月28日(答申第253号)

情報公開審査会答申第 254 号の概要

件 名	国体派遣旅費の通帳不存在の件（諮問第 206 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、教育庁管理部総務室（以下「総務室」という。）が保管する金融機関の通帳のうち国民体育大会派遣旅費を記帳したすべての通帳である。		
請 求 日 年 月 日	平成 13 年 7 月 24 日	諸 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 8 月 6 日
諸 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（総務室）
非 公 開 根 拠 条 項	—		
非 公 開 理 由	本件請求対象文書を管理しておらず、存在しないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 8 月 27 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を管理していないとして公開を拒んだ処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 9 月 12 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 1 実施機関は、総務室が保管する金融機関の通帳は教育庁 11 室課の給与に関する通帳を含め計 16 冊あるが、これらの中に国民体育大会派遣旅費を記載したものはないことから公開拒否とした旨説明している。 2 国民体育大会派遣旅費の支給事務については、平成 10 年度以前は教育庁教育部スポーツ課が行っており、平成 11 年度以降は財団法人神奈川県体育協会が行っていることから、総務室の事務ではないことが認められる。 3 国民体育大会派遣旅費の支給事務が総務室の事務ではないことから、国民体育大会派遣旅費を記載した金融機関の通帳を総務室が保管することは、通常考えられず、不服申立人からも、国民体育大会派遣旅費を記載した金融機関の通帳を総務室が保管していることについての具体的な説明等はない。 4 以上のことから、実施機関の説明には不合理な点は認められず、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 3 月 28 日（答申第 254 号）		

情報公開審査会答申第 255 号の概要

件 名	国体派遣旅費の通帳不存在の件（その 2）（諮問第 207 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、教育庁管理部経理課（以下「経理課」という。）が保管する金融機関の通帳のうち国民体育大会派遣旅費を記帳したすべての通帳である。		
請 求 日 年 月	平成 13 年 7 月 24 日	諸 否 決 定 年 月 日	平成 13 年 8 月 7 日
諸 否 の 決 定 内 容	公開拒否（文書不存在）	実 施 機 関	教育委員会（経理課）
非公開根拠 条 項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を管理しておらず、存在しないため		
不 服 申 立 年 月 日	平成 13 年 8 月 27 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書を管理していないとして公開を拒んだ処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 13 年 9 月 12 日		
審 査 会 の 結 論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈本件請求対象文書の存否について〉 1 実施機関は、経理課が保管する金融機関の通帳は計 3 冊あるが、これらの中に国民体育大会派遣旅費を記載したものはないことから公開拒否とした旨説明している。 2 国民体育大会派遣旅費の支給事務については、平成 10 年度以前は教育庁教育部スポーツ課が行っており、平成 11 年度以降は財団法人神奈川県体育協会が行っていることから、経理課の事務ではないことが認められる。 3 国民体育大会派遣旅費の支給事務が経理課の事務ではないことから、国民体育大会派遣旅費を記載した金融機関の通帳を経理課が保管することは、通常考えられず、不服申立人からも、国民体育大会派遣旅費を記載した金融機関の通帳を経理課が保管していることについての具体的な説明等はない。 4 以上のことから、実施機関の説明には不合理な点は認められず、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 3 月 28 日（答申第 255 号）		

情報公開審査会答申第 256 号の概要

件 名	換地計画認可申請書に添付された不換地処分同意書及び特別換地同意書非公開の件（諮問第 283 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、特定の土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）に係る換地計画認可申請書に添付された当該土地の権利者（以下「権利者」という。）から提出された不換地処分同意書及び特別換地同意書である。		
請 求 日 年 月 日	平成 16 年 4 月 16 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 16 年 4 月 27 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開	実 施 機 関	知事（農地課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非 公 開 理 由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 16 年 5 月 19 日		
不 服 申 立 て の 趣 旨	本件請求対象文書のうち、不換地処分同意書及び特別換地同意書を非公開とした処分の取消しを求める。		
不 服 申 立 て の 理 由	本件請求対象文書は神奈川県に提出された公文書であり、また、不服申立人は本件土地改良区に隣接しているため、換地処分の事実説明を受け、知る権利がある。		
諮 問 年 月 日	平成 16 年 5 月 27 日		
審 査 会 の 結 論	本件土地改良区に係る換地計画認可申請書一式のうち、不換地処分同意書は、公開すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 当審査会において本件請求対象文書を確認したところ、本件請求対象文書には権利者の氏名、印影及び住所、権利者が権利を有する土地の所在地等が記載されており、また、本件請求対象文書が提出されている場合は、既に公開されている権利者ごとに綴られた各筆換地等明細書の後に本件請求対象文書が添付されていることが認められる。したがって、本件請求対象文書は、氏名等の特定の個人が識別され得る情報を除いたとしても、どの権利者から提出されているかが明らかとなるので、全体が個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について （1）本件請求対象文書のうち、不換地処分同意書は、土地改良法（以下「法」という。）第 53 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、権利者が権利を有する土地について、換地を定めず金銭による清算を行うことに同意したため、提出された文書であることが認められる。権利者が換地を定めず金銭による清算を行うことに同意したことは、既に公開されている各筆換地等明細書に不換地処分に係る清算金が記載されていることにより明らかである。したがって、不換地処分同意書に記載されている情報は既に明らかとなっていることから、不換地処分同意書は慣行として公にされている情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。 （2）本件請求対象文書のうち、特別換地同意書は法第 53 条第 1 項の規定に基づき、権利者が特別換地の決定に同意したため、提出された文書であるが、既に公開されている各筆換地等明細書等に記載されている情報からは、当該権利者が特別換地の決定に同意したかどうかを知ることができない。したがって、特別換地同意書に記載されている情報は、既に公開されている各筆換地等明細書等から明らかとなっていないとは認められない。また、特別換地同意書が慣行として公にされている事実も認められない。以上のことから、特別換地同意書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。		
答 申 年 月 日	平成 17 年 3 月 28 日（答申第 256 号）		

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第 61 号の概要

件 名	特定の通信制高校の職員会議録一部不開示の件（諮問第 62 号）		
請 求 情 報 の 概 要	本件請求情報は、平成 13 年度に特定の通信制高校で起きた暴力事件に関する職員会議録に記録された情報のうち、自己を本人とする個人情報である。		
請 求 年 月 日	平成 15 年 5 月 8 日	決 定 年 月 日	平成 15 年 5 月 22 日
決 定 内 容	一部不開示	実 施 機 関	教育委員会
不 開 示 部 分	請求者に開示することにより、請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる部分、個人に対する指導、診断、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある部分及び事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報		
不 開 示 根 拠 条 項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号		
不 開 示 理 由	1 職員会議録に記載されている教職員の氏名や教職員の思想・心情が記載された部分は、不開示理由である個人情報に該当する。 2 不開示とした「継続している生徒の指導に関する内容」には職員会議における教職員の率直な情報や意見の交換が記録されており、請求者に対する指導や評価等に関する情報も含まれている。請求者は、当校の生徒であることから、不開示情報である職員会議の意見交換の記録や教職員の氏名を開示することは、職員会議における教職員相互の率直な情報又は意見交換に支障をきたすことになり、ひいては、請求者に対する今後の指導や評価等に著しい支障が生ずるおそれがある。 3 職員会議の率直な意見交換が記録されており、当該情報が開示されると、生徒に対する継続した指導に著しい支障が生ずるばかりでなく、今後、職員会議における協議が表面的なものになってしまうなどの支障を与え、学校運営における公正かつ適切な判断ができなくなるおそれが生じる。以上のことから、本件不開示情報を開示すると、請求者に対する指導だけでなく、高校において今後継続して行われる生徒指導の公正で円滑な遂行に支障をきたすおそれがある。		
異 議 申 立 年 月 日	平成 15 年 6 月 14 日	異 議 申 立 の 趣 旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異 議 申 立 の 理 由	1 教職員の氏名は開示できなくとも、職員会議における発言は職務におけるものであり、開示されるべきである。 2 教職員により捏造された暴力事件は、生徒指導という観点ではなく、「犯罪行為」という観点から判断すべきである。同事件は、人間の尊厳・名誉に関わることであり、一方的に職員会議の議題としながら、その内容を教職員以外の者にとって確認することができないことは、差別と名誉毀損を幫助している。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 7 月 17 日		
審 査 会 の 結 論	特定の通信制高校の職員会議録に記録された個人情報を実施機関が一部不開示とした処分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 当審査会が調査したところでは、本件職員会議録を含む職員会議録に関して、異議申立人が、別途、神奈川県情報公開条例に基づき実施機関に行政文書公開請求を行い、さらに、請求に対する決定における非公開部分について異議申立てを行い、平成 15 年 8 月 4 日付けで神奈川県情報公開審査会から答申（第 144 号）（以下「公開審査会答申」という。）がなされており、実施機関は同年 9 月 26 日付けで非公開部分の一部を公開していることが認められた。本件不開示情報のうち、公開審査会答申により、異議申立人に既に公開されている情報については、実施機関が開示することについて争いがないので、これを開示するものとする。		

審査会の 判断理由 (続 き)	2 本件職員会議録に記載された教職員の氏名は、異議申立人にとって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第 15 条第 4 項第 1 号前段に該当すると認められる。 同号後段で規定する「請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる」と認められるとき」に該当するか否かは、当該個人情報 の性質や内容、請求者と当該個人等との関係からみて、当該情報を不開示とすることが客観的にも期待され、その期待が正当であるなど、開示をすることにより、当該個人の正当な利益が侵されることになるか否かによって判断すべきである。そこで、当審査会が本件不開示情報を見分したところ、別表記載の教職員の氏名は、公開審査会答申により公開された部分により、異議申立人が同氏名を知っていることが明らかであり、また、これを開示することにより、当該教職員の正当な利益を害するとは認められないため、同号後段に該当しないことから、これを開示するものとする。しかし、別表に掲げる部分以外の教職員の氏名は、これを開示することにより、当該教職員の正当な利益を害することになると認められ、同号後段に該当する。 3 本件不開示情報（ただし、教職員の氏名を除く。）を、単なる事実記載部分と発言者の考え方や第三者に関する評価に関する部分とに区分して、前者の部分については、これを請求者に開示しても、指導、診断等に著しい支障が生ずるおそれがないものと判断する。 本件不開示情報の別表に掲げる部分以外のもの（ただし、教職員の氏名を除く。）については、指導等の内容や教職員の率直な意見交換の過程が記載されている部分と認められ、この部分が開示されると、継続している生徒に対する指導等を著しく困難にし、又は今後反復継続される同種の生徒指導等を行うことが困難になると認められる。したがって、この部分は、条例第 15 条第 4 項第 3 号後段に該当すると判断する。 4 本件職員会議録における不開示情報のうち別表以外のものについては、条例第 15 条第 4 項第 1 号及び第 3 号に該当するので、条例第 15 条第 4 項第 5 号については論ずるまでもない。
答申年月日	平成 16 年 8 月 27 日

個人情報保護審査会答申第 62 号の概要

件 名	特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件（その 2）（諮問第 65 号）		
請 求 情 報 の 概 要	本件請求情報は、特定教員の人事上の措置関係文書に記録された情報のうち、自己を本人とする個人情報である。		
請 年 月 日 求 日	平成 15 年 7 月 8 日	決 年 月 日 定 日	平成 15 年 9 月 5 日（延伸）
決 定 内 容	一部不開示	実 施 機 関	教育委員会（管理部教職員課）
不 開 示 部 分	1 聴取概要のうちの、校長及び教頭に対する事情聴取の概要 2 弁護士相談結果概要のうちの、弁護士の見解等 3 審査結果のうちの、（1）校長及び教頭の見解、（2）処分の基準が推測できる事項 4 措置伺いのうちの、処分の基準が推測できる事項		
不 開 示 根 拠 条 項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号		
不 開 示 理 由	1 請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。 2 個人の指導、評価に関する情報であって、当該指導、評価に著しい支障を生ずる。 3 人事管理に関する情報であって、当該業務の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある。		
異 議 申 立 年 月 日	平成 15 年 10 月 6 日	異 議 申 立 て の 趣 旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異 議 申 立 て の 理 由	1 校長及び教頭の発言等は、公務員としての公務に係るものであり、個人としてのものではなく、開示すべきである。 2 実施機関は、個人の指導、評価に関する情報であると説明するが、評価の基準は明確にすべきである。 3 処分基準が推測できる事項は、明確な事前周知事項であり、開示できないとすれば法治主義に反する。 4 人事の公正かつ円滑な実施には、人事管理に係る情報の公開が必要である。 5 弁護士の見解等は、実施機関の見解等に強い影響を与えるものであり、人事の公正かつ円滑な実施のために開示は不可欠である。		
諮 問 年 月 日	平成 15 年 10 月 23 日		
審 査 会 の 結 論	特定教員の人事上の措置関係文書に記録された個人情報を実施機関が一部不開示とした処分のうち、処分理由、処分の程度及び事務局処分案の一部は、開示すべきである。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性について 当審査会が調査したところ、聴取概要のうちの校長及び教頭に対する事情聴取の概要並びに審査結果のうちの校長及び教頭の見解は、異議申立人に関して発生した事故について、異議申立人の在職していた県立高等学校の校長及び教頭に行った事情聴取に係るものであり、実施機関が不開示とした部分は、校長及び教頭の自らの反省に立った心情を吐露する部分であることが認められる。 そして、このような校長及び教頭の自らの反省に立った心情を吐露する部分は、校長及び教頭にとっては他人に知られたくない情報に当たると解されることから、異議申立人に開示することにより、校長及び教頭の正当な利益を侵すことになると認められるので、条例第 15 条第 4 項第 1 合に該当すると判断する。 2 条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性について （1）審査結果のうちの処分の基準が推測できる事項及び措置伺いのうちの処分の基準が推測できる事項（以下これらを総称して「処分基準推測事項」という。）は、聴取概要等を参考にして、実施機関がまとめた情報であり、実施機関がこれらの情報を基に、人事上の措置を検討していることから、人事上の措置に関する内部的な審査基準が推測される情報であると認められる。		

審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)	人事管理においては非違行為の態様や被処分者の勤務態度につき適正な評価を下す必要があるが、当該情報の性質にかんがみると、これを開示した場合、率直な評価を妨げ、適正な評価に支障が生じ、適正かつ公正な判断に基づく人事上の措置の検討ができなくなるおそれがあり、また、今後、反復継続される同種の事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから条例第 15 条第 4 項第 5 号に該当すると判断する。 なお、処分基準推測事項のうち、処分理由の一部及び処分の程度の一部並びに事務局処分案の一部については、誰にでも推測可能な情報であり、処分の公正性の観点からも開示すべき情報であり、条例第 15 条第 4 項第 5 号に該当しないと判断する。 (2) 弁護士相談結果概要のうちの、弁護士の見解等については、その内容は一般的な質疑内容とはいえず、異議申立人の人事上の措置に関し、起こり得る争訟に係る具体的な相談内容が記載されており、実施機関がその見解を踏まえた上で判断し、対応することが予想される内容のものであることが認められる。また、当該事案については、人事上の措置が終了していないことも認められる。以上のことから、弁護士の見解等を開示すると人事上の措置に至るまでの内部的手続きや処分等の適否・軽重等を判断する基準等が推測されるおそれがあり、また、今後、反復継続される同種の事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 15 条第 4 項第 5 号に該当すると判断する。 3 条例第 15 条第 4 項第 3 号該当性について 聴取概要のうちの校長及び教頭に対する事情聴取の概要並びに審査結果のうちの校長及び教頭の見解は、前記 1 で述べたとおり、条例第 15 条第 4 項第 1 号に該当するので、同項第 3 号該当性については判断する必要はないと解される。 また、審査結果のうちの処分の基準が推測できる事項の一部並びに措置伺いのうちの処分の基準が推測できる事項の一部は、前記 2 で述べた条例第 15 条第 4 項第 5 号に該当すると判断した部分に含まれるので、同項第 3 号該当性については判断する必要はないと解される。
答 申 年 月 日	平成 17 年 3 月 22 日 (答申第 62 号)

3 情報公開運営審議会報告書

(1) 報告書

平成17年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

第11期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第11期（平成15～16年度）の任期の満了を迎えるに当たり、ここにこれまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

1 はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた16名の委員によって構成されています。

当審議会は、条例が県民の「知る権利」を実質的に保障する制度であることを基本認識とし、情報公開制度の運用状況等について任期中に計5回の会議を開催して、調査審議を行いました。今期は、「情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱い」及び「指定管理者制度における情報公開」についての審議を行うほか、平成16年10月に知事から諮問を受けた「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実」について審議を行いました。

審議の結果、「情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱い」については、2のとおりであり、「指定管理者制度における情報公開について」は、平成16年11月に中間報告書として提出し、「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実」については、平成17年3月に答申いたしました。

なお、今期の審議の概要は、別紙「第11期審議会の審議経過」のとおりです。

2 情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱いについて

例外的な大量請求に対する取扱い方策については、第10期運営審議会において、審議、検討を行い、平成13年度の中間報告として知事に提出しました。

県は、この報告に基づいて、明らかな害意が認められる請求や超大量請求などについての取扱いを定めた「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」を制定し、平成14年4月から施行しています。

ところで、最近、個別の請求自体は必ずしも上記要綱に定める不適正な大量請求に該当するとは認められないものの、多数の公開請求を行い、これらに対する諾否決定が全部公開の決定でない限り、その大半について不服申立てを行うといった例が見られるようになっていきます。

このような不服申立てを受けた実施機関は、形式的な要件が満たされていれば、条例に基づき、原則として、神奈川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会はこれに対して答申を行うこととなります。

しかし、このような不服申立てが多数繰り返される場合には、結果として、不服申立てを受けた実施機関の事務や諮問を受けた審査会の他の事案の調査審議に支障をきたすこととなります。

このため、このような不服申立てに対する取扱い方策について審議、検討を行い、次のように取りまとめました。

(1) 情報公開請求に係る不服申立ての現状と課題

近年、短期間に同一人から情報公開請求に係る不服申立てが大量に行われたため、これらの不服申立てについて実施機関からの諮問を受けた審査会の負担が増大し、諮問案件の迅速な審議に支障を来すという事態が生じています。今後も、こうした事態が生ずる場合には、他の情報公開請求者の権利の迅速な救済を阻害するおそれがあるので、こうした場合における対応策を検討することとしました。

(2) 対応策について

ア 基本的な考え方

同一人から大量の不服申立てが行われた場合に、これらを迅速に処理するためには、次のような対応が考えられます。

(ア) 大量の不服申立てのうち、明らかに正当な権利の行使の範囲を逸脱していると認められるものについては、実施機関において、当該不服申立てを不適法なものとして却下すること。

(イ) 適法なものとして審査会に諮問された不服申立てについては、その迅速な処理を図るために、審査会における審査の進め方等に関して一層の工夫を行うこと。

イ 具体的な対応策

(ア) 不服申立てを不適法なものとして却下することについて

○ 不服申立てが大量であることだけを理由に、実施機関において直ちにこれを不適法なものとして却下することは困難であり、基本的には、それぞれの不服申立ての内容、不服申立てに至る経緯等を検討し、個別具体的にその適法性を判断する必要があります。

○ 具体的には、不服申立てにより公開を求められている情報が、条例に規定される非公開情報に該当することが明らかであるにもかかわらず（注1）、当該非公開情報の公開を求める不服申立てが繰り返される場合など、明らかに正当な権利の行使の範囲を逸脱し、不服申立ての権利の濫用であると認められるものについては、実施機関において、当該不服申立てを不適法なものとして却下することが適当であると考えられます。

（注1） 例えば、特定個人の氏名・住所等、条例第5条第1号本文に該当する個人情報であって、かつ、同号ただし書きのいずれにも該当しないことが明らかである場合など

(イ) 審査会における事案の迅速な処理について

審査会においては、これまで審査委員の増員、部会制の導入など審査体制の整備や、関連案件の一括審議等、審議の迅速化を図るために種々の工夫を行ってきたところですが、一層の迅速化のために、次のような方策を検討する必要があると考えられます。

○ 不服申立ての対象となった文書が大量であって、かつ、非公開とされた情報の理由とその性質が定型である場合など（注2）、必ずしも対象文書のすべてを確認しなくとも適切な判断が可能な場合には、実施機関から対象文書に記録されている情報の内容を分類、整理した資料の提出を受けて、これにより審査を行うなど、審査会の調査権限をより一層活用し、審議の迅速化を図る。

（注2） 例えば、スポーツ振興に関係して、関連の団体に支出された助成金等の振込口座に係る情報や、支出関係書類に記載された個人の住所など

○ 大量の不服申立てに係る事案については、審査手続きの簡略化、審議の早い段階での答申書案の検討、あるいは答申書の簡易化を図ることなどにより、審議に要する時間の短縮化を図る。

* 別紙「第11期審議会の審議経過」は本報告書P42を参照してください。

平成16年11月5日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県情報公開運営審議会

会 長 磯 部 力

指定管理者制度における情報公開について（報告）

1 はじめに

平成15年6月、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理における指定管理者制度が導入され、管理業務の一部を出資法人等に委託する従来の制度から、県の指定を受けた指定管理者に公の施設の管理権限を包括的に委任して行わせることができる制度に移行することとなりました。

この制度の導入により、民間事業者が指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりますが、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみれば、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報については、その十分な公開性を確保する必要があると思われます。

当審議会としては、部会を設置して、指定管理者制度における情報公開についての対応方針を検討してきましたが、このたび審議会としての結論がまとまりました。本件については早急な対応が必要と考えますので、中間報告書として提出することとします。

2 基本的な考え方

指定管理者制度の導入により、民間事業者が指定管理者として公の施設を管理する場合には、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第25条の規定は当然には適用されないため、これらの公の施設の管理に関する情報は公開されないことになり、県の情報公開の水準がこれまでよりも低下するおそれがあることとなります。

そこで、これまでの情報公開の水準を低下させないためには、公の施設のうち、まず、これまで県が直営で管理してきた施設及び実施機関が指定する出資団体等が管理してきた施設にあっては、指定管理者制度導入後においても従来どおり情報公開を行う必要があると思われます。また、文書管理体制が十分に整備されていないなどの理由により、現状では直ちに情報公開を行うことが困難な施設にあっては、今後速やかに体制を整備して情報公開を行うよう努める必要があると考えます。

さらに、指定管理者制度導入後における県の公の施設の管理に関する情報公開を着実に推進するために、条例に根拠となる規定を設けるだけでなく、指定管理者と実施機関との間で締結される協定においても必要な規定を設けるとともに、実施機関は、指定管理者に対する指導、支援等を行っていく必要があると考えます。

なお、条例等の規定整備にあたっては、公の施設の管理がきわめて公共性の高い業務であることや、文書管理体制が十分でない施設を管理する場合もあることなどについて、十分に留意する必要があると考えます。

3 対応方針

以上のことから、指定管理者制度導入後の公の施設の管理に関する情報公開については、次のような対応をすることが適当と考えます。

- (1) 条例を改正して、公の施設の指定管理者に情報公開の努力義務を課すための新たな規定を設けること。
- (2) 指定管理者と実施機関との間で締結する協定において、次の事項を定めること。
 - ア 県が直営で管理していた施設及び実施機関が指定する出資団体等が管理していた施設の指定管理者にあっては、情報公開に関する規程を定め、情報公開を行うこと。
 - イ 文書管理体制が十分でないなどの理由により、現状では情報公開を行うことが困難な施設の指定管理者にあっては、速やかに体制を整備し、情報公開を行うよう努めること。
- (3) 実施機関は、指定管理者の情報公開を推進するため、実施機関が行う指導、支援等を定めた要綱を新たに設けること。

4 まとめ

指定管理者制度における情報公開は、広い意味で、県行政の透明性の向上に資するものであるため、この中間報告書を基に、今後県としての考え方を整理し、具体的対応をしていくことが望まれます。

(2) 答申

平成17年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会

会 長 磯 部 力

県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の
充実について（答申）

平成16年10月12日付け情公第14号をもって意見を求められた標記のことについて、
別紙のとおり答申します。

答 申 に あ た っ て

神奈川県情報公開運営審議会では、平成16年10月12日、知事から「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」の諮問を受け、情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項について審議してきました。

神奈川県では、昭和57年10月に、都道府県レベルでは全国に先駆けて情報公開制度を発足させ、これまで20年余りが経過しました。この間、情報公開制度は多くの県民の支持を得て、今では、定着した制度となっています。

また、情報公開制度の利用の広がりとともに、行政の説明責任を求め、県政への参加を求める県民の声はますます大きくなっています。

このような県民の声に応え、「行政の透明性」を高め、「開かれた県政」を更に推進していくためには、県民との情報の共有化が何よりも不可欠のものといえます。

当審議会では、この県民との情報共有化を一層推進するために、情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項について審議を重ね、審議会の総意として、ここに答申する運びとなりました。県におかれては、本答申を踏まえ、さらに県民の意見に耳を傾けて、情報の公開、提供等の一層の充実に取り組まれるよう希望する次第です。

最後になりましたが、この答申に当たり、熱心にご審議いただいた委員各位に敬意を表し、厚くお礼申し上げます。

平成17年3月30日

神奈川県情報公開運営審議会

会 長 磯 部 力

はじめに

○ 県民との情報共有化を一層推進するために、情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項について、昨年１０月に知事より諮問を受け、当審議会では約半年間にわたって審議をし、改善すべき事項について、次のような検討を行いました。

① 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく情報公開については、条例の解釈運用の中で改善すべき事項と、条例改正を含め更に議論すべき事項とに分けて、公開範囲の拡大について検討しました。

② 情報提供（注）の充実については、改善の基本的な考え方を検討しました。

③ ①又は②により、公開又は提供される情報内容の充実については、改善の基本的な考え方を検討しました。

（注） ここでいう「情報提供」には、次の「狭義の情報提供」と「情報公表」を含みます。

- ・ 狭義の情報提供…特別の手續を要することなく、県が任意に情報を提供すること。
- ・ 情報公表…県が法令、条例、要綱等に基づいて義務的に情報を提供すること。

○ 情報公開や情報提供のあり方については、社会の変化や進展に対応する行政の取組みに合わせて、前例や現状にとらわれることなく、常に見直しを行い、その改善に努める必要があります。また、全ての職員が、制度発足時の情報公開に向けた意気込みと熱意を、今一度想起して、見直しに取り組むことが重要であると考えます。

○ 当審議会では、これまでの審議により、改善すべき事項の整理と、県における検討が望まれる事項を取りまとめました。今後、県において、情報公開や情報提供のあり方について、広範で活発な議論が行われることを期待します。

1 改善策検討に当たっての視点について

(1) 公開範囲の拡大

情報公開制度の運用実績が積み重ねられ、公開・非公開の判断に当たっては、実施機関において、前例に基づいて処理されることが多く、そのために、やや硬直化した傾向が見受けられるようです。その結果、神奈川県情報公開審査会において、不服申立人の主張を認める答申が比較的多く出される（答申全体の５５％。平成１５年度実績）ことになるのではないかと思います。

県民意識や社会情勢が大きく変化している中で、条例に規定する非公開事由の運用についても、原則公開の精神に立って、改めて見直しを行う必要があるのではないかと思います。

(2) 情報提供の充実

平成１６年８月に実施した県民ニーズ調査の結果にも見られるように、多くの県民が県からの分かりやすい形での情報提供を求めています。

こうした要望に応え、県民との情報の共有化を推進するためには、公開請求を待つて公開するのではなく、正確で、分かりやすい情報を迅速かつ容易に県民が入手できるようにしていく必要があります。

(3) 情報内容の充実

公開請求により、情報が公開され、また、請求を待つことなく、情報提供が行われても、その内容が、県民の求めるものではなくては、県民との情報の共有化は不十分です。

県民との情報共有化を実現するためには、県民の立場に立って、県民が知りたいと思う情報は何かという視点から、情報公開・情報提供を行う必要があります。

2 公開範囲の拡大について

実施機関において非公開とされる事例の中で、非公開事由として掲げられることが多い条例第5条第3号及び第4号について、次のとおり考え方を整理しました。これらについては、個人や法人などの県民に関する情報ではなく、基本的に県行政に関する情報ですので、県自身が判断し、公開範囲を拡大していく必要があります。

(1) 条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）

ア 同号は、行政における内部的な審議、検討等に関する情報の中には、未成熟な情報が多く含まれており、これらの情報がそのまま公開されると率直な意見の交換が損なわれたり、県民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるため、これを防止する必要があることから非公開とされる情報を示したものです。

イ 同号では、非公開の要件として「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定されています。

この場合の「不当に」とは、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）において、意思決定前の審議、検討等の段階における意思形成過程情報を公開する公益性を考慮しても、なお支障が重大で看過し得ない程度のものをいうとされ、不当かどうかの判断は、公開することによる利益と非公開とすることによる利益を客観的に比較衡量した上で、慎重に判断しなければならないとされています。

また、解釈運用基準において、審議、検討等の段階における意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県が県政を県民に説明する責務を全うするように配慮することが望まれるとされています。

ウ 県行政の透明性を高めていく上では、同号の規定を形式的に運用するのではなく、意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とをよく比較衡量することが必要です。このように情報公開の意義を実質的に検討することによって、県の持っている情報を更に公開することができるのではないかと考えます。

なお、条例の解釈運用に当たっては、条例第2条で、行政文書の公開義務の範囲は、原則公開の精神に立って解釈し、運用するものとされていることに十分留意しなければなりません。

エ このような解釈運用を徹底することによって、例えば、次のような視点から、現在非公開となっている情報の全部又は一部を公開することができないか検討する必要があると考えます。

(ア) 公開することにより、県民に対して誤解を与えるおそれがある場合は、未成熟な情報であり、将来変更される可能性があることなどを示した上で公開すべきではないか。

(イ) 非公開とされている意思形成過程情報について、少なくとも、事実に関する部分（客観的な事実、経過、調査データなど）は公開すべきではないか。

(ウ) 形式的に意思形成過程であっても、実質的に審議、検討等が終了している場合は公開すべきではないか。

(2) 条例第5条第4号（事務・事業情報）

ア 同号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から非公開情報を定めたものです。同号に該当する情報を公開すれば、特定の者に利益を与え、又は県民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は、県民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるため、これを防止しようとするのが同号の趣旨です。

イ 同号では、非公開の要件として「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

るもの」と規定されています。

この場合の「適正」とは、解釈運用基準において、公開のもたらす支障だけでなく、公開による利益も考慮して判断しようとする趣旨であるとされ、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、蓋然性が必要であるとされています。

ウ 県行政の透明性を更に高め、開かれた県政を確立していくためには、同号の規定を形式的に運用するのではなく、公開による利益を客観的に評価するとともに、支障を及ぼすおそれの程度についても十分に見極める必要があります。このように情報公開の意義を実質的に検討することによって、県の持っている情報を更に公開することができるのではないかと考えます。

なお、条例の解釈運用に当たっては、行政文書の公開義務の範囲は、原則公開の精神に立って解釈し、運用するものとされていることは、先に述べたとおりであり、十分に留意する必要があります。

エ このような解釈運用を徹底することによって、例えば、次のような視点から、現在非公開となっている情報の全部又は一部を公開することができないか検討する必要があると考えます。

(ア) 公開することによる具体的な支障が確実に予想される場合以外は、公開すべきではないか。

(イ) また、具体的な支障が確実に予想される場合であっても、その支障の程度が重大でない場合には、公開することによる利益を重視して、公開すべきではないか。

(ウ) 現に事務・事業が終了している場合や、一定の結果が得られている場合は、公開すべきではないか。

(3) 非公開事由の厳格な解釈運用

ア (1)及び(2)の非公開事由の運用に当たっては、県が県民に対して「非公開とする利益が公開する利益を上回ることを説明できる場合」に限って、非公開とすることができるものと考えます。県が保有している情報は、県民の情報でもあるわけですから、このことを県は常に意識して非公開事由の解釈運用を行うことが求められています。

イ 以上の観点から、どのような情報を県が更に公開することができるかについては、原則公開の精神に立って、県自らが広範な検討を行うべきであり、そのための早急な取組みが行われることを強く期待します。

なお、この検討により、公開が可能となる情報については、条例に基づく公開請求を待って、公開するだけでなく、情報提供を行うことによって、進んで県としての説明責任を果たしていくことが望まれます。

ウ また、実施機関が公開・非公開の決定を行うに当たっては、現在、実施機関と情報公開課との間で事前協議が行われていますが、更に厳格な非公開事由の解釈運用を期すべく、事前協議の方法を次の視点から見直すべきと考えます。

(ア) 事前協議の対象からは、前例があるものが除かれていますが、前例の中には現在の状況からみて再検討を要するものもあることから、全部公開とされるものを除いて、全て事前協議の対象とすべきではないか。

(イ) 事前協議が整わなかった事例については、非公開事由の解釈運用がまさに問題となったものであることから、協議不調にとどめることなく、県としての考え方を整理する仕組みを設けるべきではないか。

3 情報提供の充実について

情報提供の充実については、基本的な考え方を次に示しましたので、これに基づき、今後、県に

において具体的な取組みが行われることを望みます。

(1) 情報提供のあり方

ア 条例に基づく情報公開と情報提供とは、県が説明責任を果たしていく上での、いわば車の両輪として位置づけられるものです。

イ 県民参加により県の施策を決定し、実施していくためには、県からの積極的な情報発信と、県民意見の行政への反映という広報広聴が一体となった取組みが必要であることは言うまでもありません。

ウ また、情報公開制度は、請求がなければ公開されないという制度的な限界がありますので、情報提供を中心に説明責任を果たしていくことが一層望まれます。

(2) 情報提供を充実するための仕組み

ア 県民ニーズ調査（平成16年8月実施）によると、現在の県の情報提供について、満足していないと回答した者の理由として、どこでどのような情報が提供されているか分からないという理由が約6割を占めています。

そこで、県としては、現在、県が情報提供を行っている情報を整理した上で、情報提供を義務づける情報や、情報提供に努める情報などに区分し、県民に分かりやすく示す必要があると考えます。

イ また、情報の提供方法、時期等を定めた要綱等を制定することや、県民ニーズをしっかりと受け止めて、県の情報提供のあり方に反映していくための仕組みについて検討することが必要と考えます。

ウ このような検討と併せて、県民に県政をもっと良く理解してもらうためには、県における情報提供のあり方について、県内部で幅広い観点から十分に検討できる仕組みを考える必要があると思います。

(3) 情報提供の対象とすべき情報

ア これまで条例に基づく公開請求において、複数回公開請求があり公開した情報や、定例的に県に報告があるもののなかで公開決定された情報などについては、情報提供を行っていくべきと考えます。

検討すべきと考えられる例を、次に示します。

(ア) 定期又は複数回の公開請求を受け、公開した情報

・ 店舗・事業所等の名称・所在地・経営者等

(イ) 定例的に県に報告があり、公開請求時に公開決定（一部公開を含む。）した情報

・ 民法又は特別法上の公益法人の決算書類等

(ウ) 写しの交付の規定がないため、公開請求により写しの交付を行っている情報

・ 法令等に関連の定めのある申請書、報告書等

イ 2の(3)でも述べましたが、県の持っている「審議・検討・協議情報」や、「事務・事業情報」などについても、公開が可能と判断されたものについては、県として進んで説明責任を果たすために、公開請求を待つことなく、情報提供を行っていくことが適当と考えます。

(4) 審議会等の会議の公開

県における審議会、懇話会などの会議の公開についても、上記の情報提供の充実についての考え方を反映すべきと考えます。県における会議は、県政に関する重要な課題について論議がされることが多く、その会議の公開は、県民に対する説明責任を果たすことになります。今一度、会議公開の原則に立って、会議を非公開とする事由の厳格な運用を図るべきです。

4 情報内容の充実について

情報内容の充実については、基本的な考え方を次に示しましたので、これに基づき、今後、県において具体的な取組みが行われることを望みます。

(1) 文書の作成・管理

ア 文書の作成・管理については、説明責任を果たすために行うものであるという基本理念をより明確にする必要があります。

条例に基づく公開請求権の対象である文書等についての管理は、条例事項となるのではないかとの考え方もあり、文書の作成・管理については、現状の改善すべき点を十分に検討し、更に将来的な課題として条例で定めることも視野に入れて検討する必要があります。

イ 現在、口頭で処理している情報のうち、文書化する必要のあるものがないか、県民の利益、行政の効率性などの観点から検討する必要があります。例えば、県民からの苦情・相談等で、口頭で処理していたものの文書化などが考えられます。

ウ 県が保有していない情報であっても、新たに作成又は取得して情報提供を行う必要のあるものがないか、県民の利益、行政の効率性、作成又は取得の可能性などの観点から、検討する必要があります。

エ 任意協議会等の組織が廃止される場合は、当該組織の文書を当該組織に最も関係が深い組織に移管するなどの方法により、一定期間文書を保管することを検討する必要があります。

(2) 分かりやすい情報

ア 情報提供を行うに当たっては、県民に分かりやすい情報とするように努めるべきであり、そのためには、平易な表現とするとともに、多くの県民にとって、必要十分な量の情報提供を行うのと併せて、更に詳しい情報を求める県民のためにより詳細な情報へアクセスできるようにしておくことが重要です。

イ また、県政の考え方を県民にもっと良く理解してもらうためには、ホームページなどの媒体特性を生かした効果的な情報提供の方法についても検討すべきです。

5 今後更に検討すべき課題について

条例に基づく公開請求における非公開事由については、2において検討しましたが、その他に、実施機関で非公開となる場合の非公開事由として多いものに、「個人情報」（条例第5条第1号）と「法人情報」（同条第2号）があります。

これらについては、2で検討した、基本的に県行政に関する情報とは異なり、県民である個人、法人に関する情報であることから、公開範囲の拡大による影響が大きいため、より慎重な検討が必要と考えます。

(1) 条例第5条第1号（個人情報）

ア 非公開事由としての「個人情報」については、条例では、個人が識別できる情報となっていますが、これをプライバシー情報に限ることにして、公開範囲を広げるべきとの考えがあります。

イ しかし、プライバシーの範囲を定めがたいことから、条例は個人識別情報を個人情報とした経緯があることや、そもそも、プライバシーの範囲を定めることができるのかについても疑問があります。

ウ 現行の条例の解釈運用で、どこまでプライバシー情報に限定することができるのか、また、条例を改正することで、その限定が可能なのかなどについて、更に議論が必要と思います。

(2) 条例第5条第2号（法人情報）

ア 非公開事由としての「法人情報」については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが、非公開とされています。

イ この非公開とされる法人情報のうち、法人が提供する商品やサービスに関する客観的な事実や、法人本来の活動については、公開すべきではないかという考えや、法人が法令に違反している事実は、法人の正当な利益を害するものでないので、より一層公開すべきではないかという考えがあります。

ウ このような考えによる公開範囲の拡大が、条例の解釈運用で、どこまで可能なのかについては、更に詳細な議論が必要と考えています。

おわりに

県民から見た「開かれた県政」というのは、当然のことながら、知事が所管する部局だけではなく、教育委員会等の他の実施機関を含めた神奈川県全体の透明度の向上を意味するものだと考えます。

この答申に基づき知事が所管する部局においては、具体的な改善が速やかに行われることを望むとともに、他の実施機関においても見直しが行われ、神奈川県全体の情報の公開、提供等が更に充実することを期待します。

(参考) 知事からの諮問文

情 公 第 1 4 号
平成 16 年 10 月 12 日

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の
充実について（諮問）

情報公開制度を導入して以来 20 年余りが経過し、この間、多くの県民に利用されてまいりました。情報公開制度の利用の広がりに合わせて、「開かれた県政」に対する県民の期待はより強いものとなっております。

このような県民の期待に応えるとともに、県民との情報の共有化を一層推進するために、情報の公開、提供等の充実に向けた方策を幅広い視点から検討することが求められております。

そのため、情報の公開、提供等に関し改善すべき事項について、貴審議会のご意見を賜りたく、神奈川県情報公開条例第 26 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

諮問事項

県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について

(1) 情報の公開、提供等に関し改善すべき事項

* 資料「第 11 期神奈川県情報公開運営審議会審議経過」及び「第 11 期神奈川県情報公開運営審議会委員名簿」は省略しています。

4 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第8条の本人外収集の制限及び同第9条の規定に基づく目的外提供の制限

高第220号

平成16年12月28日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁 様

神奈川県教育員会
委員長 平 出 彦 仁

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項に定める個人情報の本人外収集
及び学校が保有する個人情報の取扱に関する同第9条第1項の定める目
的の外提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第6号に基づく別添事案に係る個人
情報の本人外収集及び同第9条第1項第4号に基づく別添事案に係る個人情報の目的外利用につい
て御審議していただきたいので、諮問します。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【教育委員会】（第2号様式）

条例第8条第3項第6号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※ 案 件 番 号	2 2
所 管 室 課 所 名	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校			
主 管 室 課 名	高校教育課			
事 務 の 名 称	学校と警察との間の情報連携に係る協定書に関する措置事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	文部科学省通知「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」（平成14年5月27日、14初児生第6号）			
事 務 の 目 的	児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成			
対象となる個人の類型	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報			
本人以外から収集する 個人情報の項目名	児童・生徒の氏名、児童・生徒の逮捕及び身柄通告に係る情報（逮捕及び身柄通告の発生日時、逮捕及び身柄通告に至った事由）、児童・生徒の犯罪行為等に係る事実の概略			
本人以外から収集する 場合の収集先	県警察本部、県内に所在する警察署			
理由（本人以外から収集する必要性等）				
児童・生徒が学校外で犯罪行動等に関係し逮捕及び身柄通告された場合、非行集団に加入している場合、逮捕及び身柄拘束に至らなくとも犯罪行為を繰り返している場合及び児童・生徒の犯罪行為等が他の児童・生徒に影響を及ぼしている場合には、当該児童・生徒に対して、学校と警察と家庭が連携し、効果的な指導を行う必要があるが、これらに係る情報を収集する際、当該児童・生徒や保護者が不安あるいは苦痛を感じる場合が多いと考えられ、当該児童・生徒及び保護者から円滑に収集することができないため、警察から情報を収集することが必要と考える。 また、非行集団を離脱したことによって生じる報復行為など児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれがある場合、上記の場合と同様、当該の児童・生徒及び保護者から当該情報を円滑に収集することが困難であり、警察から情報を収集することにより、学校が効果的な安全対策を講じることができる。				
条例第8条第4項の規定による本人通知 ☐ する ☒ しない （しない理由）児童虐待等の場合に、保護者に通知することによって、児童・生徒の安全が脅かされる場合があると考えられる。				

(第3号様式)

条例第9条第1項第4号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審議会
諮問）

	区 分	個別	※ 案 件 番 号	8
所 管 室 課 所 名	各県立高等学校及び盲・ろう・養護学校			
主 管 室 課 名	高校教育課			
事 務 の 名 称	学校と警察との間の情報連携に係る協定書に関する措置事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	文部科学省通知「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」（平成14年5月27日、14初児生第6号）			
事 務 の 目 的	児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成			
対象となる個人の類型	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する個人情報			
目的外に利用・提供した個人情報の内容	児童・生徒の氏名、生年月日、住所、自宅電話番号、保護者の氏名、入学・転編入学年月日、学年組、児童・生徒の犯罪行為等に係る事実の概略、当該事案について児童・生徒に対して学校が行った指導の概略			
利用・提供の相手方	県警察本部、県内に所在する警察署			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等） 児童・生徒が犯罪行為等を行っている、暴走族等の非行集団に加入している、また薬物乱用等を行っている場合で、学校だけでは適切な指導を十分行うことができない場合、当該児童・生徒の指導や立ち直りの支援のために、警察及び家庭との連携が必要になる。学校、警察、家庭の三者が、協力して個々の児童・生徒を指導、支援していく場合には、必要最小限の情報を共有する必要があるが、これらについて、警察署が当該児童・生徒から情報を収集することは困難である。児童・生徒がいじめや児童虐待などによって著しい被害を受けるおそれがあるストーカー行為など、児童・生徒が犯罪被害者になるおそれがあると認知した場合も同様である。				
条例第9条第2項の規定による本人通知 ☐ する ☒ しない （しない理由） 児童虐待等の場合には保護者に連絡することによって、児童・生徒の安全が脅かされる場合が考えられる。薬物乱用等の場合には証拠隠滅や逃走、さらには犯罪関係者からの報復も予想される。				

* 本件は、継続審議となり、平成16年度中に答申は出ていません。

(2) 条例第10条のオンライン結合の制限(類型諮問)

情公第17号

平成16年10月25日

神奈川県個人情報保護審議会会長

兼 子 仁 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問します。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【知事】

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	類型	※案件番号	9
所管室課所名	秘書課、出納局総務課、保健福祉大学				
主管室課名	秘書課				
事務の名称	知事等交際費に関する事務				
事務の目的	知事等交際費の支出				
オンライン結合の内容	不祝儀を執行した場合の相手方の個人情報を、県のホームページに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。				
対象となる個人の類型	交際費を不祝儀として執行した場合の支出の相手方				
提供する個人情報項目名	交際費の支出の相手方氏名、職業、地位及び資格並びに死亡した親族氏名及び続柄				
提供の相手先	インターネット利用者				

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

神奈川県知事 松沢成文 様

神奈川県個人情報保護審議会 会長 兼子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成16年10月25日付け情公第17号をもって諮問のありました「知事等交際費のうち不祝儀の支出に関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により、知事等交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報を県民に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

インターネット等を活用して実施機関が保有する個人情報を随時に提供するシステムについては、提供の相手先であるインターネット利用者等に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であるため、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が、知事等交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報の県民への提供であること。
- (2) 不祝儀の支出を受けた相手方の個人情報がホームページに掲載される旨をホームページ等で広く県民に周知し、可能であれば個別の支出の際にも周知すること。
- (3) ホームページ掲載について支出の相手方関係者から申出があった場合には、当該個人情報部分の掲載を止めること。
- (4) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (5) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

※ 上記と同様の諮問・答申は、このほかに4回行われていますが、内容が同じものなので省略します。

神議第 95 号
平成 17 年 3 月 9 日

神奈川県個人情報保護審議会会長
兼 子 仁 様

神奈川県議会議長 新 堀 典 彦
議会が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係る
オンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問します。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【議会】

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	類型	※案件番号	2
所管室課所名	各課				
主管室課名	議会事務局総務課				
事務の名称	電子申請・届出に関する事務				
事務の目的	平成17年7月に稼動予定の電子申請・届出システムでは、利用者（県民等）が従来紙や電話等で行っていた申請・届出事務をシステム化し、利用者の負担軽減と職員の事務の効率化を図るものである。				
オンライン結合の内容	電子申請・届出システムで構築されるサーバに保有される利用者の個人情報を、利用者本人が申請状況確認等を行う場面において、随時入手し得る状態にする。				
対象となる個人の類型	県民等				
提供する個人情報の項目名	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、処理状況等				
提供の相手先	県民等（利用者登録及び申請・届出を行った利用者本人）				

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

個人情報審議第171号
平成17年3月23日

神奈川県議会議員 新堀典彦様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年3月9日付け神議第95号をもって諮問のありました「電子申請・届出に関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

電子申請・届出システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- （1） 事務の目的が、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人へ提供するものであること。
- （2） 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- （3） 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準」に定める要件を具備するものであること。

* 上記と同様の諮問・答申は、このほかに10回行われていますが、内容が同じものなので省略します。

情公第 27 号
平成 17 年 3 月 15 日

神奈川県個人情報保護審議会会長
兼 子 仁 様

神奈川県知事 松 沢 成 文
知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係る
オンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問します。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【知事】

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	類型	※案件番号	1 1
所管室課所名	各室課所				
主管室課名	情報システム課				
事務の名称	公共施設利用電子予約に関する事務				
事務の目的	平成17年7月に稼動予定の公共施設利用予約システムでは、利用者（県民等）から従来紙や電話等で受け付けていた公共施設利用予約事務をシステム化し、利用者の負担軽減と職員の事務の効率化を図るものである。				
オンライン結合の内容	公共施設利用予約システムのデータベースサーバに保存している利用者の個人情報、利用者本人が予約状況確認等を行う場面において、随時入手し得る状態にする。				
対象となる個人の類型	県民等				
提供する個人情報の項目名	氏名、予約状況等				
提供の相手先	県民等				

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年3月15日付け情公第27号をもって諮問のありました「電子申請・届出に関する事務」及び「公共施設利用電子予約に関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により、電子申請・届出システム及び公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

電子申請・届出システム及び公共施設利用予約システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- （1） 事務の目的が、電子申請・届出システム及び公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人へ提供するものであること。
- （2） 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- （3） 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準」に定める要件を具備するものであること。

* 上記と同様の諮問・答申は、このほかに1回行われていますが、内容が同じものなので省略します。

(3) 条例第30条の事業者の業務登録及び第33条の登録事項の変更の申請

情公第8号
平成16年7月8日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

個人情報取扱業務の登録及び変更について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第30条第3項及び第33条第2項の規定により、貴審議会のご意見をいただきたく、別紙案件表のとおり諮問いたします。

個情審議第154号
平成16年7月15日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

個人情報取扱業務の登録及び変更について（答申）

平成16年7月8日付け情公第8号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。

当答申で登録及び登録事項の変更について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録及び変更を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」の周知をするなど登録の推進に努力することを希望します。

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。

(4) 神奈川県における個人情報保護制度の充実について（答申）の概要

平成 15 年 7 月の知事からの諮問に対し、神奈川県個人情報保護審議会が、審議検討した結果をとりまとめ、平成 16 年 9 月に知事あてに答申しました。その概要は次のとおりです。

県の実施機関に関する制度

県のすべての機関に条例を適用

- 個人情報保護条例をすべての県の機関に適用させることが適当
(現在 11 の県の機関に条例を適用) ⇒ (公安委員会及び警察本部長を加え、全実施機関に条例を適用)
- 警察業務のうち条例の適用を除外する業務の範囲について検討結果を提示
* 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他県警察が個人の生命、身体及び財産の保護に任ずる公共の安全と秩序の維持」に当たる警察業務を適用除外として整理すべきこと。

利用停止等請求権の導入

- 是正の申出制度にかえ、新たに利用停止等請求権を導入することが適当
$$\left[\begin{array}{l} \text{開示請求権、訂正請求権、} \underline{\text{是正の申出}} \end{array} \right] \Rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{開示請求権、訂正請求権、} \underline{\text{利用停止等}} \\ \text{請求権} \end{array} \right]$$

* 利用停止等請求権・・・実施機関が条例に違反する個人情報の取扱いを行った場合に、その個人情報について利用の中止や消去等を請求する権利。
- 実施機関に対する苦情処理の制度を置き、必要に応じて実施機関から審議会の意見を聴くことができる制度を提示

職員・受託事業従事者等の義務違反に、罰則適用

- 職員、受託事業従事者及び指定管理者業務従事者の義務規定を設け、違反行為に罰則を適用することが適当
(審査会の委員を対象とする罰則) ⇒ (審査会委員、職員、受託事業従事者、指定管理業務従事者に拡大)
- 罰則の適用範囲を特別職（議員を除く。）に拡大することが適当
* 適用範囲が拡大される特別職についての周知期間を検討すべきことを提示
特別職の例：知事、副知事、出納長、審議会の委員等

民間事業者に関する制度

県が公表する事業者指針は、内容を見直す

- 県が事業者指針を作成・公表する制度は、今後も維持するが、指針の対象は、法適用事業者以外の事業者とするのが適当
- 指針の内容は、法やガイドラインを踏まえて見直すことが適当

個人情報取扱業務登録は、当面継続

- 県の業務登録制度は当面、継続して実施することが適当
- 個人情報保護意識の高まり、プライバシーマークの普及状況等を踏まえ、3年以内に見直すこと（法の見直しに合わせた見直し）が適当

調査・勧告・公表について、一部適用除外の規定を設ける

- 事業者による個人情報の不適正な取扱いがあった場合の調査・勧告、公表については、基本的には存続することが適当
- 不適正な取扱いが疑われる場合

調査／拒む場合 → 公表

著しく不適正な取扱い

勧告／従わない場合 → 公表

⇒

基本的には存続が適当
- 個人情報保護法の適用との関係で、一部適用除外規定を設けることが適当
 - * 報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体に条例の調査・勧告・公表の規定を適用しないこと
 - * 個人情報保護法に基づき主務大臣権限を行使する場合には、条例の調査・勧告・公表の規定を適用しないこと

(5) 事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針の改正

平成17年3月の知事からの諮問に対し、神奈川県個人情報保護審議会が、審議検討した結果をとりまとめ、知事あてに答申しました。答申を受けて改正した指針は次のとおりです。

事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針（平成17年4月1日公告）

1 はじめに

(1) この指針は、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るため、事業者が、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとなるように、神奈川県個人情報保護条例第47条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で神奈川県が作成したものである。

なお、この指針は、情報処理技術及び通信技術の進展、県民の個人情報保護意識の変化、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び法第8条に規定する指針（以下「各省庁ガイドライン」という。）の改正等に対応して、適宜必要な見直しを行うものである。

(2) この指針における「事業者」とは、法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者及び各省庁ガイドラインの対象となる事業者以外の事業者とする。

(3) 次に掲げる用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

ア 個人情報

イ 個人情報データベース等

ウ 個人データ

エ 保有個人データ

(4) この指針に定められた内容は、法及び各省庁ガイドラインによる規制を上回るものと解釈してはならない。

2 個人情報の利用目的の特定等

(1) 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(2) 思想、信条、人種その他の特に慎重な取扱いを要する個人情報の取扱いについては、当該事業者が属する分野について定められた各省庁ガイドラインの規定の例による。

(3) 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(4) 事業者は、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

3 個人情報の利用目的による制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

4 個人データの第三者提供の制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを

第三者に提供しないものとする。

5 個人データの適正管理

- (1) 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (5) 個人データの取扱いに従事する者は、業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。
- (6) 保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めるものとする。

6 保有個人データの開示等

- (1) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。
- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- (3) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。
- (4) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
- (5) 事業者は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

7 責任体制

- (1) 事業者は、この指針に定められた内容の実効性を確保するため、個人情報の管理者を指名するよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の管理者は、この指針に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取扱いに係る規程の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

8 県の出資団体等の取組

県が出資その他財政上の援助を行う団体は、個人情報の保護に関して県が実施する施策に留意しつつ、他の事業者に率先して、積極的に個人情報の保護に努めるものとする。

5 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況

(平成17年3月31日現在)

(1) 情報公開条例制定状況 (都道府県・県内市町村)

【都道府県】 47団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団 体 名	条 例 (要 綱) 名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県情報公開条例	57.10.14	58. 4. 1
埼玉県	埼玉県情報公開条例	57.12.18	58. 6. 1
長野県	長野県情報公開条例	59. 3.26	59.10. 1
大阪府	大阪府情報公開条例	59. 3.28	59.10. 1
東京都	東京都情報公開条例	59.10. 1	60. 4. 1
山梨県	山梨県情報公開条例	61. 3.26	61. 4. 1
福岡県	福岡県情報公開条例	61. 3.31	61. 9. 1
北海道	北海道情報公開条例	61. 4. 1	61.10. 1
茨城県	茨城県情報公開条例	61. 3.26	61.10. 1
栃木県	栃木県情報公開条例	61. 3.31	61.10. 1
群馬県	群馬県情報公開条例	61. 4. 1	61.10. 1
福井県	福井県情報公開条例	61. 3.24	61.10. 1
愛知県	愛知県情報公開条例	61. 3.26	61.10. 1
兵庫県	情報公開条例	61. 3.27	61.10. 1
熊本県	熊本県情報公開条例	61.10. 8	62. 1. 1
富山県	富山県情報公開条例	61. 9.30	62. 4. 1
香川県	香川県情報公開条例	61.12.24	62. 4. 1
秋田県	秋田県情報公開条例	62. 3.13	62.10. 1
佐賀県	佐賀県情報公開条例	62. 7.16	62.10. 1
滋賀県	滋賀県情報公開条例	62.10.16	63. 4. 1
三重県	三重県情報公開条例	62.12.24	63. 6. 1
鳥取県	鳥取県情報公開条例	63. 3.28	63.10. 1
千葉県	千葉県情報公開条例	63.3.28	63.10. 1
京都府	京都府情報公開条例	63. 4. 1	63.10. 1
鹿児島県	鹿児島県情報公開条例	63. 3.28	63.12. 1
大分県	大分県情報公開条例	63. 8. 1	64. 1. 1
徳島県	徳島県情報公開条例	元. 3.28	元. 8. 1
宮崎県	宮崎県情報公開条例	元. 3.30	元. 9. 1
静岡県	静岡県情報公開条例	元. 3.29	元.10. 1
広島県	広島県情報公開条例	2. 3.26	2.10. 1

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
高知県	高知県情報公開条例	2. 3. 26	2.10. 1
宮城県	情報公開条例	2. 7. 16	2.10. 1
福島県	福島県情報公開条例	2.10.16	3. 4. 1
沖縄県	沖縄県情報公開条例	3.12.26	4. 7. 1
長崎県	長崎県情報公開条例	4. 3. 30	5. 1. 20
和歌山県	和歌山県情報公開条例	5. 3. 30	5.10. 1
岩手県	情報公開条例	6. 3. 30	6.10. 1
島根県	島根県情報公開条例	6. 3. 25	6.10. 3
石川県	石川県情報公開条例	6. 9. 27	7. 4. 1
岐阜県	岐阜県情報公開条例	6.10.14	7. 4. 1
新潟県	新潟県情報公開条例	7. 3. 31	7.10. 1
青森県	青森県情報公開条例	7.10.25	8. 1. 1
岡山県	岡山県行政情報公開条例	8. 3. 26	8.10. 1
奈良県	奈良県情報公開条例	8. 3. 27	8.10. 1
山口県	山口県情報公開条例	9. 7. 8	9. 9. 1
山形県	山形県情報公開条例	9.12.22	10. 7. 1
愛媛県	愛媛県情報公開条例	10. 6. 25	11. 1. 1

【県内市町村】 37 団体

（施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした）

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
川崎市	川崎市情報公開条例	59. 3. 30	59.10. 1
藤沢市	藤沢市情報公開条例	60. 9. 26	61. 2. 1
相模原市	相模原市情報公開条例	61. 1. 4	61. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市情報公開条例	61. 3. 28	61.10. 1
大和市	大和市情報公開条例	61. 9. 27	62. 1. 1
伊勢原市	伊勢原市情報公開条例	62. 3. 30	62.10. 1
座間市	座間市情報公開条例	62. 3. 31	62.10. 1
綾瀬市	綾瀬市情報公開条例	62.12.17	63. 4. 1
海老名市	海老名市情報公開条例	62.12.23	63. 4. 1
横浜市	横浜市の保有する情報の公開に関する条例	62.12.25	63. 4. 1
小田原市	小田原市情報公開条例	63. 9. 26	元. 4. 1
逗子市	逗子市情報公開条例	2.12.21	3. 4. 1
厚木市	厚木市情報公開条例	4. 3. 30	4. 7. 1
平塚市	平塚市情報公開条例	4.12.21	5. 7. 1
秦野市	秦野市情報の公開及び開示に関する条例	5. 9. 29	6. 4. 1

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
鎌倉市	鎌倉市情報公開条例	5.10. 4	6. 4. 1
横須賀市	情報公開条例	8. 3.27	8.10. 1
城山町	城山町情報公開条例	8. 3.26	9. 1. 1
津久井町	津久井町情報公開条例	9. 9.16	10. 4. 1
南足柄市	南足柄市公文書公開条例	9. 9.26	10. 4. 1
三浦市	三浦市情報公開条例	9. 9.30	10. 4. 1
大磯町	大磯町情報公開条例	9.12.11	10. 4. 1
二宮町	二宮町公文書公開条例	9.12.19	10.10. 1
湯河原町	湯河原町公文書公開条例	10. 3. 6	10. 6. 1
葉山町	葉山町公文書公開条例	10.12.21	11. 4. 1
愛川町	愛川町情報公開条例	11. 3.30	12. 1. 1
寒川町	寒川町情報公開条例	11.12.21	12. 4. 1
箱根町	箱根町情報公開条例	11.12.27	12. 4. 1
清川村	清川村情報公開条例	12. 6.27	13. 4. 1
相模湖町	相模湖町情報公開条例	13. 3. 1	13. 7. 1
中井町	中井町情報公開条例	13. 3.27	13.10. 1
松田町	松田町情報公開条例	13. 9.27	14. 1. 1
山北町	山北町情報公開条例	13. 9.17	14. 4. 1
真鶴町	真鶴町情報公開条例	13.12.14	14. 4. 1
開成町	開成町情報公開条例	13.12.17	14. 4. 1
大井町	大井町情報公開条例	13.12.20	14. 4. 1
藤野町	藤野町情報公開条例	14. 3.18	14.10. 1

(2) 個人情報保護条例制定状況（都道府県・県内市町村）

【都道府県】 47 団体

（施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした）

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県個人情報保護条例	2. 3.30	2.10. 1
東京都	東京都個人情報の保護に関する条例	2.12.21	3.10. 1
長野県	長野県個人情報保護条例	3. 3.14	3.10. 1
愛知県	愛知県個人情報保護条例	4. 3.25	4.10. 1
福岡県	福岡県個人情報保護条例	4. 3.30	4.10. 1
千葉県	千葉県個人情報保護条例	5. 2.18	5.10. 1
茨城県	茨城県個人情報の保護に関する条例	5. 3.26	5.10. 1
山梨県	山梨県個人情報保護条例	5. 3.26	5.10. 1

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
埼玉県	埼玉県個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
北海道	北海道個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
沖縄県	沖縄県個人情報保護条例	6. 10. 20	7. 4. 1
福島県	福島県個人情報保護条例	6. 10. 14	7. 10. 1
広島県	広島県個人情報保護条例	7. 3. 15	7. 10. 1
滋賀県	滋賀県個人情報保護条例	7. 3. 17	7. 10. 1
京都府	京都府個人情報保護条例	8. 1. 9	8. 10. 1
大阪府	大阪府個人情報保護条例	8. 3. 29	8. 10. 1
兵庫県	兵庫県個人情報の保護に関する条例	8. 10. 9	9. 4. 1
宮城県	宮城県個人情報保護条例	8. 10. 14	9. 4. 1
岐阜県	岐阜県個人情報保護条例	10. 7. 1	11. 4. 1
新潟県	新潟県個人情報保護条例	10. 10. 16	11. 4. 1
青森県	青森県個人情報保護条例	10. 12. 24	11. 7. 1
鳥取県	鳥取県個人情報保護条例	11. 3. 12	11. 10. 1
香川県	香川県個人情報保護条例	11. 3. 19	11. 10. 1
奈良県	奈良県個人情報保護条例	12. 3. 30	12. 10. 1
群馬県	群馬県個人情報保護条例	12. 6. 14	13. 1. 1
熊本県	熊本県個人情報保護条例	12. 9. 27	13. 4. 1
山形県	山形県個人情報保護条例	12. 10. 13	13. 4. 1
秋田県	秋田県個人情報保護条例	12. 10. 17	13. 4. 1
栃木県	栃木県個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
高知県	高知県個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
岩手県	岩手県個人情報保護条例	13. 3. 30	13. 10. 1
長崎県	長崎県個人情報保護条例	13. 7. 12	14. 4. 1
佐賀県	佐賀県個人情報保護条例	13. 10. 9	14. 4. 1
愛媛県	愛媛県個人情報保護条例	13. 10. 16	14. 4. 1
山口県	山口県個人情報保護条例	13. 12. 18	14. 4. 1
大分県	大分県個人情報保護条例	13. 12. 25	14. 6. 1
岡山県	岡山県個人情報保護条例	14. 3. 19	14. 10. 1
三重県	三重県個人情報保護条例	14. 3. 20	14. 10. 1
福井県	福井県個人情報保護条例	14. 3. 22	14. 10. 1
島根県	島根県個人情報保護条例	14. 3. 26	14. 10. 1
徳島県	徳島県個人情報保護条例	14. 7. 29	15. 1. 1
宮崎県	宮崎県個人情報保護条例	14. 10. 4	15. 4. 1
鹿児島県	鹿児島県個人情報保護条例	14. 10. 15	15. 4. 1
静岡県	静岡県個人情報保護条例」	14. 10. 25	15. 4. 1

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
和歌山県	和歌山県個人情報保護条例	14.12.24	15. 7. 1
石川県	石川県個人情報保護条例	15. 3.24	15. 7. 1
富山県	富山県個人情報保護条例	15. 3.19	16. 1. 1

【県内市町村】 37 団体

（施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした）

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
秦野市	秦野市電子計算組織に係る個人情報の取扱いに関する条例	60. 7. 1	60. 8. 1
川崎市	川崎市個人情報保護条例	60. 6.29	61. 1. 1
藤沢市	藤沢市個人情報保護条例	62. 9.28	63. 4. 1
小田原市	小田原市個人情報保護条例	3. 9.25	4. 4. 1
逗子市	逗子市個人情報保護条例	3.12.25	4. 4. 1
厚木市	厚木市個人情報保護条例	4. 3.30	4. 7. 1
相模原市	相模原市個人情報保護条例	4.12.24	5. 7. 1
横須賀市	個人情報保護条例	5. 4. 1	5.10. 1
鎌倉市	鎌倉市個人情報保護条例	5.10. 4	6. 4. 1
平塚市	平塚市個人情報保護条例	6.12.19	7. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市個人情報保護条例	8. 3.25	8.10. 1
綾瀬市	綾瀬市電子計算機処理個人情報保護条例	9. 3.25	9. 7. 1
津久井町	津久井町個人情報保護条例	9. 9.16	10. 4. 1
南足柄市	南足柄市個人情報保護条例	9. 9.26	10. 4. 1
三浦市	三浦市個人情報保護条例	9. 9.30	10. 4. 1
湯河原町	湯河原町個人情報保護条例	10. 3. 6	10. 6. 1
海老名市	海老名市個人情報保護条例	9.12.22	10. 7. 1
二宮町	二宮町個人情報保護条例	10. 3.20	10.10. 1
大和市	大和市個人情報保護条例	10. 3.26	10.10. 1
伊勢原市	伊勢原市個人情報保護条例	10.12.11	11. 4. 1
城山町	城山町個人情報保護条例	11. 3.23	11.10. 1
愛川町	愛川町個人情報保護条例	11. 3.30	12. 1. 1
座間市	座間市個人情報保護条例	11. 6.29	12. 2.28
葉山町	葉山町個人情報保護条例	11.12.20	12. 4. 1
寒川町	寒川町個人情報保護条例	11.12.21	12. 4. 1
横浜市	横浜市個人情報の保護に関する条例	12. 2.25	12. 7. 1
大磯町	大磯町個人情報保護条例	12. 3.28	12. 7. 1
清川村	清川村個人情報保護条例	12. 6.27	13. 4. 1

団 体 名	条 例（要 綱）名	公布年月日	施行年月日
相模湖町	相模湖町個人情報保護条例	13. 3. 1	13. 7. 1
中井町	中井町個人情報保護条例	13. 9. 20	14. 4. 1
山北町	山北町個人情報保護条例	13. 10. 1	14. 4. 1
藤野町	藤野町個人情報保護条例	14. 3. 18	14. 10. 1
開成町	開成町個人情報保護条例	14. 9. 24	15. 4. 1
松田町	松田町個人情報保護条例	14. 12. 12	15. 4. 1
真鶴町	真鶴町個人情報保護条例	14. 12. 20	15. 4. 1
箱根町	箱根町個人情報保護条例	14. 12. 20	15. 4. 1
大井町	大井町個人情報保護条例	14. 12. 26	15. 4. 1